

企画総務委員会

令和8年1月23日

1 報告事項

【地域振興部】

- (1) 特別区区民葬儀の助成制度について 【資料】
- (2) 町会アンケートの結果概要等について 【資料】
- (3) 町会等自治団体等に対する補助金について 【資料】
- (4) 物価高騰対策区民の暮らし支援事業（第二弾）について 【資料】
- (5) 秋葉原地区において実証実験を行うスタートアップ企業の支援について 【資料】
- (6) 日比谷図書文化館整備の検討について 【資料】

【政策経営部】

- (1) 情報リテラシーに関する取組みについて 【資料】
- (2) 補助金制度の運用について 【資料】
- (3) 千代田区留保財産の保有・活用に関する基本方針（素案）に対するパブリックコメントの結果概要について 【資料】
- (4) 旧永田町小学校関係資料の取扱いに対する意見照会の結果概要について 【資料】

【会計室】

- (1) 重要備品の下限額の引上げについて 【資料】

2 その他

特別区区民葬儀の助成制度について

区民の葬儀費用の負担軽減のため、全東京葬祭業協同組合連合会に加盟する区民葬儀取扱業者が行う特別区区民葬儀制度について、都内で火葬場を運営する事業者が区民葬儀の取り扱いを取り止めることとなった。

火葬場は区民生活にとって不可欠であり、公共的な施設であること等を踏まえ、区民葬儀を利用する方の経済的負担を軽減する観点から、火葬券の部分について23区共通の助成制度を実施する。

1 助成額および条件

(1) 助成限度額

大人=27,000円 小人=15,000円

(2) 対象・条件

①対象

「逝去者」または「火葬を執り行った方」が特別区内に住民登録を有していること

②条件

- ・区民葬儀券で祭壇券または霊柩車券のいずれかを利用。
- ・区民葬儀の取り扱いを取り止めたことにより、これまで利用できていた火葬券が利用できなくなる民間火葬場で、最も低廉な火葬料金の利用による火葬。

2 制度の開始時期

令和8年4月1日

3 今後のスケジュール

令和8年1月～3月 要綱の制定
制度周知（広報千代田、千代田区ホームページ・SNS等）
4月1日 制度開始

4 参考

千代田区の死亡者数と区民葬儀利用者等

・死亡者数

R6：489人 R5：446人 R4：466人 R3：450人 R2：401人

・区民葬儀券利用者

75件（令和6年度）

※火葬券利用状況

町屋56件、落合5件、代々幡6件、四ツ木4件、桐ヶ谷2件

町会アンケートの結果概要等について

1 実施目的・対象等

- (1) 目的：町会の運営や活動の現状等を把握し、今後の町会支援策の検討に活かす
- (2) 対象：107町会の町会長、婦人・女性部長、青年部の方
- (3) 内容：町会の概要、運営・活動、課題、行政との関係等
- (4) 期間：町会長 = 6月26日(木)～9月10日(水)
 婦人部・女性部 = 7月29日(火)～9月8日(月)
 青年部 = 7月29日(火)～9月24日(水)

2 回答状況

| | 発送数 | 回答数 | 回答率 |
|--------|-----|-----|-------|
| 町会長 | 107 | 101 | 94.4% |
| 婦人・女性部 | 107 | 88 | 82.2% |
| 青年部 | 107 | 73 | 68.2% |

※うち、「婦人部・女性部等またはこれらに準ずる部や委員会はない」という回答が9件
 ※うち、「青年部またはこれに準ずる部や委員会はない」という回答が8件

3 町会アンケートで見える課題など

(1) 組織運営・町会活動

①執行部について (地域振興部資料2-2 P.1-P.2)

・町会役員の6割半ばが60歳代以上であり、「なり手がいない」、「複数の役員ポジションの兼任が多い」、「次の担い手を育てることができていない」となっており、若年層の加入が進まないことによる町会組織の継承が進められない状況

②組織運営について (地域振興部資料2-2 P.3)

・役員のなり手(後継者)不足、構成員が増えず・若年層が少ないことから担い手の固定化につながっている。とりわけ青年部にあっては若年メンバーの不在が困りごととする回答が8割を超えた。このほか、町会を取り巻くイメージが伝わらないことや町会活動の実働を担う青年部世代の時間的制約などが課題となっている。

③デジタル化や情報共有手段について (地域振興部資料2-2 P.4-P.5)

・デジタル化の対応能力に差があり、特定の人に負担が偏っている。また、ノウハウをもった人材がいないことが課題になっている。一方で青年部にあっては回答者の97%が「LINE・SNS」での情報共有が図られていることが分かった。

④イベント実施時の負担感について (地域振興部資料2-2 P.6-P.8)

・祭礼やイベント、防災訓練、高齢者の見守り、防犯・パトロール等に力を入れているものの、イベント運営スタッフが少ないこと、人数が少ない中で運営の負担が大きくなっていることが課題であり、町会内の企業や商店等の協力が求められている。

⑤地域の重要課題と町会の役割・存在意義について (地域振興部資料2-2 P.9-P.10)

・重要課題として「祭礼文化の継承」、「地域の安全対策や防犯」、「地域の防災」、「住民同士の交流やコミュニケーションの希薄化」が挙げられ、町会の役割・存在意義として「地域のつながりの基盤となること」、「祭礼文化を継承していくこと」、「地域の安全を守ること」や「災害への備え、災害への対応を強化すること」が挙げられ、地域コミュニティの基盤(核)としての位置づけや災害時の自助・共助に備えることへの意識の高さが伺える。

⑥祭礼文化の継承について（地域振興部資料2—2 P.11-P.12）

- ・祭礼文化を継承する次の世代・町会内で段取りを知る者・担ぎ手・役割分担や交替できる人が少ない（いない）ことなどが挙げられている。祭礼文化を継承していくにあたり、伝統やノウハウの引継ぎ、運営にあたっての人材不足が課題となっている。
- ・また、祭礼参加に関する充足感と負担感について、青年部では負担感を持つ人は少数で、全体的には充足感が優勢だった一方で、婦人・女性部では充足感と負担感が拮抗しており、青年部は地域活動への意欲につながっているものの、婦人・女性部は祭礼の下支えとしての負担に注意が必要だと言える。

(2) 町会が求める支援・協力

①町会加入促進（地域振興部資料2—2 P.13）

- ・「一定規模以上のマンション開発に対し事前に町会加入等について協議をすること」や「マンションに対して町会活動に対する理解を深めたり協力を努めたりすること」のルール化をはじめ、「区の広報などによる町会参加の機運の醸成」など、ルール化や区による情報発信が求められていることが伺える。

②活動や運営（地域振興部資料2—2 P.14）

- ・「各種事業実施に対する財政的な支援」や「区への事務手続きの簡略化」、「次世代の担い手の人材育成」、「活動場所確保のための支援」、「地域課題に関して区からの情報提供や相談などの充実」、「他町会の取組や好事例の紹介」、「町会と他の団体や事業者との協力・協働のコーディネート」など、財政的支援のほか、情報発信・提供やコーディネートの強化が求められている。

4 今後の取り組み

(1) 伴走支援（町会支援プログラムの実装）

支援対象町会に対して、個々の町会の特徴・状況に合わせ、下記のメニューの中からオーダーメイド型の支援を行う。

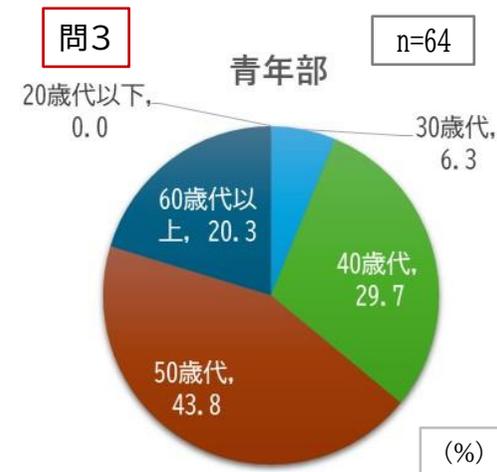
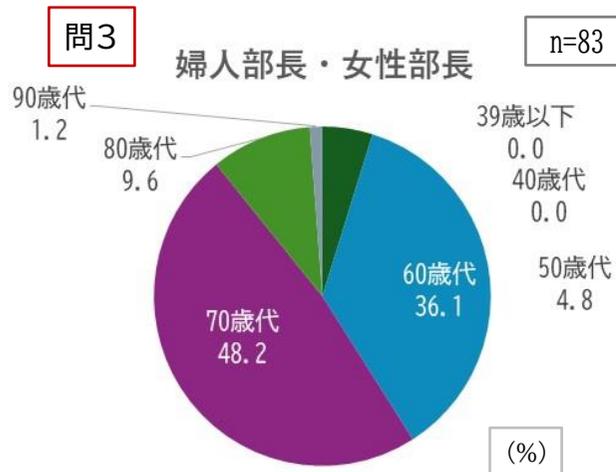
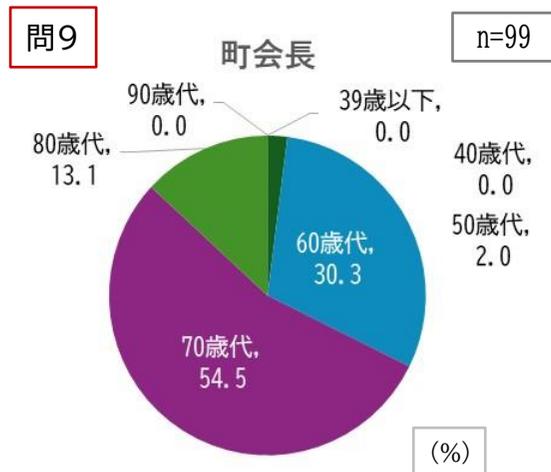
- 組織運営（合併等、町会の在り方の見直し支援含む）
- 加入促進（未加入者のニーズ把握、PR支援含む）
- DX化（人材育成、ツール活用支援、スマホ教室）
- 活動・行事（企画、広報、他団体との連携、人材マッチング等含む）
- 町会向けの相談窓口（オンライン／対面）

(2) 祭礼文化の継承に関する支援

町会の役割・存在意義として「祭礼文化を継承していくこと」という回答が多い。祭礼文化の円滑な継承を支援するため、歴史や伝統、文化的なものや運営の下支え的な部分など、祭礼を構成する様々な要素を洗い出し、区としてどの事項に対して支援ができるか検討を進めていく。

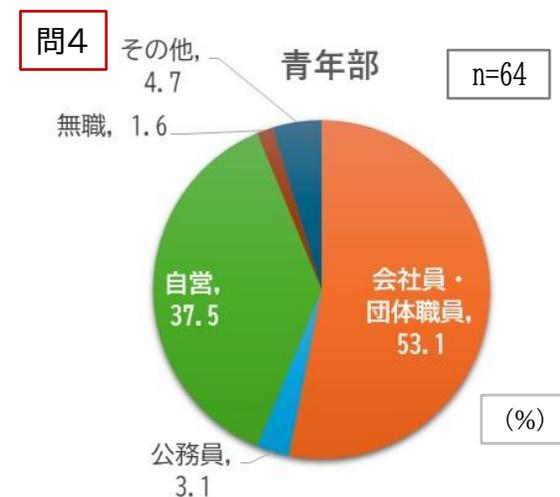
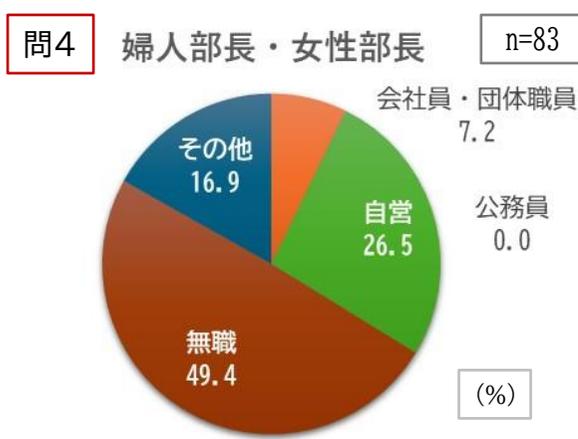
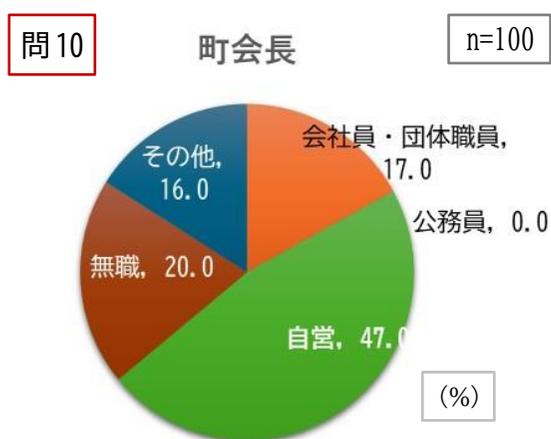
1 会長、婦人・女性部長、青年部長の年代について

町会長および婦人・女性部長は60歳代と70歳代が8割半ば、青年部は40歳代と50歳代が7割強となっている。



2 町会の役員等の職業など

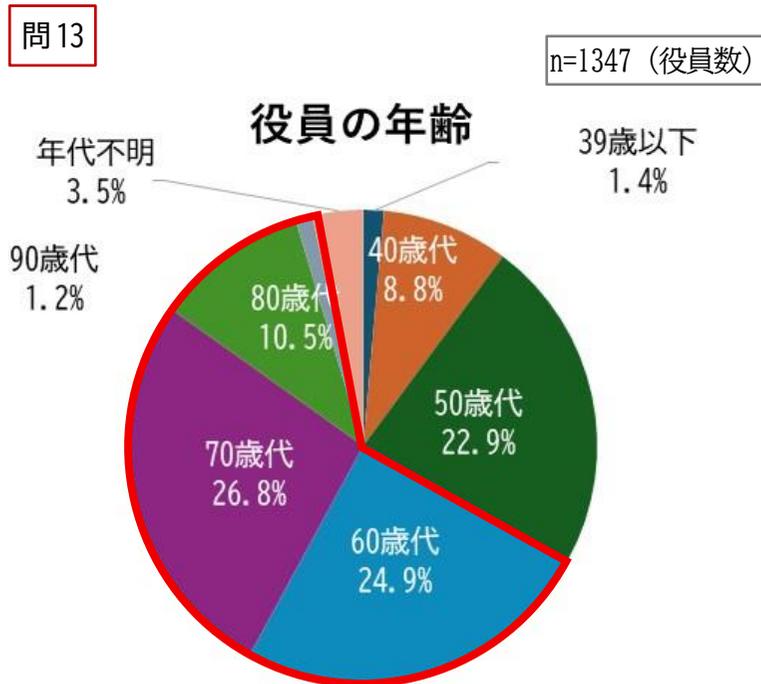
町会長は会社等に勤めながらまたは自営や現在仕事をなさっていない方に、婦人・女性部長は自営または現在仕事をなさっていない方に、青年部は会社勤めや自営の方に、主に運営が支えられている。



3 役員の年齢分布・執行部に関する困りごと

町会長に町会役員の年齢構成を尋ねたところ、町会役員の60歳代以上が6割半ばとなっており、高齢化が進行していることが伺える。

また、「執行部に関する困りごと」では『役員のなり手がいない』、『複数の役員兼務が多い』、『次の担い手を育てることができない』ことが多くの町会で生じており、若年層の加入が進まないことによる町会組織の継承が進められない状況が伺える。

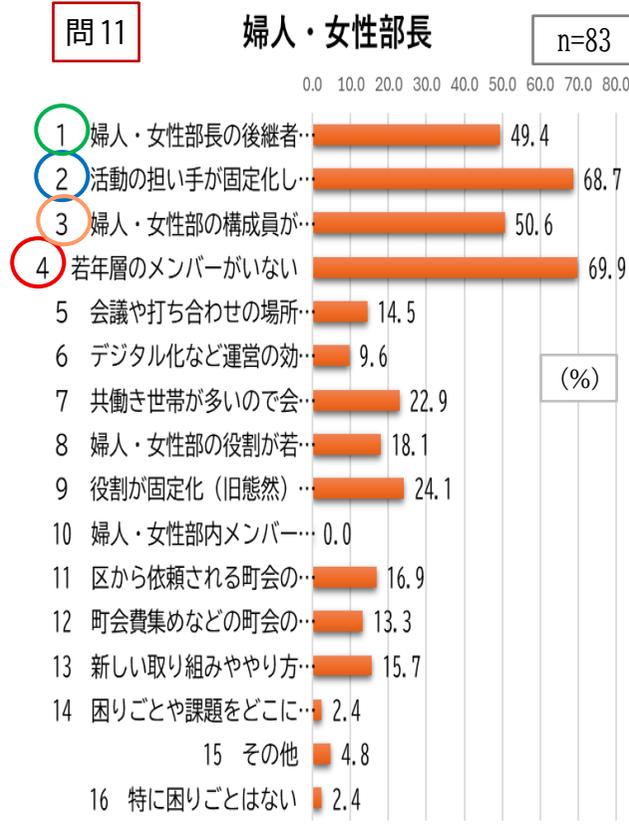


4 運営上の課題や困りごと

町会や婦人・女性部、青年部等の運営上の困りごとについて尋ねたところ、役員のなり手（後継者）不足、構成員が増えず・若年層が少ないことから担い手の固定化につながっていることが大きな課題・困りごとであることが見てとれる。また、町会長においては『町会の必要性、良さなどが知られていない』といった町会を取り巻くイメージに関することが、青年部においては『メンバーが忙しく、時間調整や活動時間の確保が難しい』といった町会活動の実働を担っている世代としての悩み・困りごとが伺える。



| | |
|------------------------|-------|
| 1 役員の高齢化・なり手不足 | 73.0% |
| 2 運営の担い手の固定化 | 35.0% |
| 4 加入しても町会運営に協力する人が少ない | 29.0% |
| 10 町会の必要性、良さなどが知られていない | 29.0% |



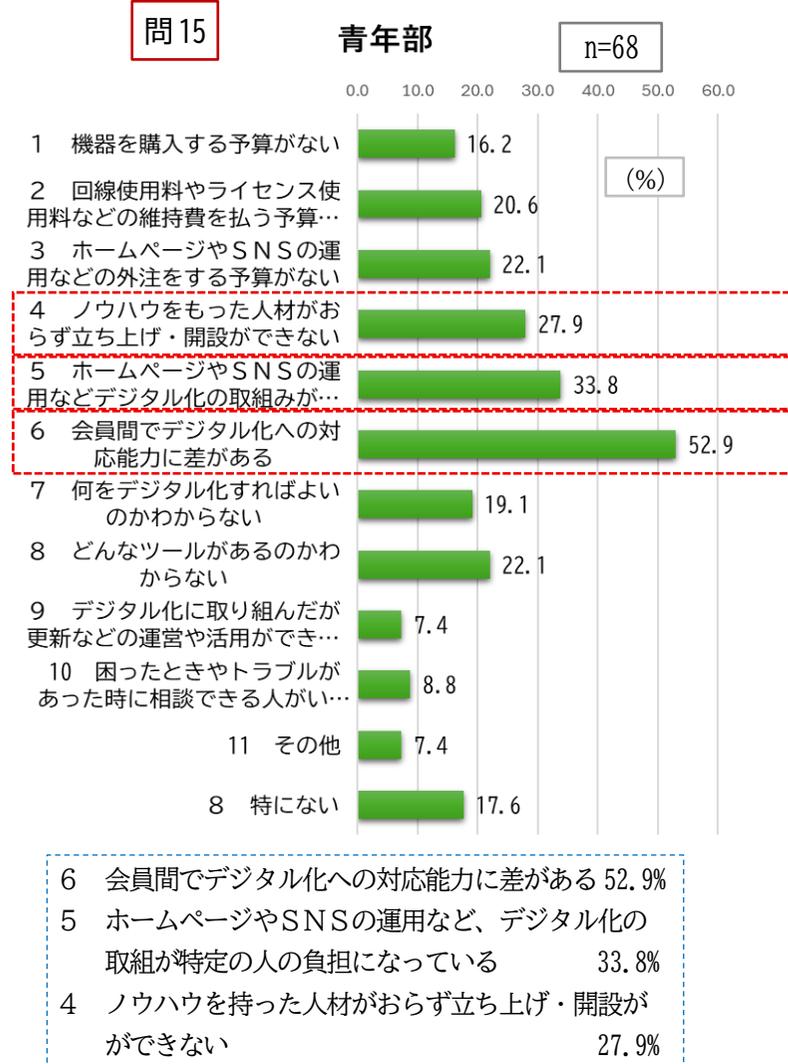
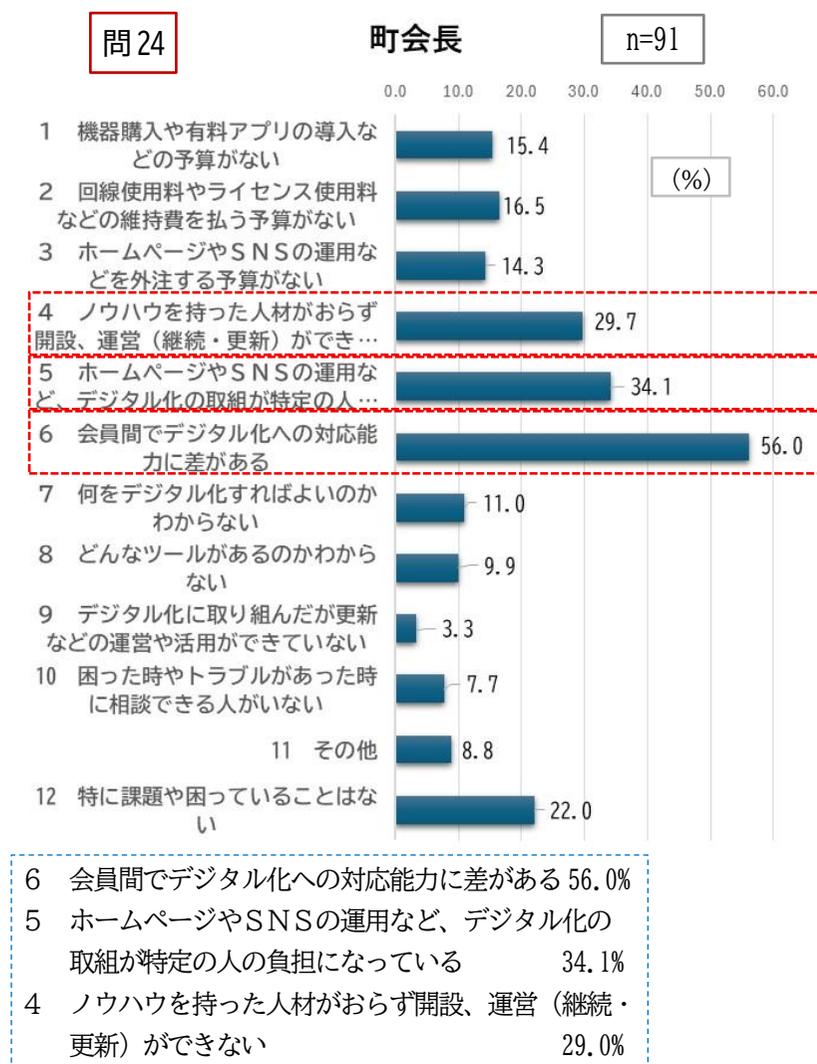
| | |
|---------------------|-------|
| 4 若年層のメンバーが少ない | 69.9% |
| 2 活動の担い手が固定化している | 68.7% |
| 3 婦人部・女性部の構成員が増えない | 50.6% |
| 1 婦人部長・女性部長の後継者がいない | 49.4% |



| | |
|-----------------------------|-------|
| 4 若年層のメンバーが少ない | 82.1% |
| 3 青年部の構成員が増えない | 65.7% |
| 2 活動の担い手が固定化している | 64.2% |
| 7 メンバーが忙しく、時間調整や活動時間の確保が難しい | 53.7% |

5 町会運営のデジタル化についての課題や困りごと（〇はいくつでも）

町会長および青年部の方に「町会運営のデジタル化についての課題や困りごと」について尋ねたところ、いずれも上位3つが『会員間でデジタル化への対応能力に差がある』こと、『ホームページやSNSの運用などが特定の人の負担になっている』こと、『ノウハウを持った人材がおらず、立ち上げ・開設・運営ができない』ことを挙げている。



6 情報共有手段について (〇はいくつでも)

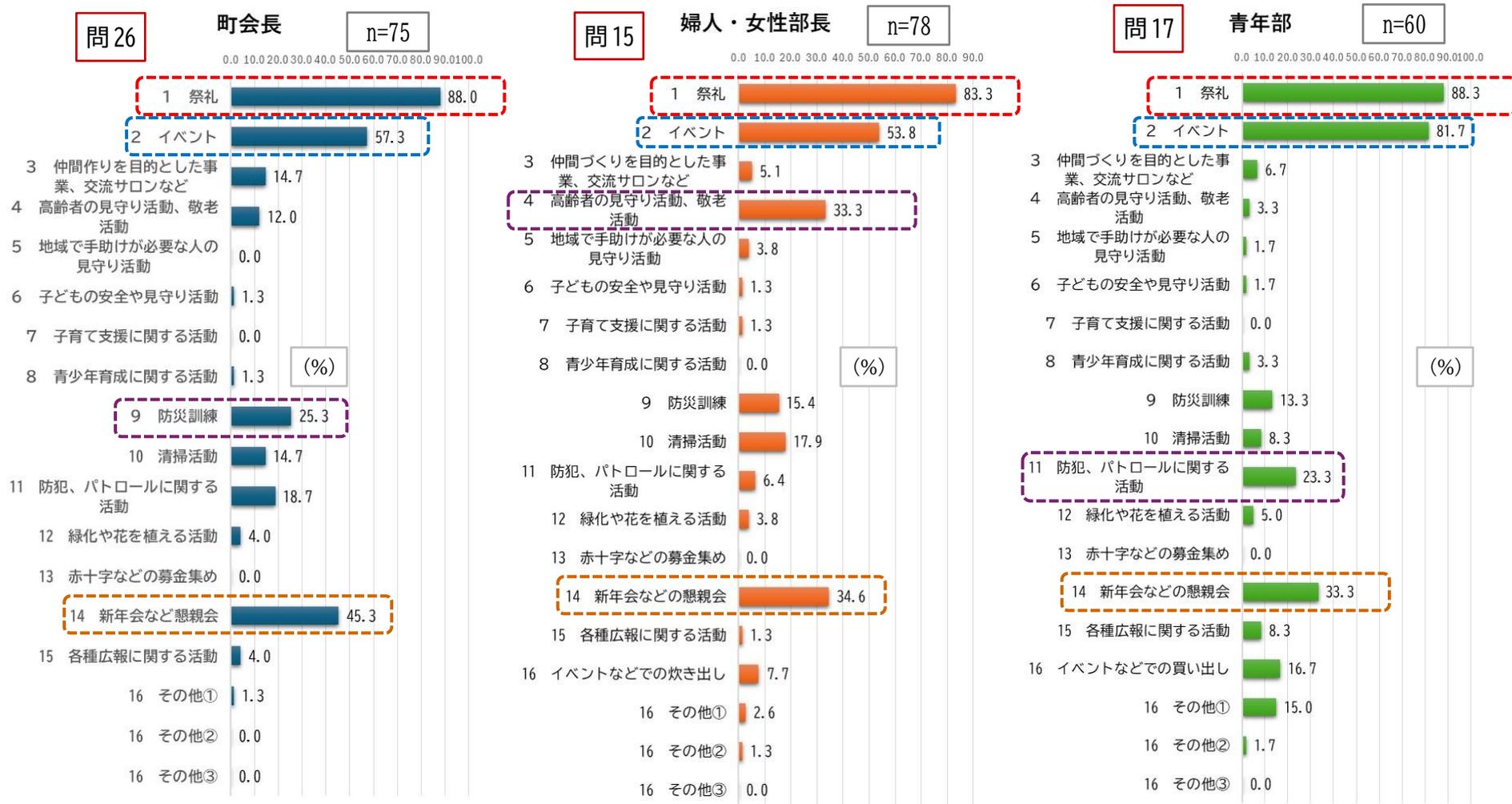
町会長に「会員へのお知らせや情報共有」を、婦人・女性部長と青年部の方に「メンバーへのお知らせや情報共有」を それぞれどのように行っているか尋ねたところ、婦人・女性部長の8割以上・青年部の方では97%が、『LINE、SNS』をツール・手段としている。



7 町会活動で力を入れているもの（〇は3つまで）

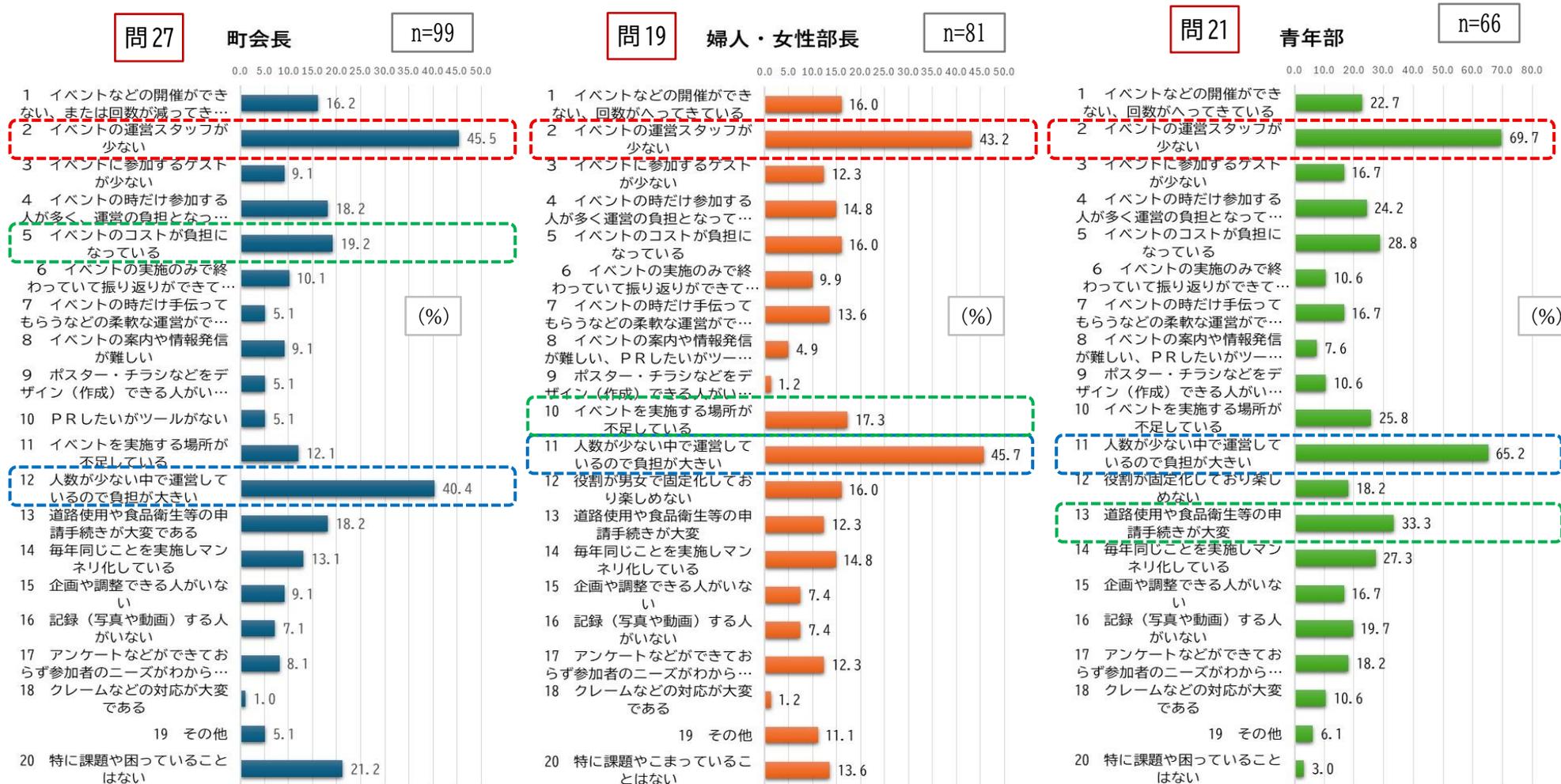
町会活動で力を入れているものを尋ねたところ、町会長、婦人・女性部長、青年部の方のいずれも『祭礼』、『イベント』、次いで『新年会などの懇親会』が多い。

また、4番目に多いものとして、町会長は『防災訓練』、婦人・女性部長は『高齢者の見守り活動・敬老活動』、青年部の方は『防犯・パトロールに関する活動』となっており、それぞれが担っている役割に対する意識が表れていることが見受けられる。



8 町会のイベント・活動での課題や困りごと（〇はいくつでも）

町会のイベント・活動での課題や困りごとを尋ねたところ、町会長、婦人・女性部長、青年部の方のいずれも『イベントの運営スタッフが少ない』、『人数が少ない中で運営しているので負担が大きい』ことが挙げられている。また、3番目に多いものとして、町会長は『イベントのコストが負担になっている』ことが、婦人・女性部長は『イベントを実施する場所が不足している』ことが、青年部の方は『道路使用や食品衛生等の申請手続きが大変』なことが挙げられている。



9 今後、連携を深めたい団体など（〇はいくつでも）

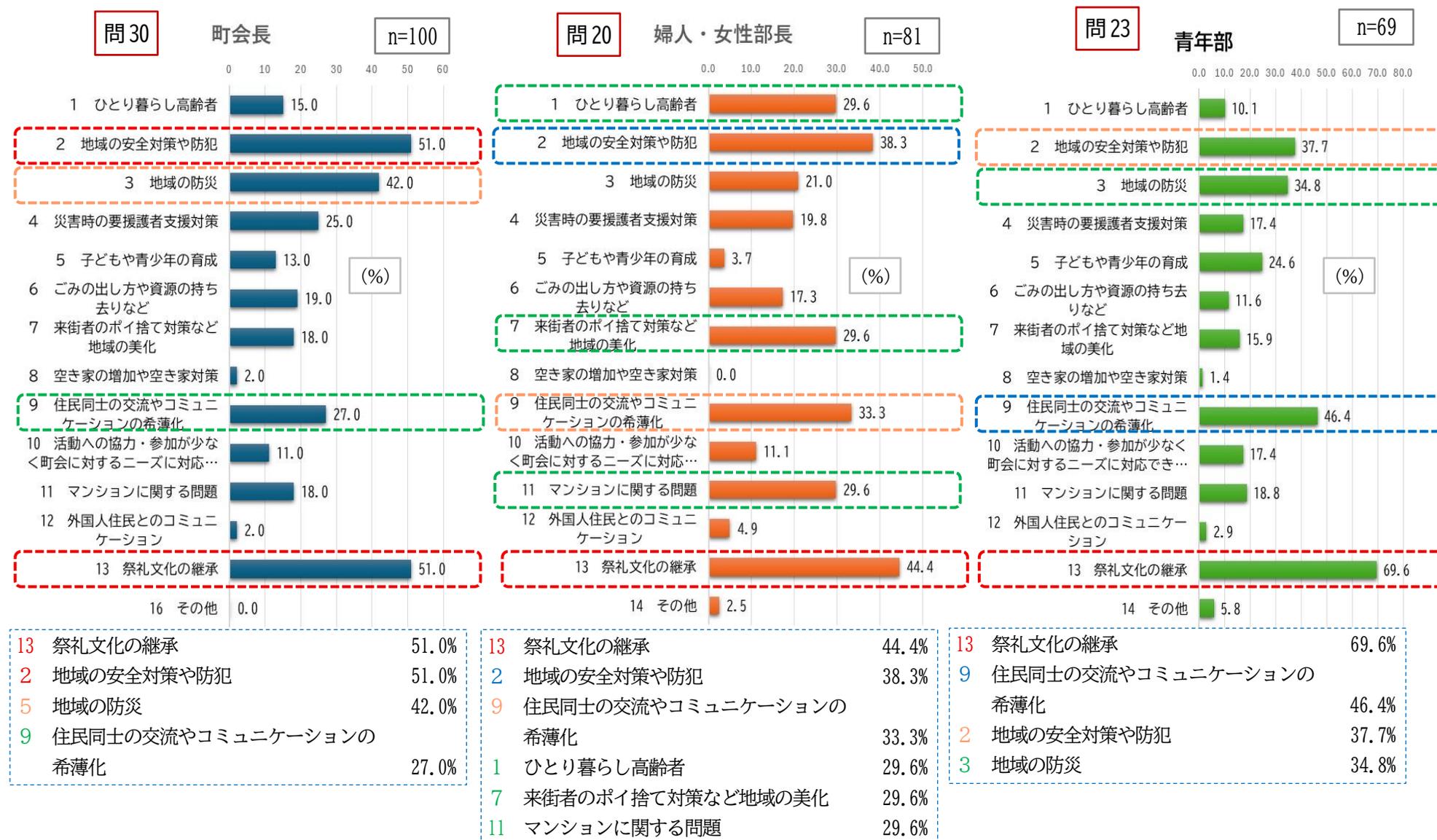
町会長に「今後、特に協力・協働関係を密にしたい団体」、青年部の方に「イベント企画・運営、今後の活動で連携深めたい団体」を尋ねたところ、『町会内の企業・事業所』と『マンション管理組合・自治会』、『大学、高等学校、専門学校』が多かった。

P. 5で「力を入れていること」の『祭礼』や『イベント』、『防犯・防災』といった、地域コミュニティの形成や維持、地域の安全安心につながる活動に必要な連携対象であるとの意識の表れであることが伺える。



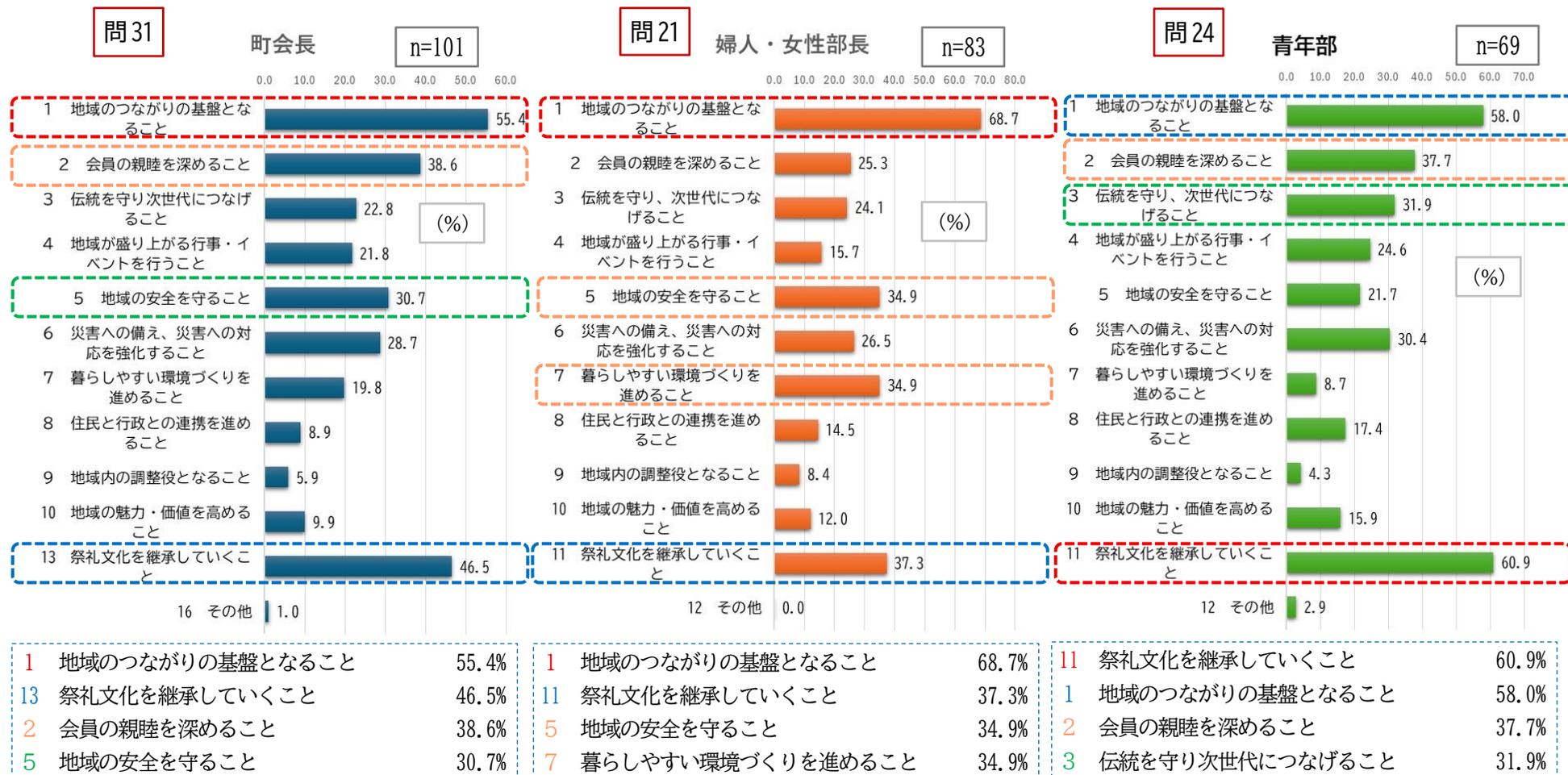
10 特に重要な地域課題（〇は3つまで）

「特に重要な地域課題」について尋ねたところ、いずれも『祭礼文化の継承』が最も高い。また、『地域の安全対策や防犯』、『地域の防災』、『住民同士の交流やコミュニケーションの希薄化』が共通した重要課題との意識であることが伺える



11 町会の役割、存在意義として大切なこと（〇は3つまで）

「町会の役割、存在意義として大切なこと」を尋ねたところ、いずれも『地域のつながりの基盤となること』と『祭礼文化を継承していくこと』を挙げている。3番目に多いものとして、町会長と青年部の方が『会員の親睦を深める』こと、婦人・女性部長が『地域の安全を守る』こと、『暮らしやすい環境づくりを進める』こととなっている。『地域の安全を守ること』や『災害への備え、災害への対応を強化すること』も比較的高い割合を示し、町会の果たす役割として、地域コミュニティの基盤（核）としての位置づけや災害時の自助・共助に備えることへの意識の高さが伺える。

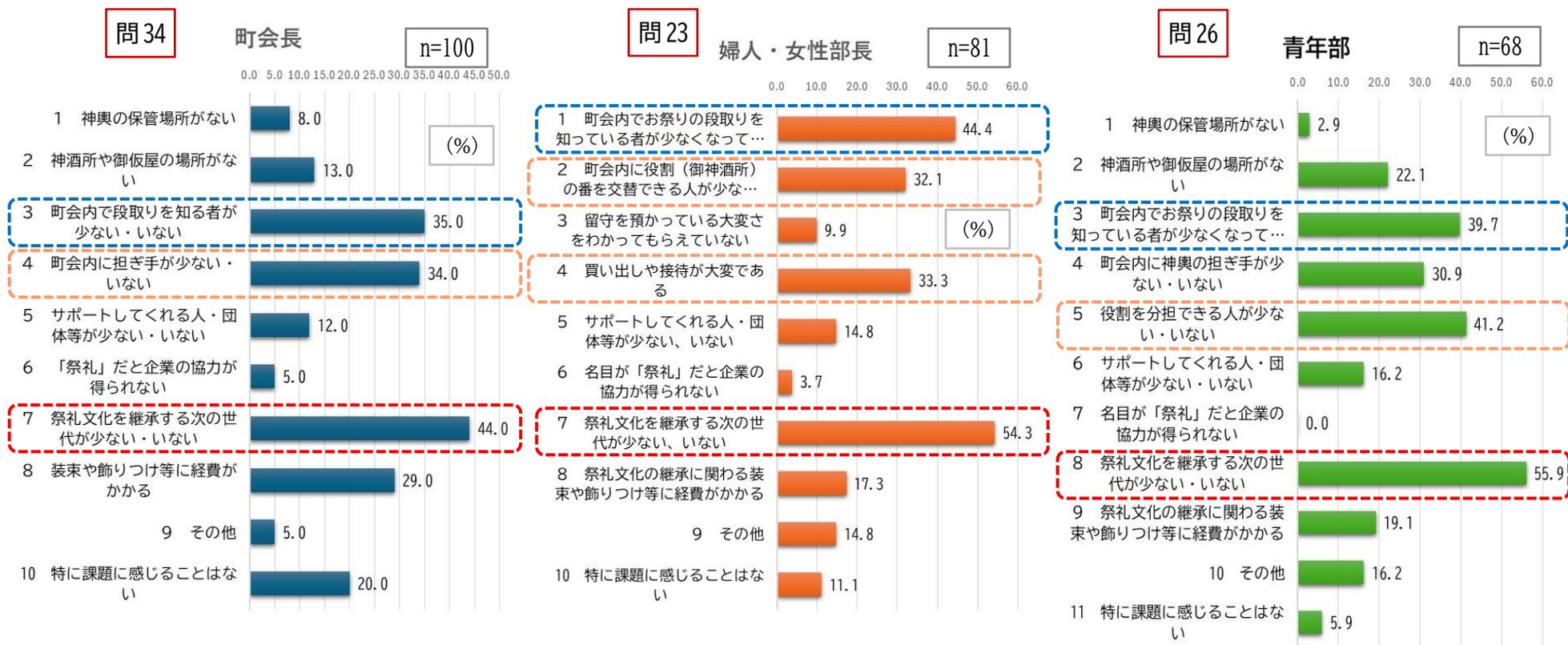


12 祭礼文化の継承の課題について (〇は3つまで)

「祭礼文化を継承していくにあたり課題となっていること」について尋ねたところ、いずれも『祭礼文化を継承する次の世代が少ない・いない』ことが最も多く、次に『町会内で段取りを知る者が少ない・いない』が挙げられている。

また、3番目に多いものとして、町会長は『担ぎ手が少ない・いない』ことが、婦人・女性部長は『買い出しや接待が大変である』ことが、また婦人・女性部長と青年部の方では『役割の番を交替できる人、役割分担できる人が少ない・いない』ことを共通して挙げている。

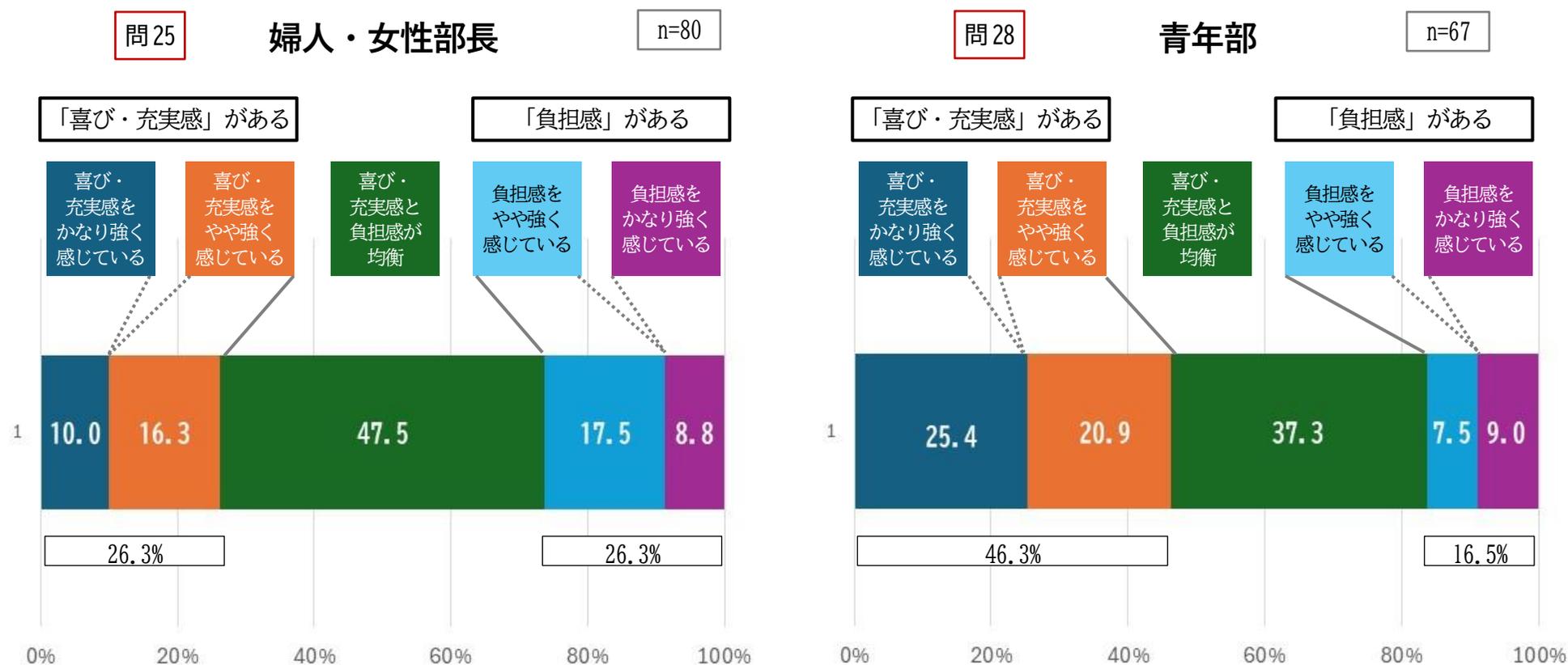
祭礼文化を継承していくにあたり、伝統やノウハウの引継ぎ、運営にあたっての人材不足が共通した課題であることが伺える。



13 祭礼参加の充実感・負担感について (〇は1つ)

婦人・女性部長と青年部の方に『祭礼への参加の「負担感」と「喜び・充実感」のバランスについてどのように感じているか』について尋ねたところ、婦人・女性部長では『喜び・充実感がある』と『負担感がある』がともに26.3%、青年部の方では『喜び・充実感がある』が46.3%、『負担感がある』は16.5%となっている。

青年部の方は充足感がある人が多く地域活動への意欲につながっているものの、婦人・女性部長においては祭礼の下支えとしての負担感があることが伺える。



14 町会加入促進について行政がすべき支援や協力について（〇は3つまで）

「町会加入促進について行政がすべき支援や協力」について尋ねたところ、町会長は『一定規模以上のマンション開発に対し事前に町会加入等について協議をすることのルール化』を、婦人・女性部長は『マンションに対して町会活動に対する理解を深めたり協力を努めたりすることのルール化』を、青年部の方は、前述の両方が最も多い。2番目に多いものとして、町会長と婦人・女性部長は『区の広報などによる町会参加の機運の醸成』を、青年部の方は『町会への加入や活動参加を促進するための財政的な支援』であった。

ルール化や区による情報発信が求められていることが伺える。



15 活動や運営に対して行政がすべき支援や協力について（〇は3つまで）

「町会活動や運営に対して行政がすべき支援や協力」について尋ねたところ、いずれも『各種事業実施に対する財政的な支援』が最も多く挙げられている。2番目に多いものとして、町会長と青年部の方は『区への事務手続きの簡略化』を、婦人・女性部長は『次世代の担い手の人材育成』を挙げている。また、3番目に多いものとして、町会長は『活動場所確保のための支援』、婦人・女性部長は『地域課題に関して区からの情報提供や相談などの充実』と『他町会の取組や好事例の紹介』を、青年部の方では『町会と他の団体や事業者との協力・協働のコーディネート』を挙げている。

財政的な支援のほか、情報発信（提供）やコーディネートの強化が求められていることが伺える。



町会活動に関するアンケート（町会長対象）

<概要版>

（1）アンケートの目的

本調査は、町会の抱える課題や地域の特性等を把握し、今後の持続可能な運営を支援する具体的な施策を検討することを目的とする。

（2）調査の対象

町会長（107名）

（3）調査期間

令和7年6月26日～令和7年9月10日

（4）回収結果

| 対象数 | 有効回収数 | 有効回収率 |
|-----|-------|-------|
| 107 | 101 | 94.4% |

目次

| | | |
|----|------------------------------|-----------|
| 1 | 地区ごとの回答数について | [p. 1] |
| 2 | 会員規模・種別について | |
| 3 | 過去 10 年間の会員の増減について | [p. 2] |
| 4 | 会長の年代について | [p. 3] |
| 5 | 会長の職業について | |
| 6 | 役員の年齢構成について | [p. 4] |
| 7 | 執行部の困りごとについて | |
| 8 | 町会の組織運営上の課題について | [p. 5] |
| 9 | 未加入者への加入の呼びかけについて | [p. 6] |
| 10 | 会員へのお知らせや情報共有手段について | [p. 7] |
| 11 | 町会運営のデジタル化の状況について | |
| 12 | 町会運営のデジタル化の課題について | [p. 8] |
| 13 | 町会運営においてデジタル化したいものについて | |
| 14 | 特に力を入れている地域活動・課題の大きい地域活動について | [p. 9] |
| 15 | イベント活動の課題について | [p. 10] |
| 16 | 特に重要な地域課題について | [p. 11] |
| 17 | 町会の役割・存在意義について | [p. 15] |
| 18 | これからの町会について | [p. 19] |
| 19 | 祭礼文化継承の課題について | [p. 20] |
| 20 | 行政からの依頼の負担感について | [p. 21] |
| 21 | 行政からの依頼で負担感の大きいものについて | |
| 22 | 町会活動や運営に対して行政がすべき支援や協力について | [p. 22] |
| 23 | 町会加入促進について行政がすべき支援や協力について | [p. 23] |

アンケート結果

1 地区ごとの回答数について

107 町会のうち、101 町会から回答があり、回答率は 94.4%となっている。

| | 町会数 | 回答数 | 回答率 |
|----------|-----|-----|--------|
| 麴町出張所地区 | 21 | 21 | 100.0% |
| 富士見地区 | 8 | 8 | 100.0% |
| 神保町地区 | 12 | 12 | 100.0% |
| 神田公園地区 | 20 | 18 | 90.0% |
| 万世橋地区 | 21 | 20 | 95.2% |
| 神田駅東地区 | 9 | 7 | 77.8% |
| 岩本町東神田地区 | 8 | 7 | 87.5% |
| 秋葉原東部地区 | 8 | 8 | 100.0% |
| 総計 | 107 | 101 | 94.4% |

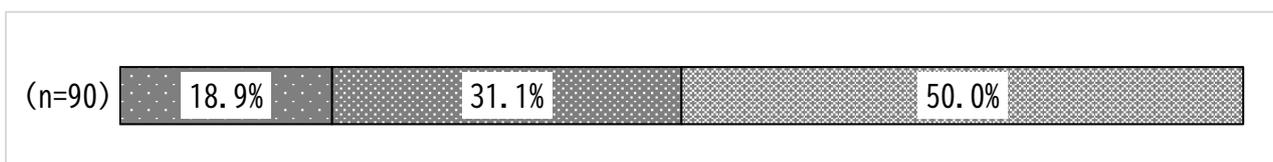
2 会員規模・種別について（問2）

会員規模は、会員数「100 以上」（50.0%）が最も高く、次いで「50 以上 100 未満」（31.1%）、「50 未満」（18.9%）となっている。

会員種別は、法人会員の割合「50%以上」（36.7%）が最も高く、次いで「20%以上 50%未満」（35.6%）となっている。

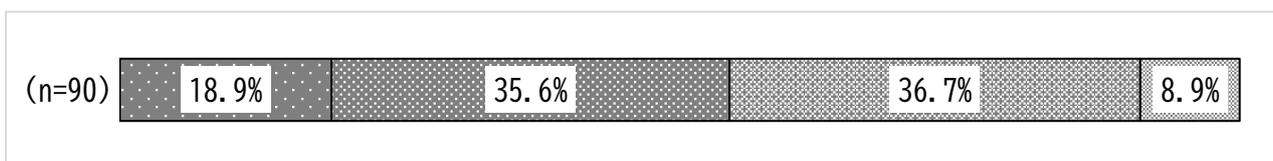
会員規模 会員数 ※加入単位（個人・世帯）は問わない

| 50 未満 | 50 以上 100 未満 | 100 以上 |
|-------|--------------|--------|
| | | |



会員種別 法人会員の割合

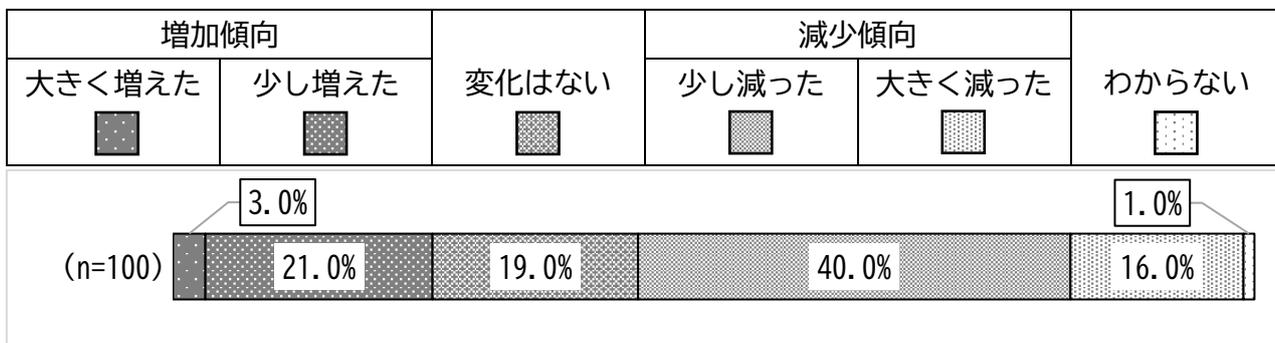
| 20%未満 | 20%以上 50%未満 | 50%以上 | 法人会員なし |
|-------|-------------|-------|--------|
| | | | |



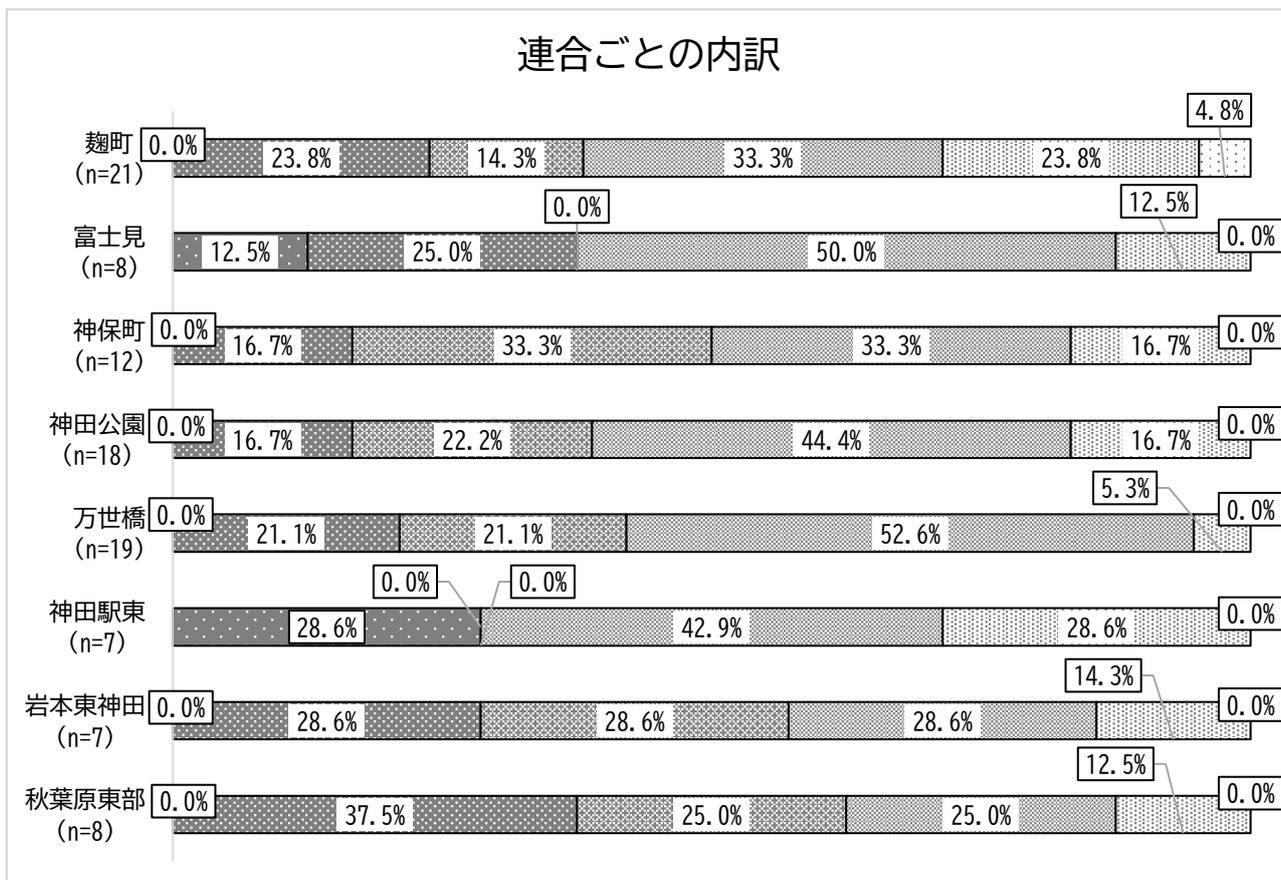
3 過去10年間の会員の増減について（問5）

「少し減った」（40.0％）と「大きく減った」（16.0％）を合わせた『減少傾向』（56.0％）が5割台半ばを超えとなっている。一方で、「大きく増えた」（3.0％）と「少し増えた」（21.0％）を合わせた『増加傾向』（24.0％）は2割強となっている。

●過去10年間の会員の増減についてあてはまるものを選んでください。（○は1つ）



連合ごとの内訳では、神田駅東地区は「少し減った」（42.9％）と「大きく減った」（28.6％）を合わせた『減少傾向』（71.5％）が7割を超えている。また、麴町出張所地区、富士見地区、神保町地区、神田公園地区、万世橋地区、神田駅東地区の6つの地区では、『減少傾向』が5割以上となっている。

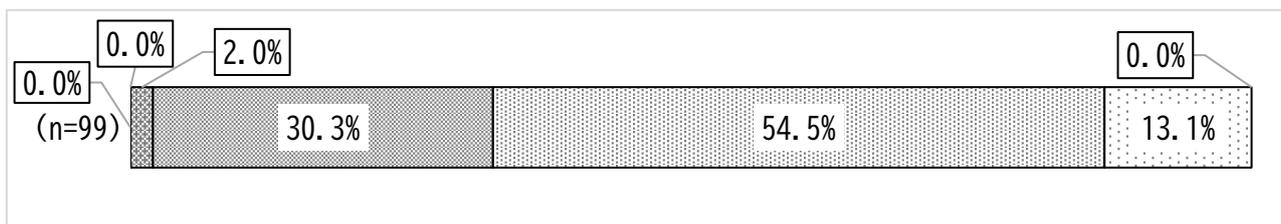


4 会長の年代について（問9）

「70歳代」（54.5%）が最も高く、次いで「60歳代」（30.3%）、「80歳代」（13.1%）、「50歳代」（2.0%）と続いている。また、「39歳以下」（0.0%）、「40歳代」（0.0%）、「90歳以上」（0.0%）の回答はなかった。

●会長の年代について教えてください。（○は1つ）

| | | | | | | |
|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 39歳以下 | 40歳代 | 50歳代 | 60歳代 | 70歳代 | 80歳代 | 90歳以上 |
| <input type="checkbox"/> |

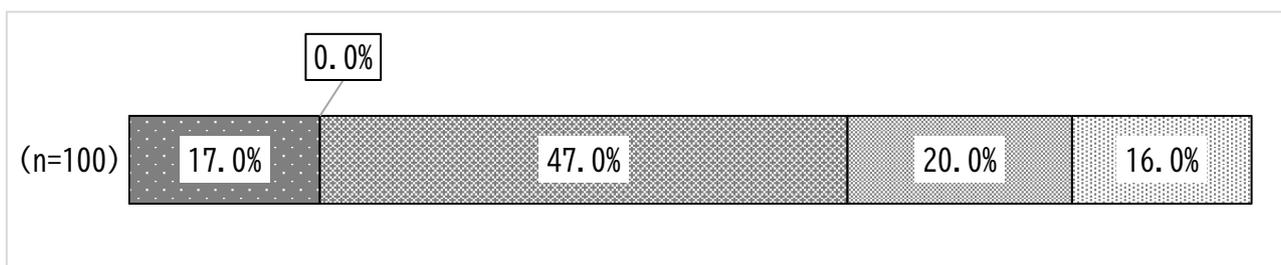


5 会長の職業について（問10）

「自営」（47.0%）が最も高く、次いで「無職」（20.0%）、「会社員・団体職員」（17.0%）、「その他」（16.0%）と続いている。また、「公務員」（0.0%）の回答はなかった。

●会長の現在の職業を教えてください。（○は1つ）

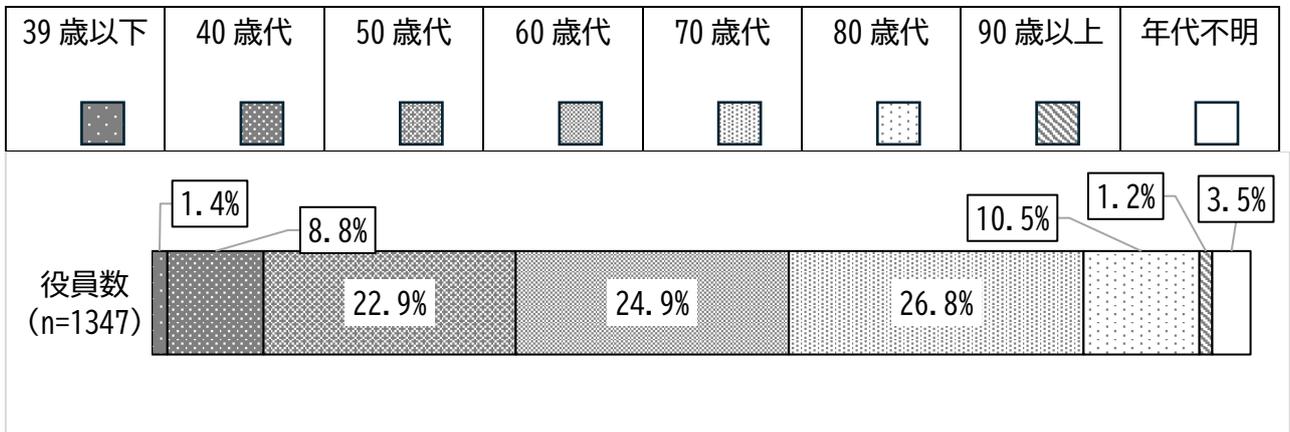
| | | | | |
|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 会社員・ 団体職員 | 公務員 | 自営 | 無職 | その他 |
| <input type="checkbox"/> |



6 役員の年齢構成について（問 13）

「70 歳代」（26.8%）が最も高く、次いで、「60 歳代」（24.9%）、「50 歳代」（22.9%）と続いている。

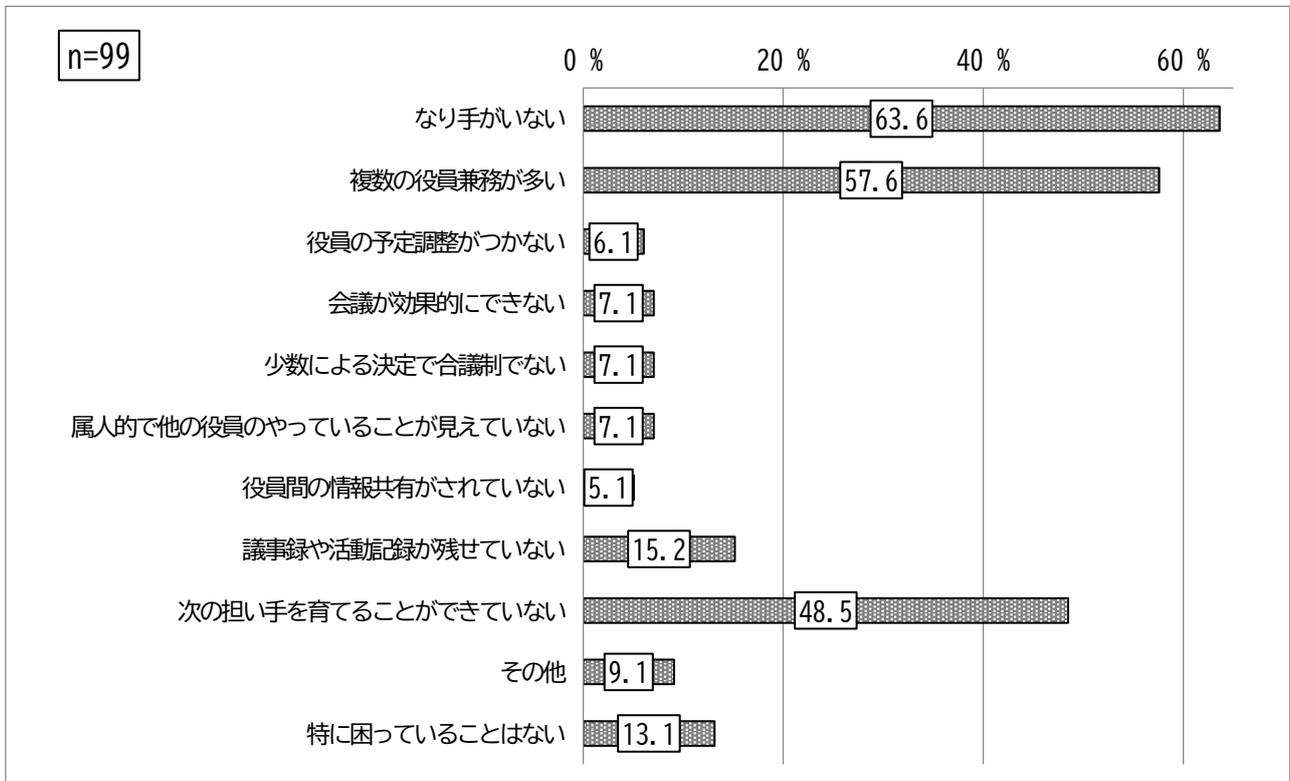
●役員の年齢についてご記入ください。



7 執行部の困りごとについて（問 16）

「なり手がいない」（63.6%）が6割強と最も高く、次いで「複数の役員兼務が多い」（57.6%）、「次の担い手を育てることができていない」（48.5%）となっている。

●執行部に関してお困りのことはありますか。（○はいくつでも）



8 町会の組織運営上の課題について（問 19）

「役員の高齢化・なり手不足」（73.0%）が7割強と最も高く、次いで「運営の担い手固定化」（35.0%）、「加入しても町会運営に協力する人が少ない」（29.0%）、「町会の必要性、良さなどが知られていない」（29.0%）となっている。

- 町会の組織運営上の課題にはどのようなことがありますか。特に重要だと思うものを3つまで選んでください。（○は3つまで）

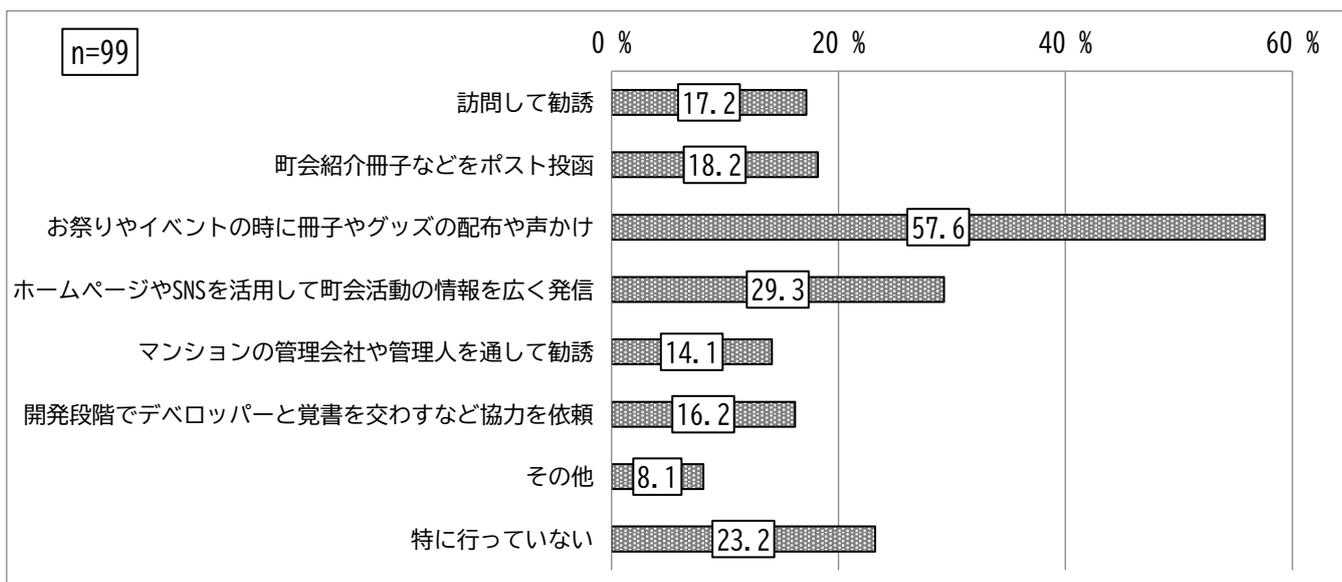


9 未加入者への加入の呼びかけについて（問 20、問 20-1）

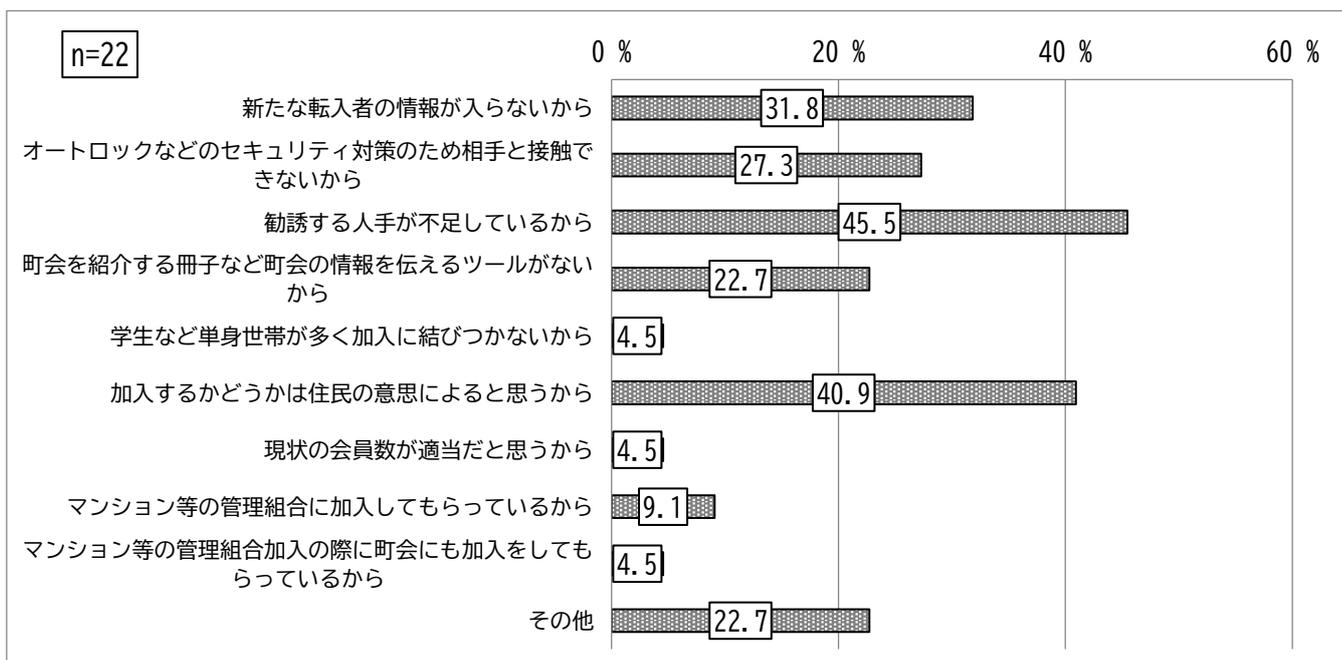
未加入者の呼びかけとして行っていることについては、「お祭りやイベントの時に冊子やグッズの配布や声かけ」（57.6%）が最も高く、次いで「ホームページや SNS を活用して町会活動の情報を広く発信」（29.3%）となっている。

未加入者へ呼びかけを行っていない理由としては、「勧誘する人手が不足しているから」（45.5%）が最も高く、「加入するかどうかは住民の意思によると思うから」（40.9%）、「新たな転入者の情報が入らないから」（31.8%）と続いている。

●未加入者への加入の呼びかけとして、どのようなことを行っていますか。（○はいくつでも）



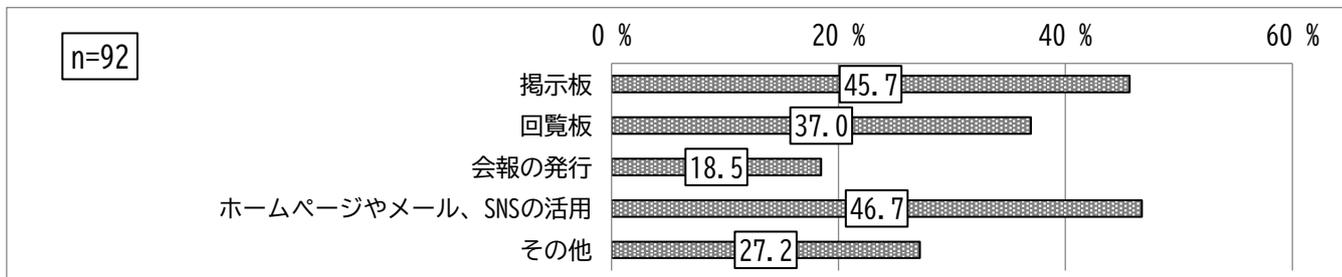
●未加入者への呼びかけを行っていない理由は何ですか。（○はいくつでも）



10 会員へのお知らせや情報共有手段について（問 21）

「ホームページやメール、SNS の活用」（46.7%）が最も高く、次いで「掲示板」（45.7%）、回覧板（37.0%）となっている。

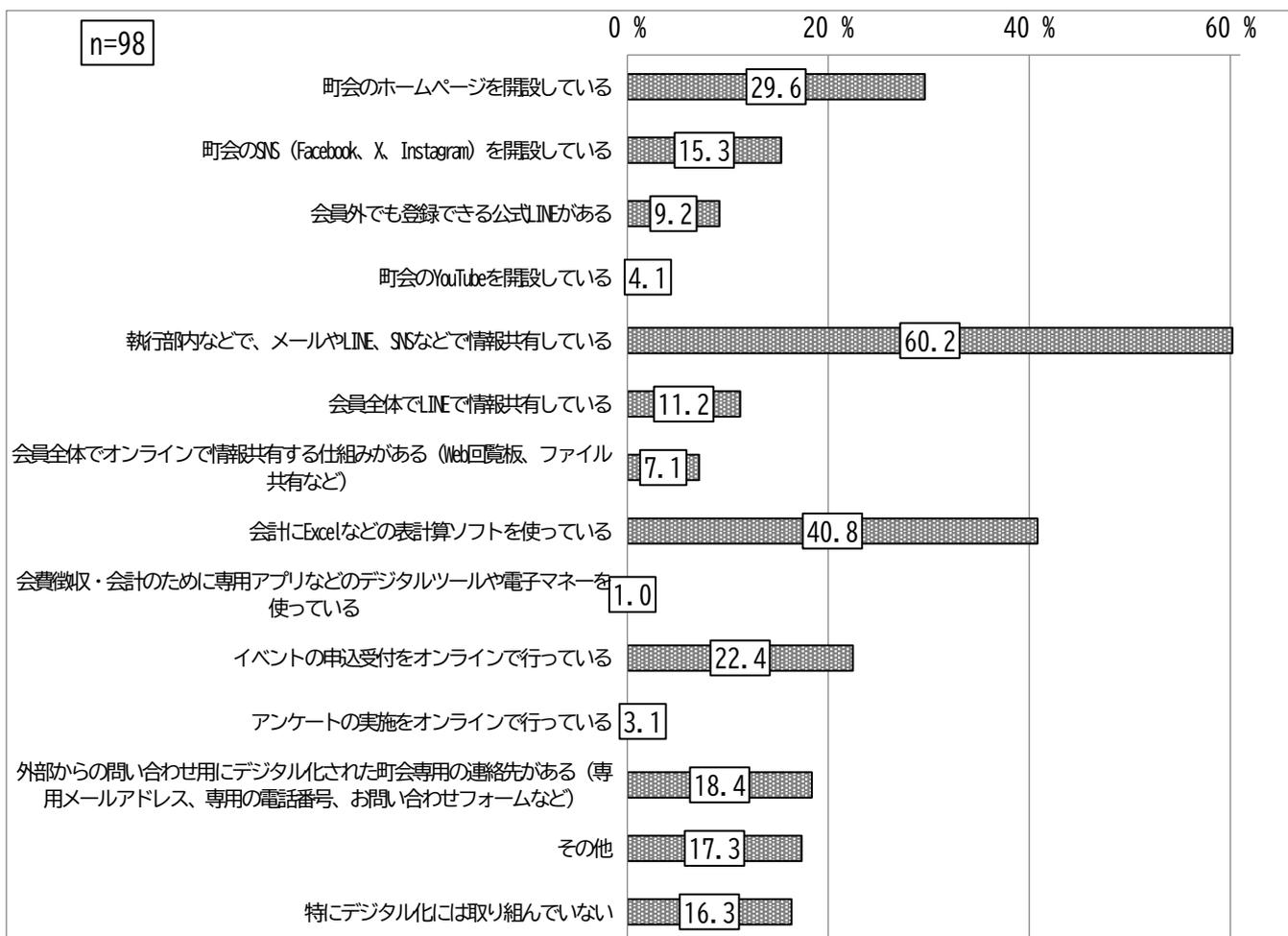
●会員へのお知らせや情報共有はどのように行っていますか。（○はいくつでも）



11 町会運営のデジタル化の状況について（問 23）

「執行部内などで、メールやLINE、SNSなどで情報共有している」（60.2%）が約6割と最も高く、次いで「会計にExcelなどの表計算ソフトを使っている」（40.8%）、「町会のホームページを開設している」（29.6%）となっている。

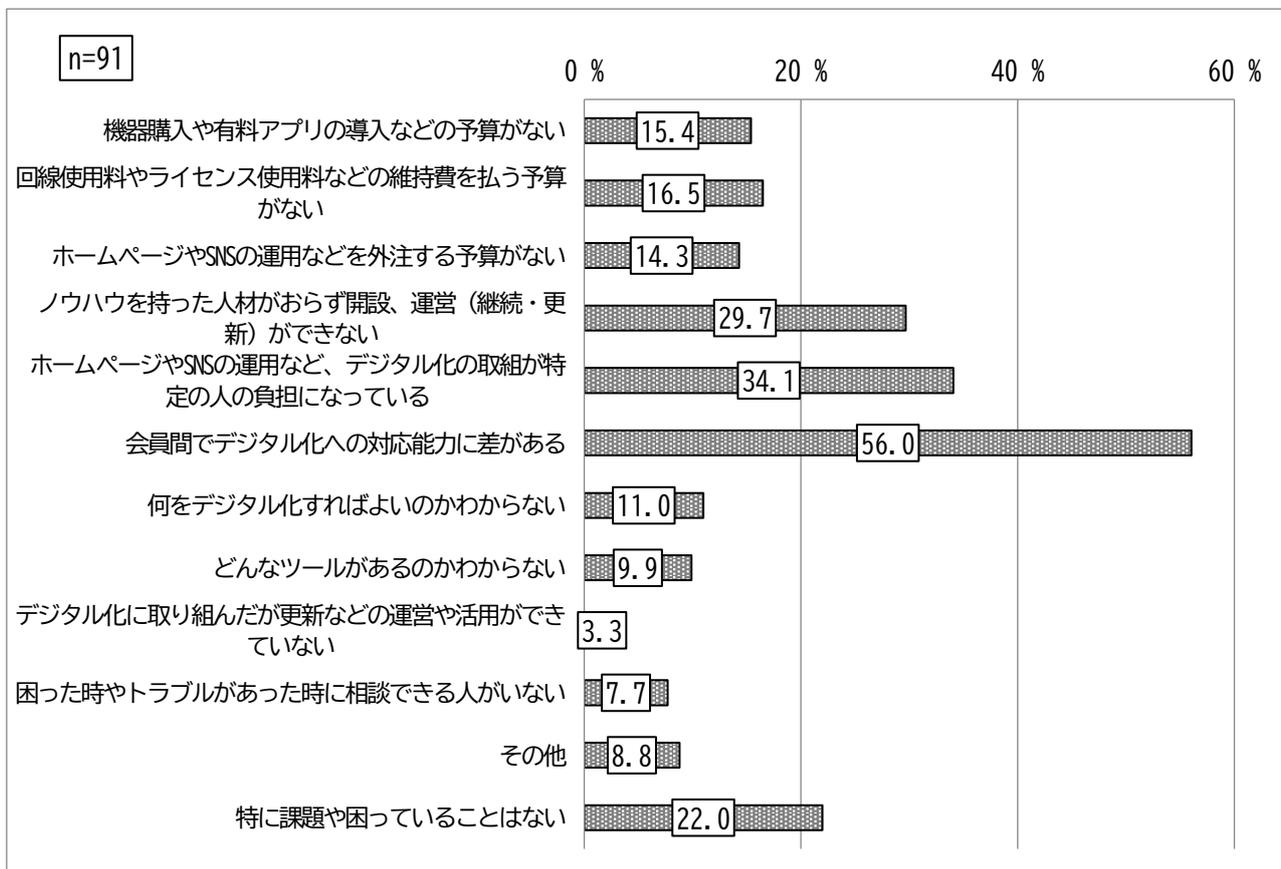
●町会運営において、どのようなデジタル化に取り組んでいますか。（○はいくつでも）



12 町会運営のデジタル化の課題について（問 24）

「会員間でデジタル化への対応能力に差がある」(56.0%) が5割台半ばを超えと最も高く、次いで「ホームページやSNSの運用など、デジタル化の取組が特定の人の負担になっている」(34.1%)、「ノウハウを持った人材がおらず、開設、運営（継続・更新）ができない」(29.7%)となっている。

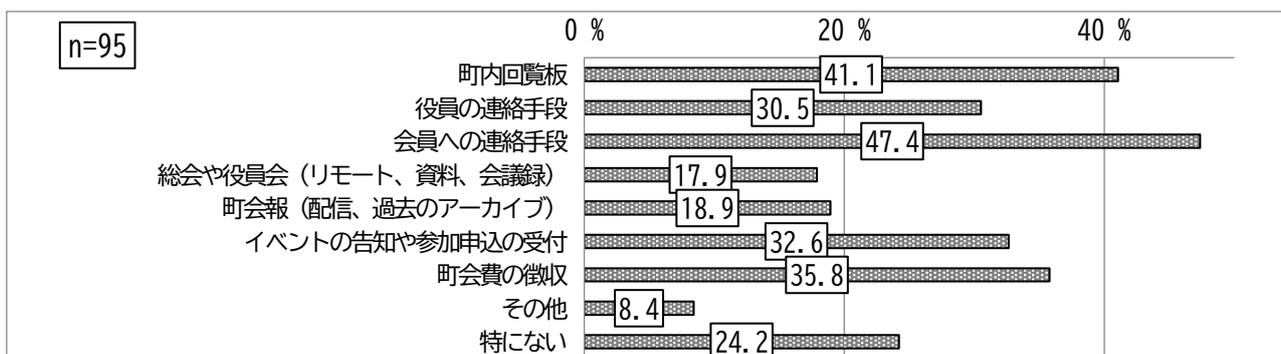
●町会運営におけるデジタル化について課題やお困りのことはありますか。（○はいくつでも）



13 町会運営においてデジタル化したいものについて（問 25）

「会員への連絡手段」(47.4%) が4割台半ばを超えと最も高くなっている。次いで「町内回覧板」(41.1%)、「町会費の徴収」(35.8%)、「イベントの告知や参加申込の受付」(32.6%)となっている。

●町会運営においてデジタル化したいものはありますか。（○はいくつでも）

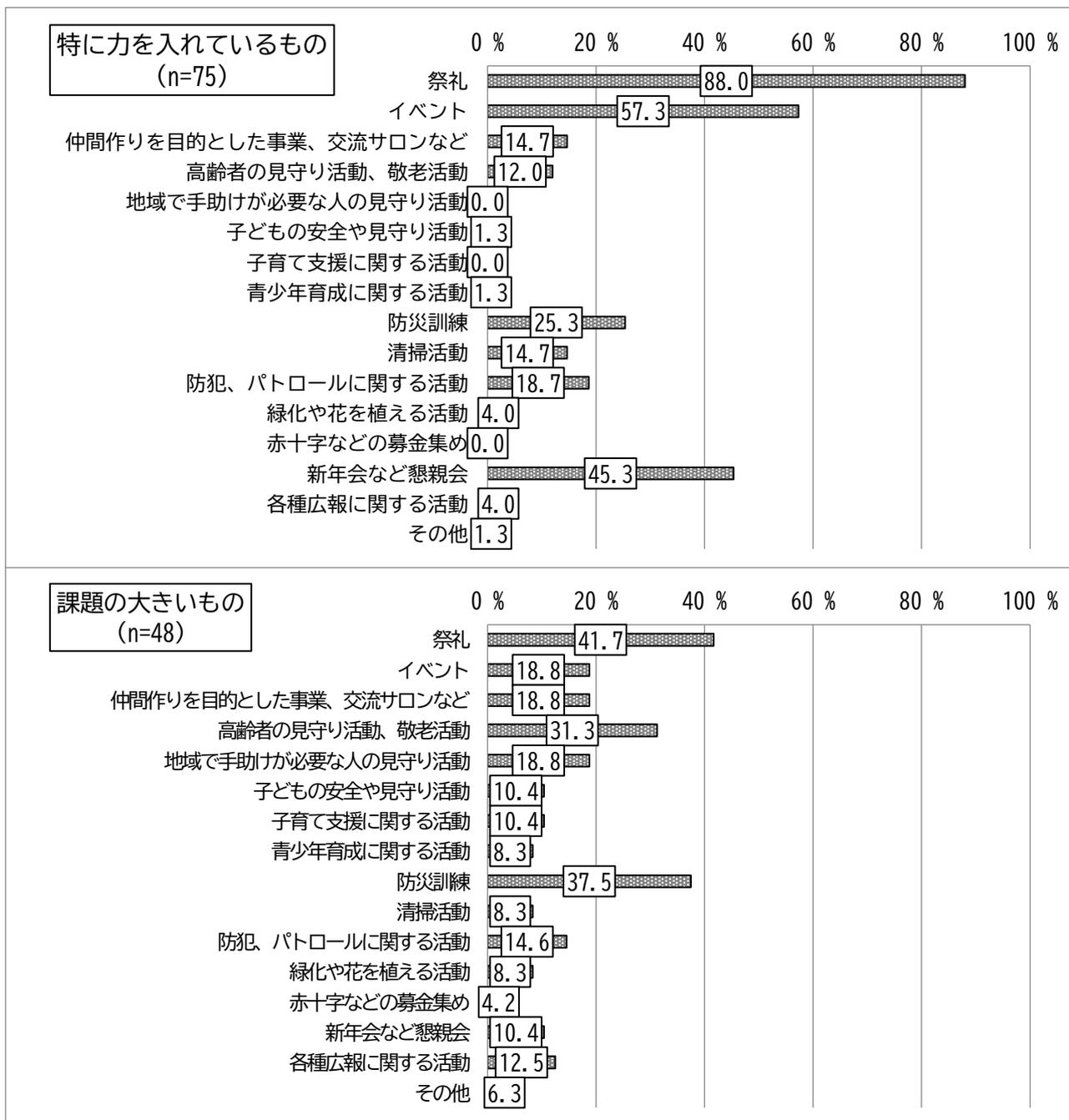


14 特に力を入れている地域活動・課題の大きい地域活動について（問26）

『特に力を入れているもの』は、「祭礼」（88.0%）が8割台半ば超えと最も高く、次いで「イベント」（57.3%）、「新年会など懇親会」（45.3%）となっている。

『課題の大きいもの』は、「祭礼」（41.7%）が最も高く、次いで「防災訓練」（37.5%）、「高齢者の見守り活動、敬老活動」（31.3%）となっている。

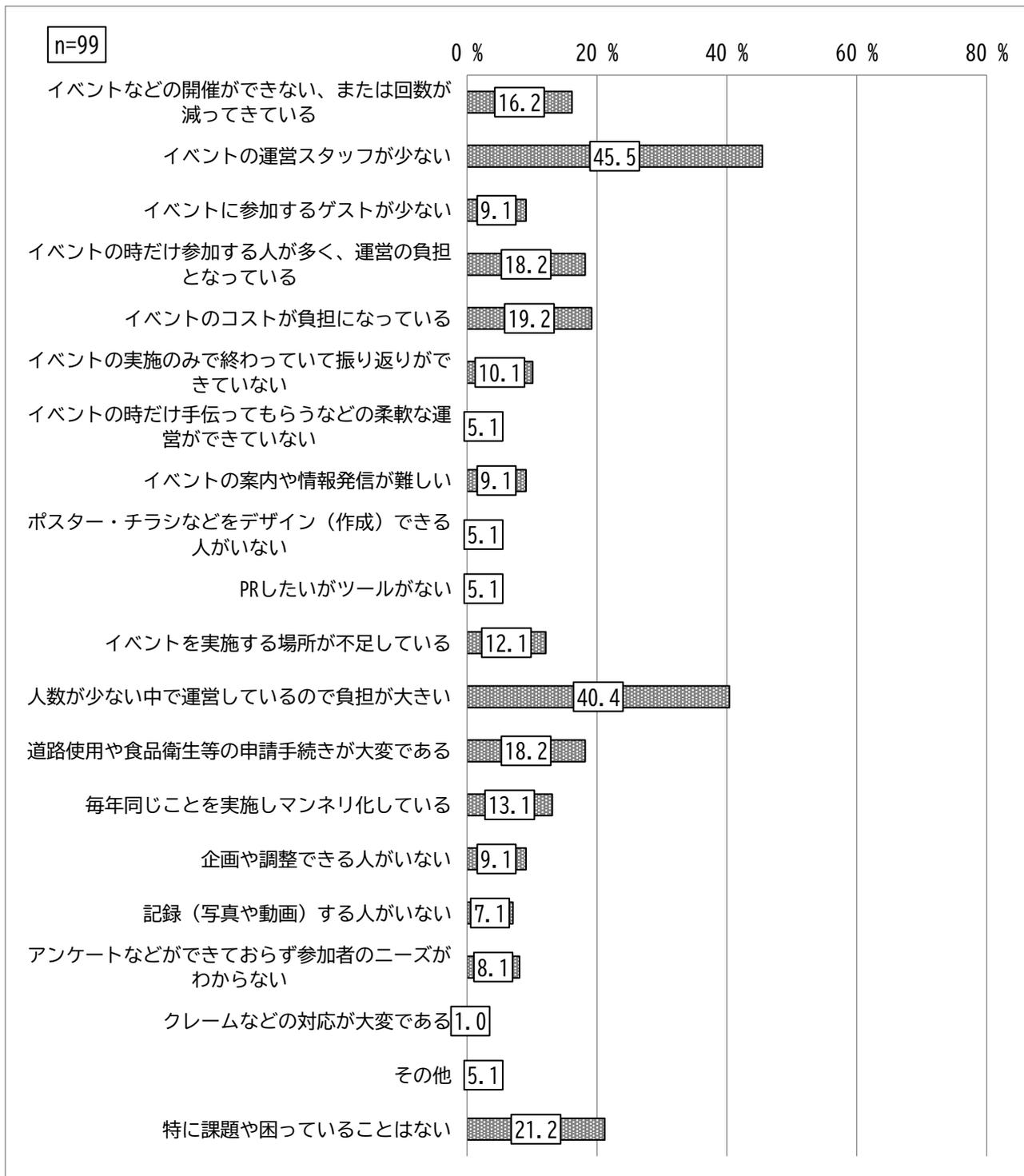
●次の各項目の活動について、「特に力を入れているもの」と「課題の大きいもの」をそれぞれ3つ程度選び○をつけてください。



15 イベント活動の課題について（問 27）

「イベントの運営スタッフが少ない」（45.5%）が4割台半ばを超えと最も高く、次いで「人数が少ない中で運営しているので負担が大きい」（40.4%）、「特に課題や困っていることはない」（21.2%）、「イベントのコストが負担になっている」（19.2%）と続いている。

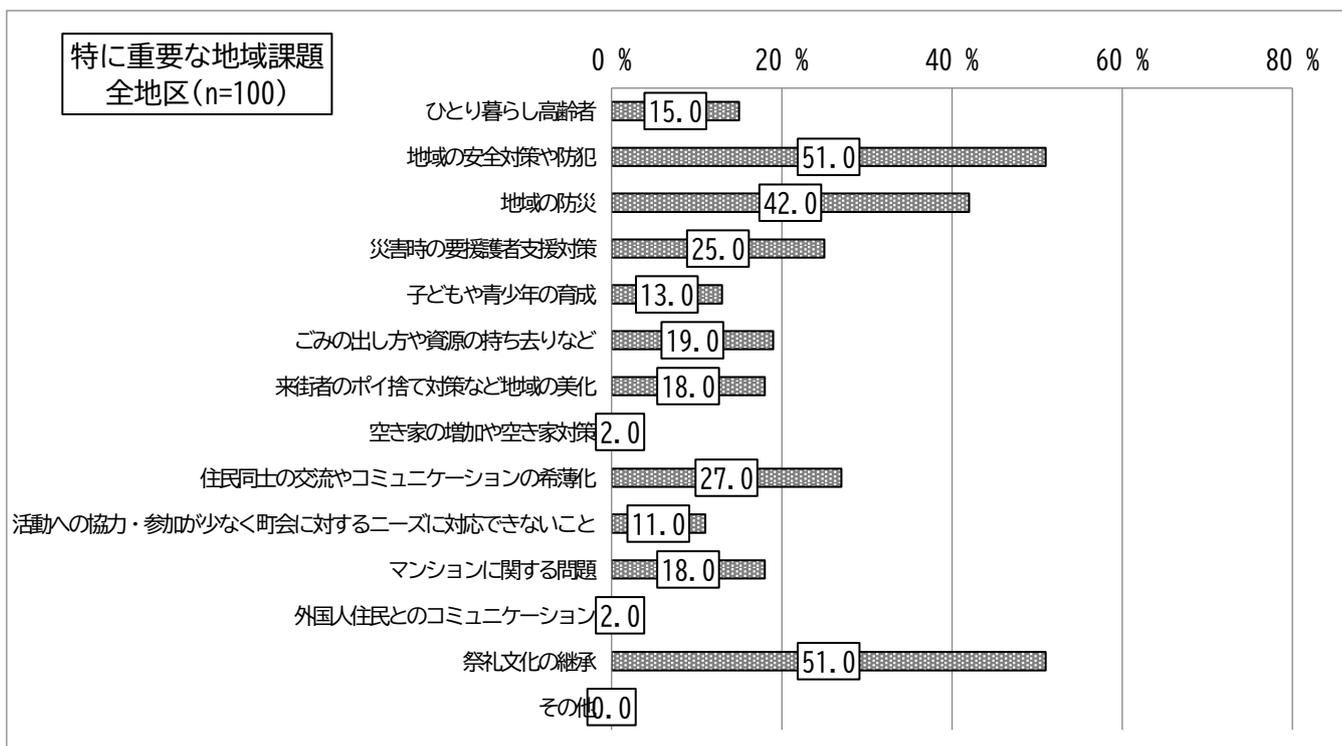
●町会のイベントや活動などの実施について、課題やお困りごとはありますか。（○はいくつでも）



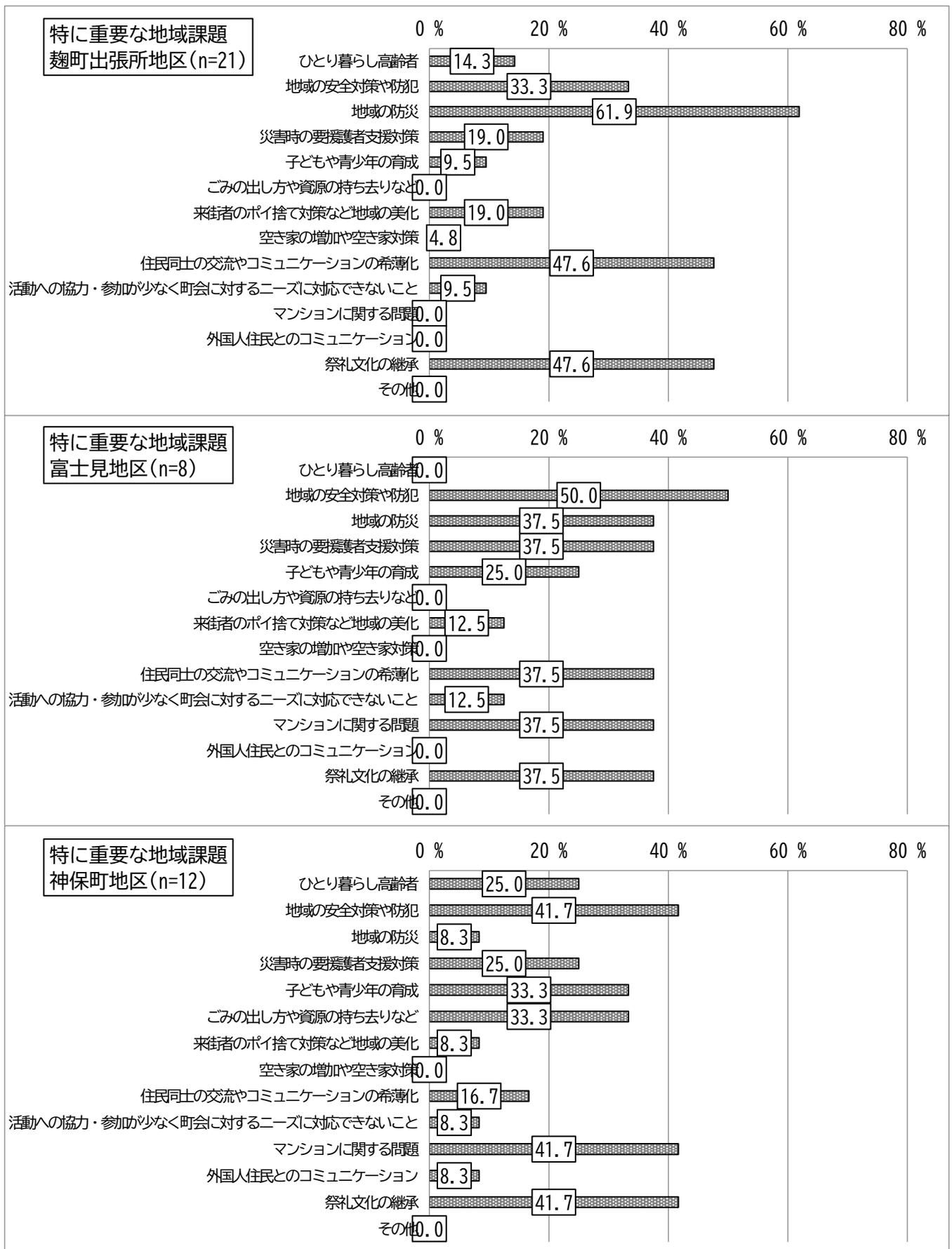
16 特に重要な地域課題について（問 30）

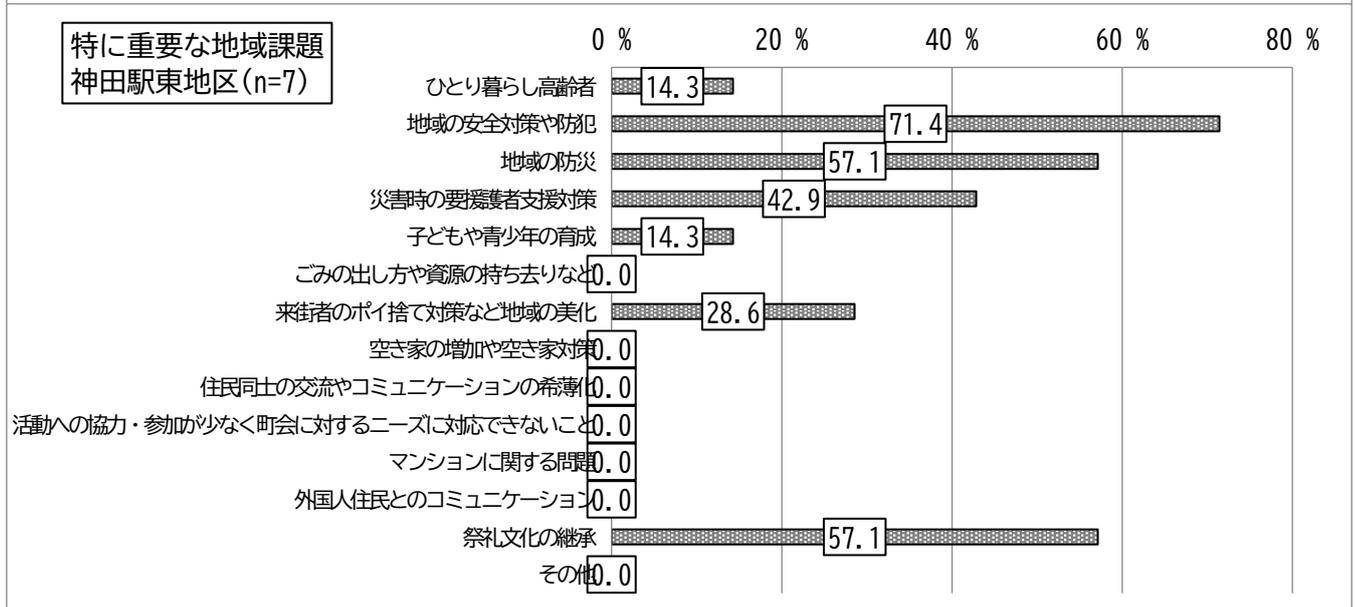
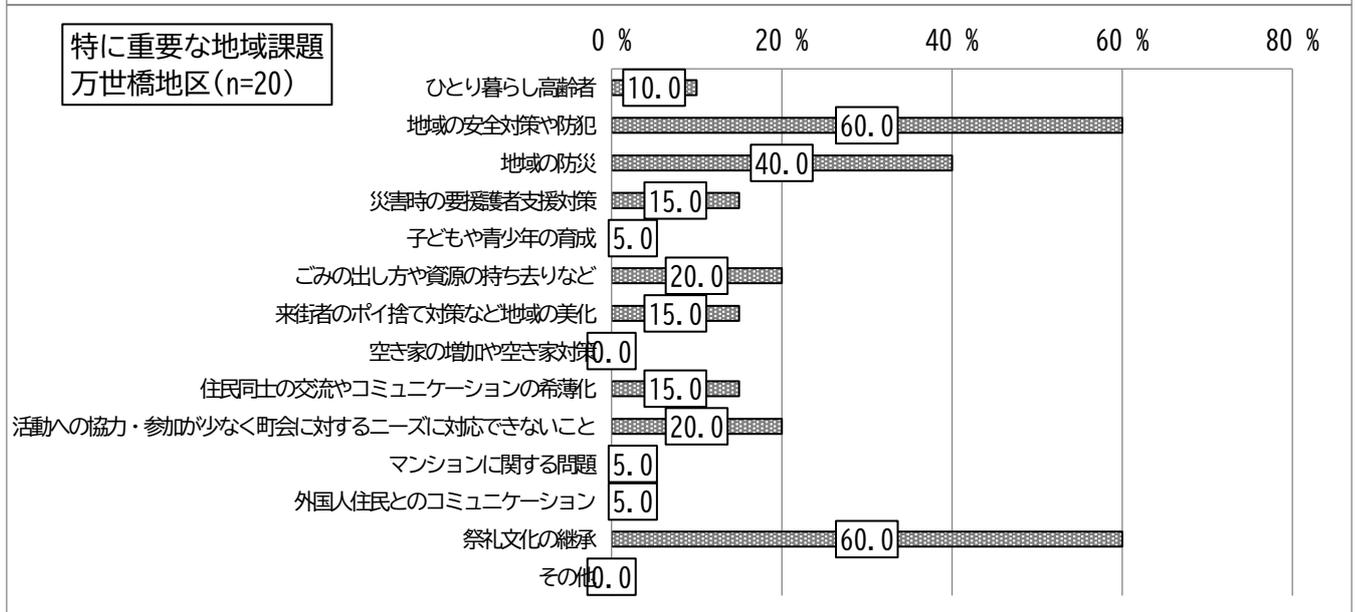
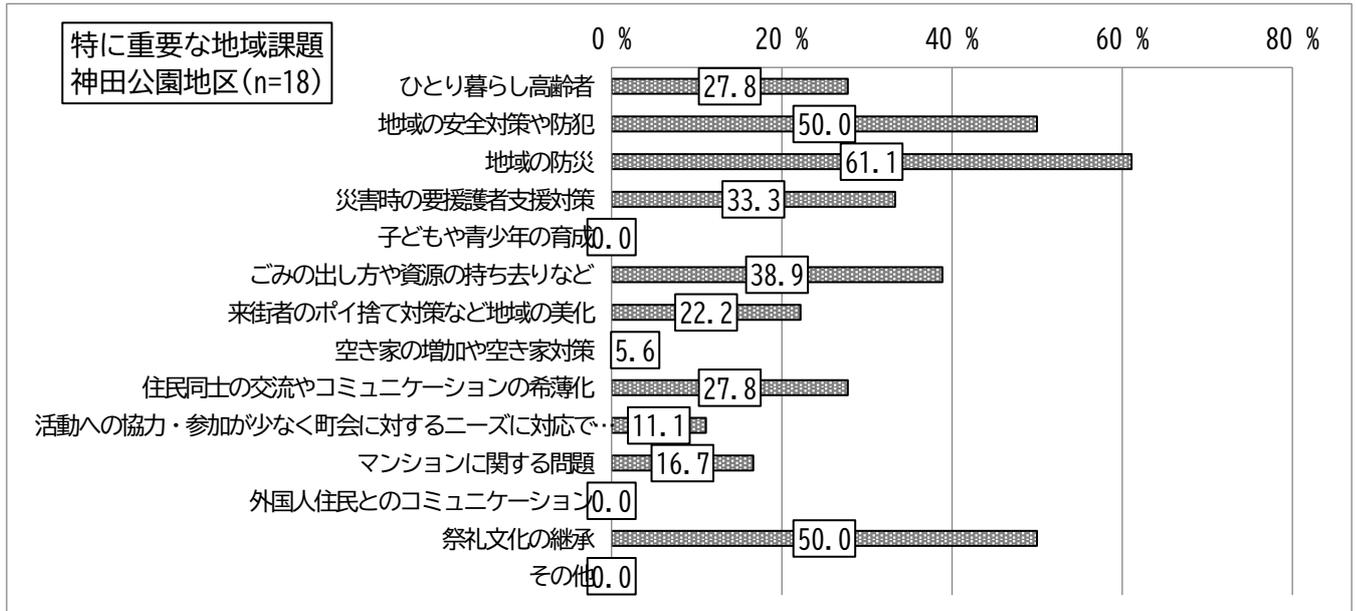
「地域の安全対策や防犯」（51.0%）、「祭礼文化の継承」（51.0%）が5割超えと最も高く、次いで「地域の防災」（42.0%）、「住民同士の交流やコミュニケーションの希薄化」（27.0%）、「災害時の要援護者支援対策」（25.0%）と続いている。

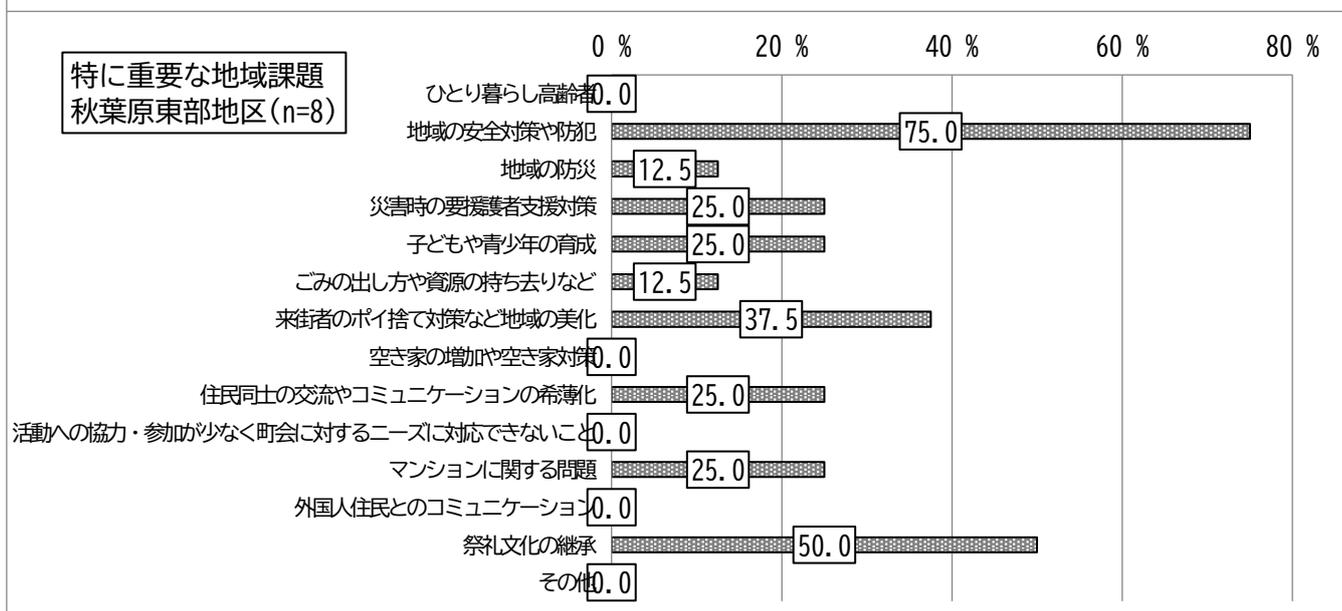
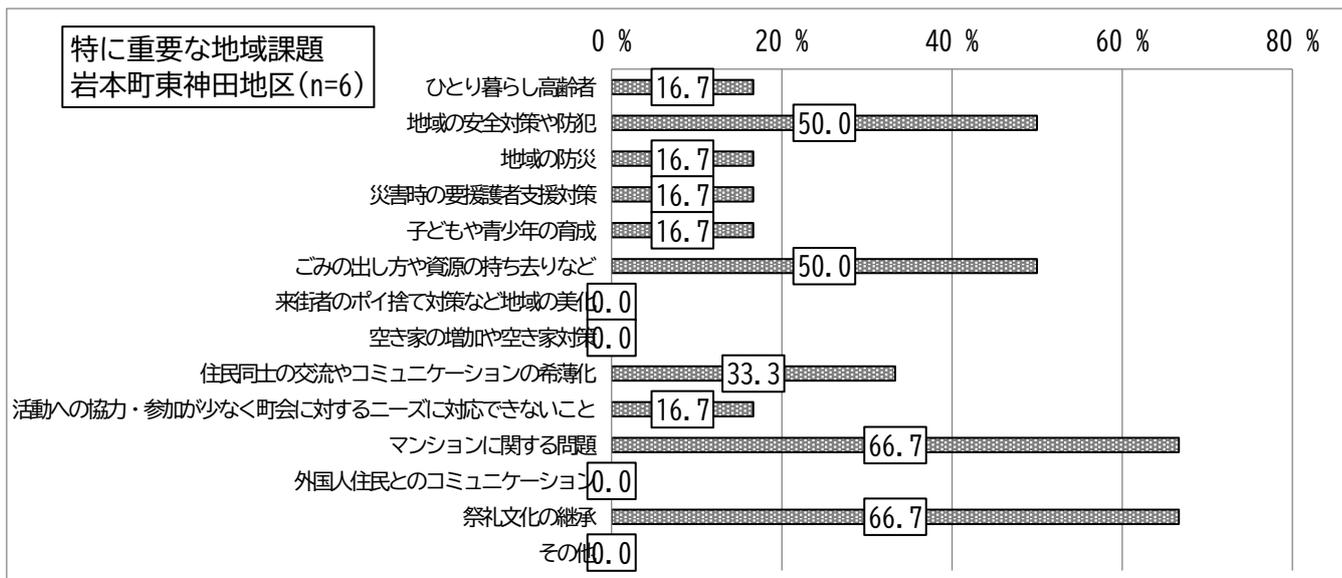
●現在、町会においてあなたが考える、特に重要な地域課題はどのようなことですか。特に重要だと思えるものを3つまで選んでください。（○は3つまで）



【参考】 地区ごとの集計結果



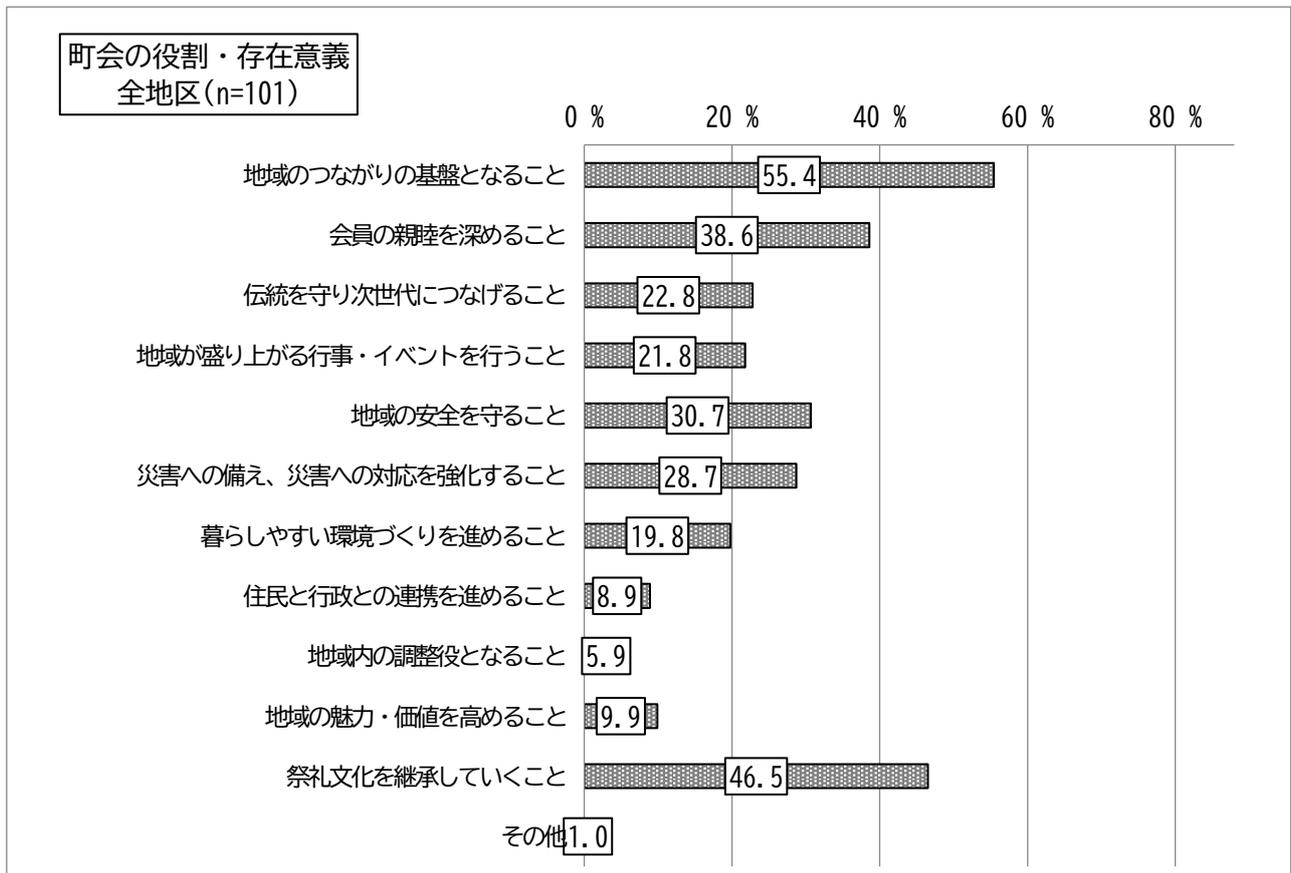




17 町会の役割・存在意義について（問 31）

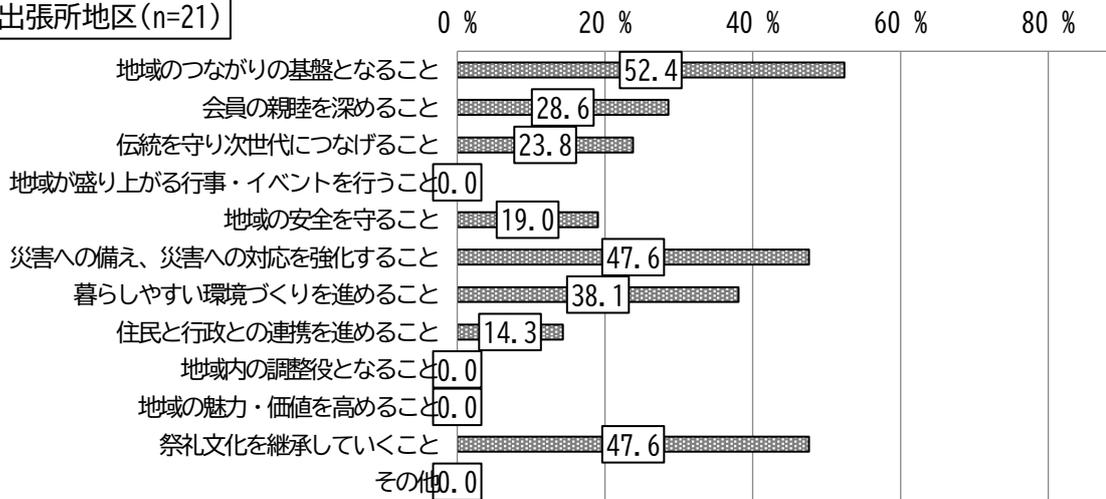
「地域のつながりの基盤となること」（55.4%）が5割台半ばを超えと最も高く、次いで「祭礼文化を継承していくこと」（46.5%）、「会員の親睦を深めること」（38.6%）となっている。

●町会の役割、存在意義として大切なことは何だとお考えですか。特に大切だとお考えのことを3つまで選んでください。（○は3つまで）

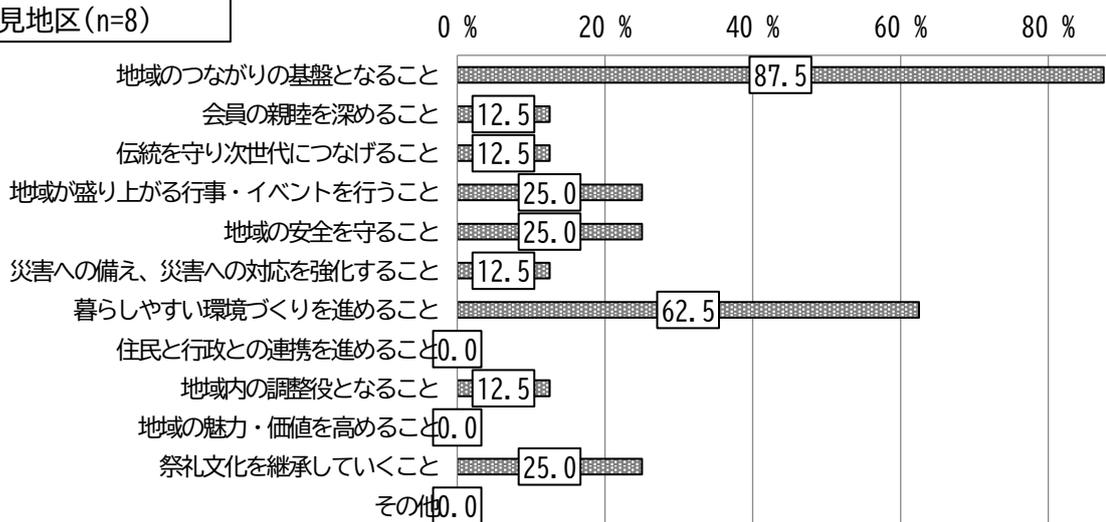


【参考】 地区ごとの集計結果

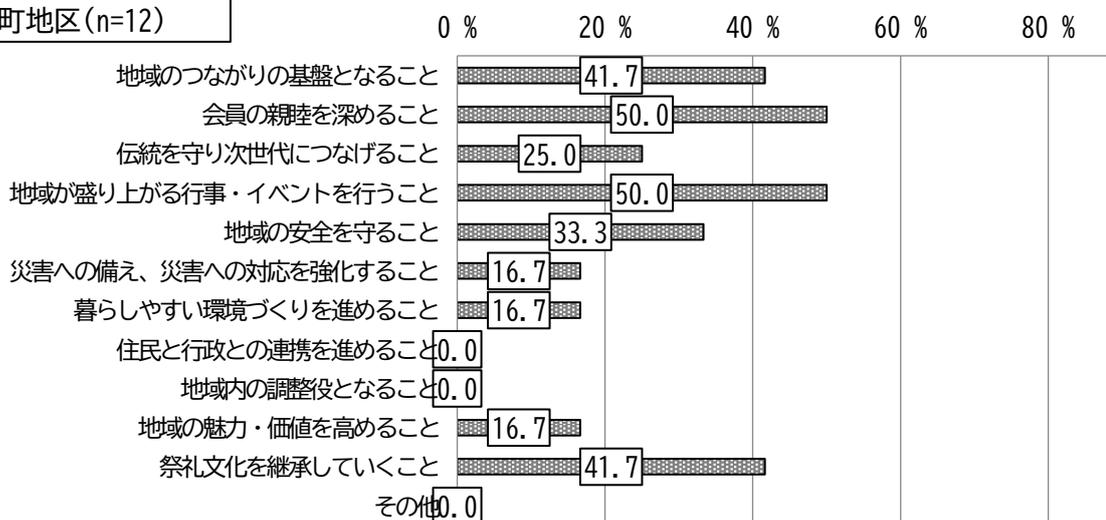
町会の役割・存在意義
麴町出張所地区 (n=21)



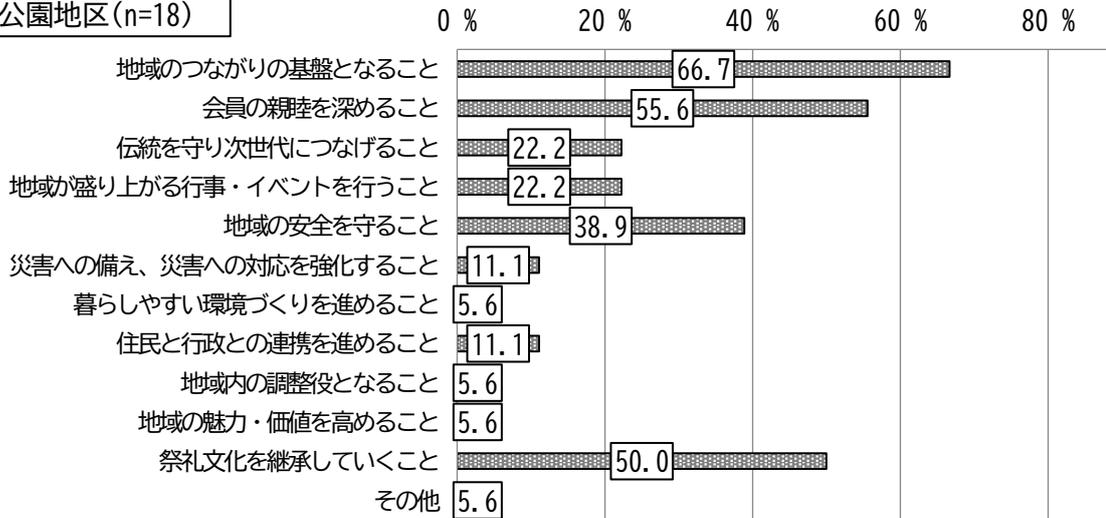
町会の役割・存在意義
富士見地区 (n=8)



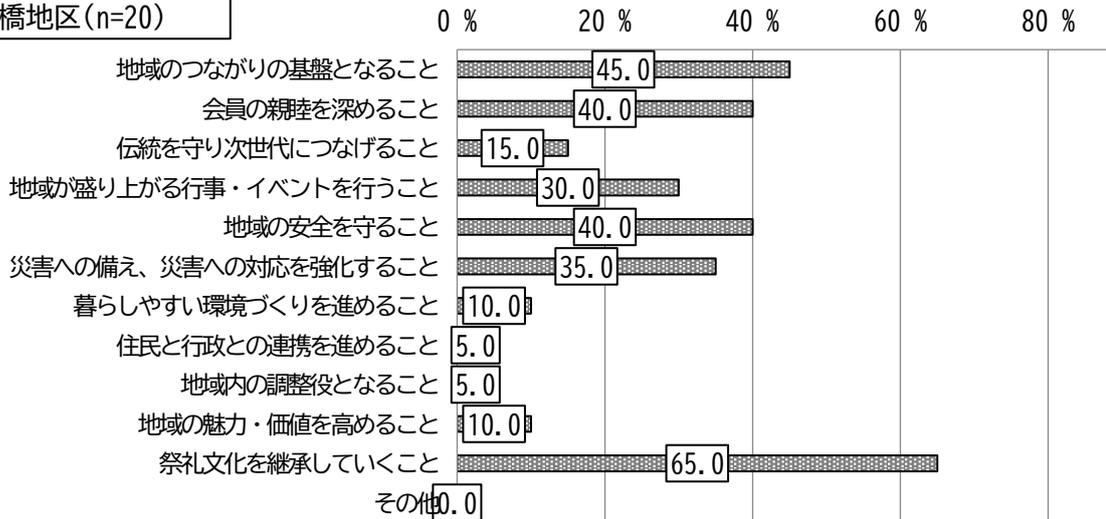
町会の役割・存在意義
神保町地区 (n=12)



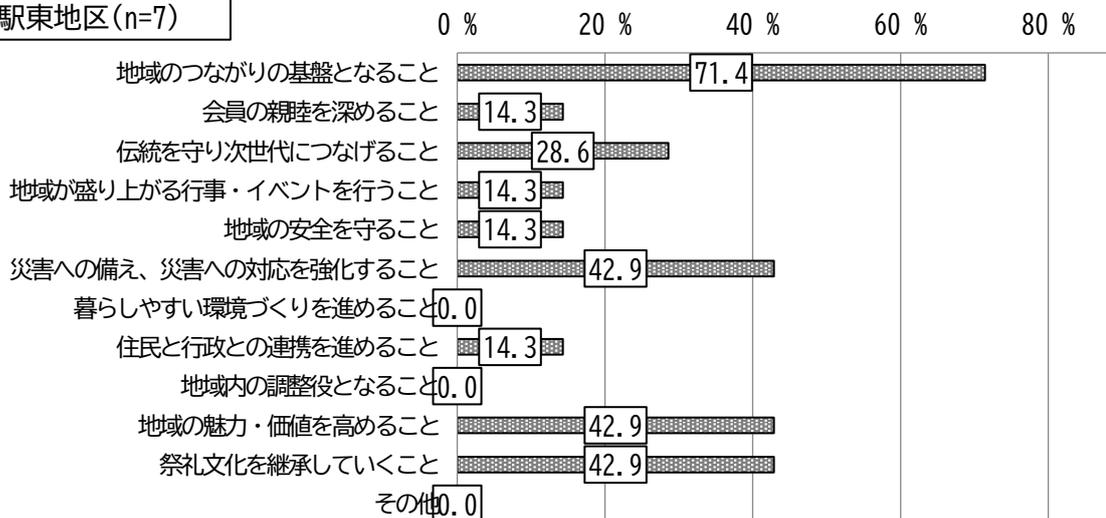
町会の役割・存在意義
神田公園地区(n=18)



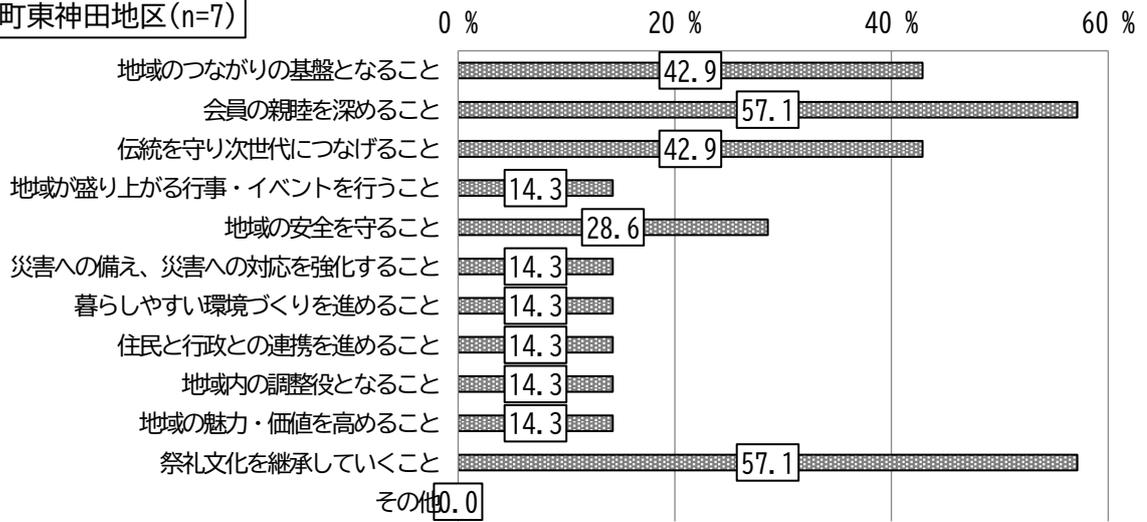
町会の役割・存在意義
万世橋地区(n=20)



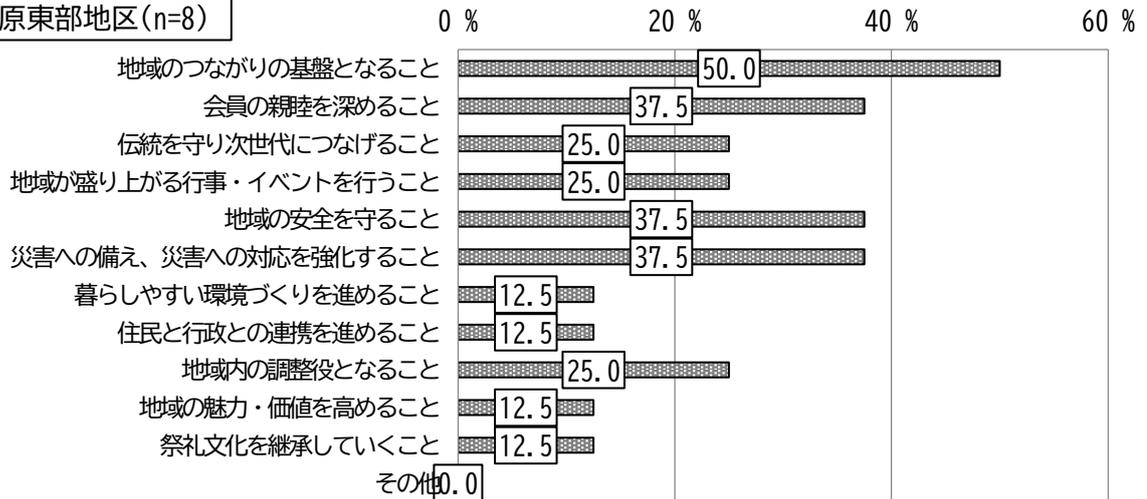
町会の役割・存在意義
神田駅東地区(n=7)



町会の役割・存在意義
岩本町東神田地区(n=7)



町会の役割・存在意義
秋葉原東部地区(n=8)

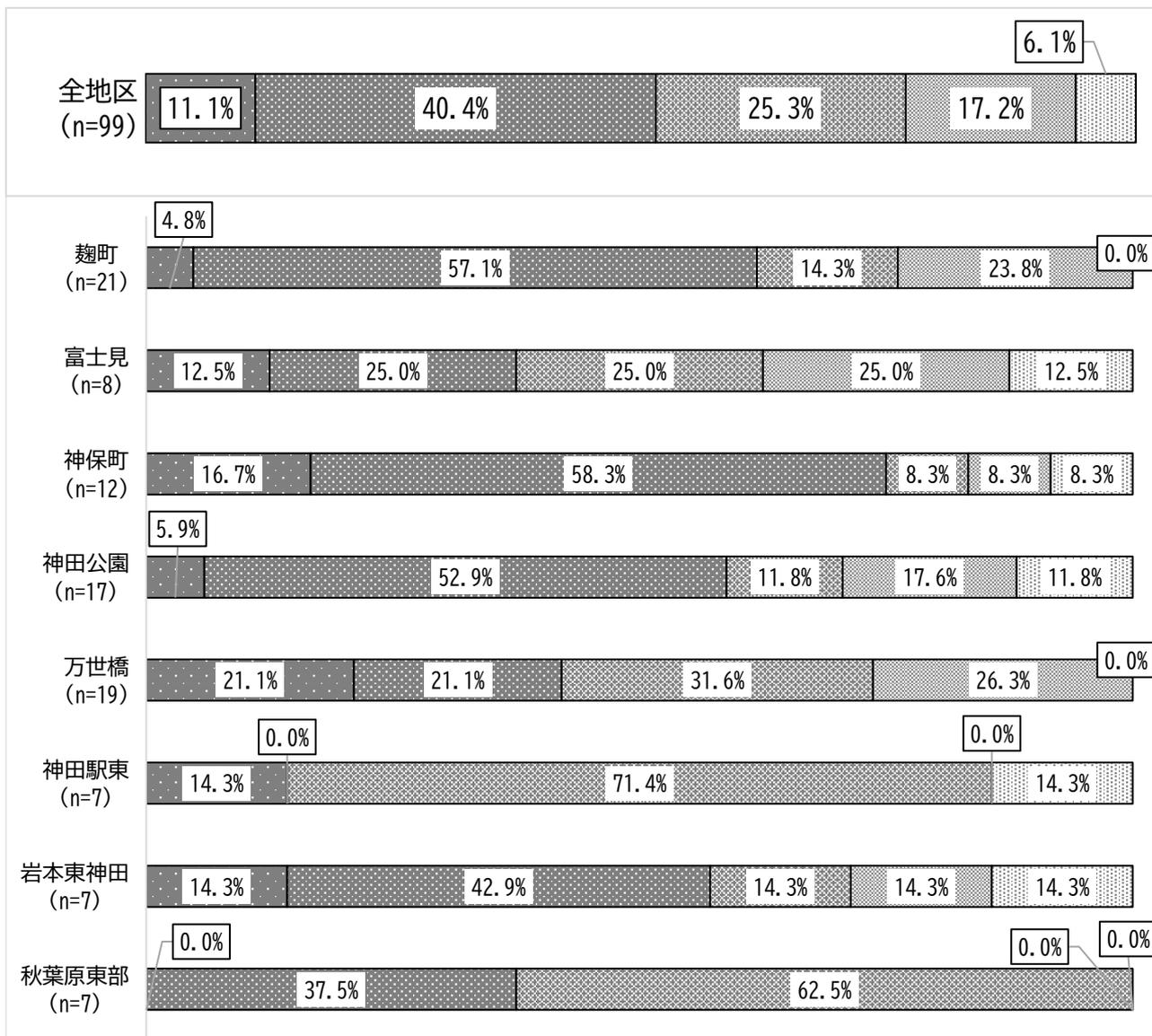


18 これからの町会について（問 33）

「町会には、新しい人の中でも共感や賛同してくれる人に参加してもらいたい。新しい人への働きかけを強化し、そうした人の参加を促し、会員数を増やしたい」（40.4%）が4割超えと最も高く、次いで「効率化や役割分担などの運営を見直したうえで、新しい人の働きかけをしていきたい」（25.3%）となっている。

●これからの町会についてどのようにお考えですか。一番近いものを1つ選んでください。（○は1つ）

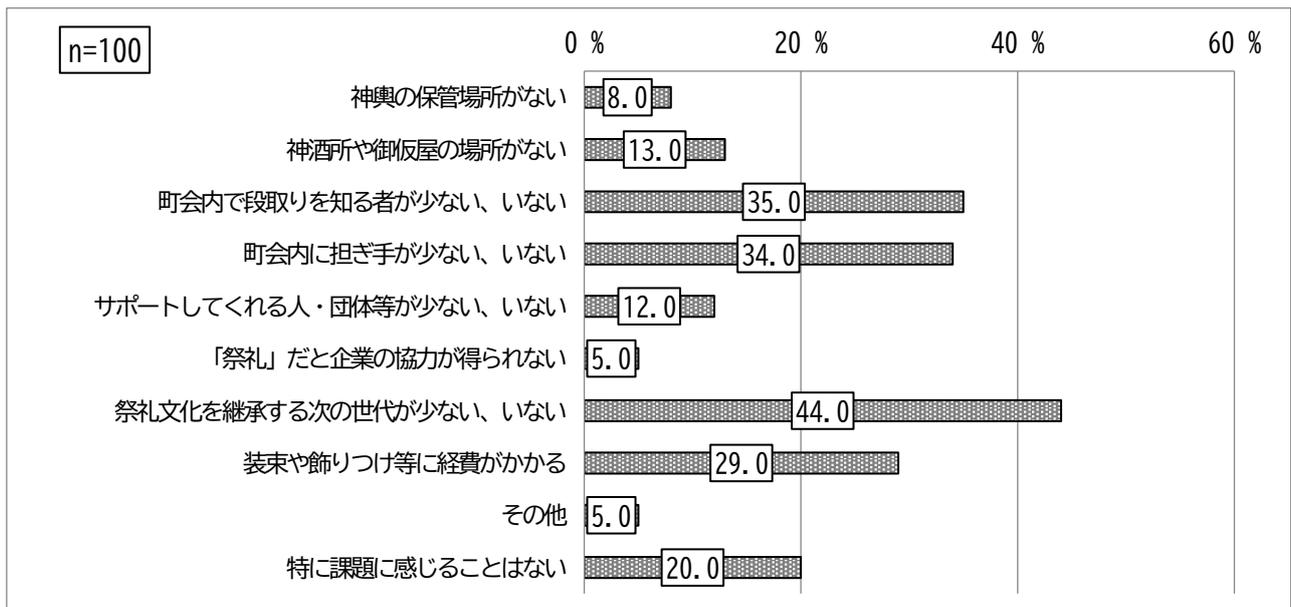
| | | | | |
|--|---|--|--|--|
| 町会内地域の全員参加が理想なので、全員参加を目指し町会をより良いものにしたい | 町会には、新しい人の中でも共感や賛同してくれる人に参加してもらいたい。新しい人への働きかけを強化し、そうした人の参加を促し、会員数を増やしたい | 効率化や役割分担などの運営を見直したうえで、新しい人の働きかけをしていきたい | 現状の中で、加入者減や現状の活動を維持できないのは仕方ないと思っている。これから縮小しながらも、なるべく運営が持続できるようにしたい | 現状の中で、加入者減や現状維持できずに、このまま町会活動が縮小していくのもいたしかたない |
|--|---|--|--|--|



19 祭礼文化継承の課題について（問 34）

「祭礼文化を継承する次の世代が少ない、いない」（44.0%）が最も高く、次いで「町会内で段取りを知る者が少ない、いない」（35.0%）、「町会内に担ぎ手が少ない、いない」（34.0%）、「装束や飾りつけ等に経費がかかる」（29.0%）と続いている。

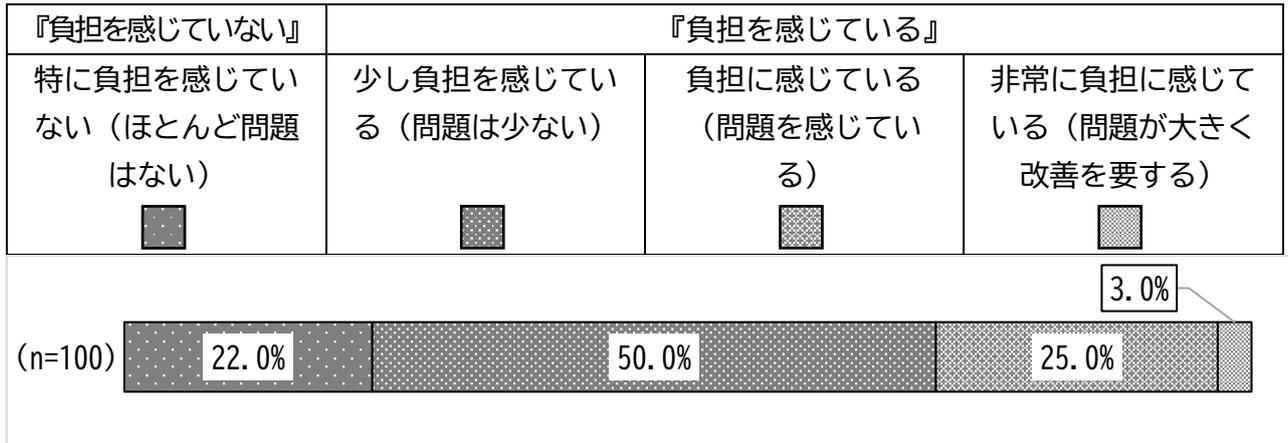
●祭礼は地域コミュニティの求心力であり、地域コミュニティの核である町会にとっても重要ですが、祭礼文化を継承していくにあたり、課題となっていることは何ですか。特に課題に感じるものを3つまでお選びください。（○は3つまで）



20 行政からの依頼の負担感について（問 37）

「少し負担を感じている（問題は少ない）」と「負担を感じている（問題を感じている）」と「非常に負担を感じている（問題が大きく改善を要する）」を合わせた『負担を感じている』(78.0%)は7割台半ば超えであった。一方で、「特に負担を感じていない（ほとんど問題はない）」(22.0%)となっている。

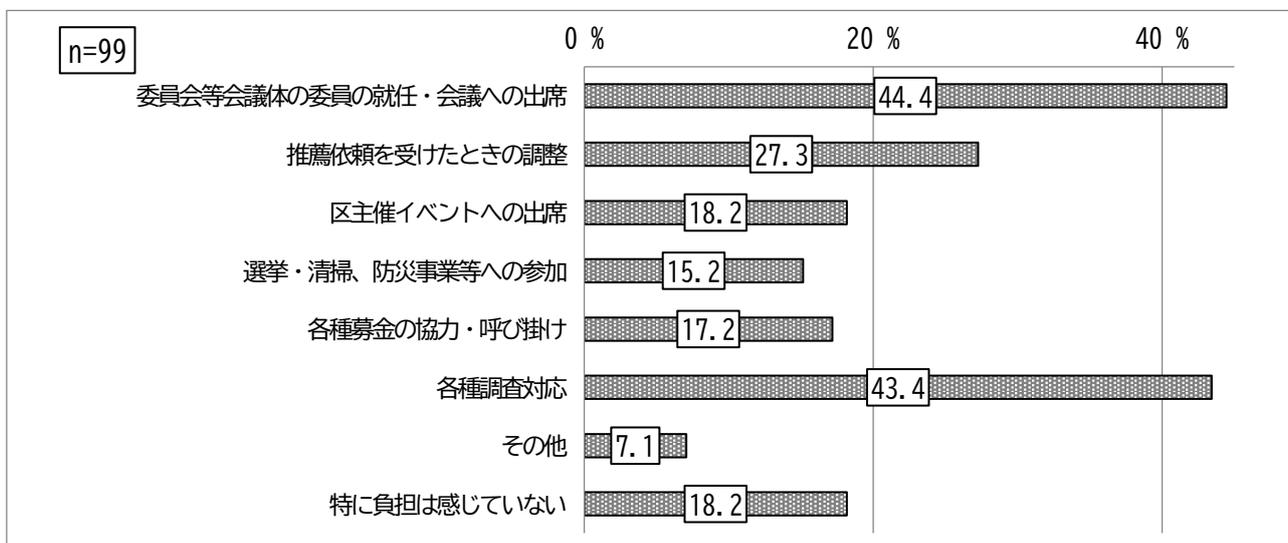
●町会には行政（区、国、都、その他警察や消防など）からさまざまな仕事や役割をお願いしています。これらについて、どの程度負担に感じておられますか。（○は1つ）



21 行政からの依頼で負担感の大きいものについて（問 38）

「委員会等会議体の委員の就任・会議への出席」(44.4%)が最も高く、次いで「各種調査回答」(43.4%)、「推薦依頼を受けたときの調整」(27.3%)となっている。

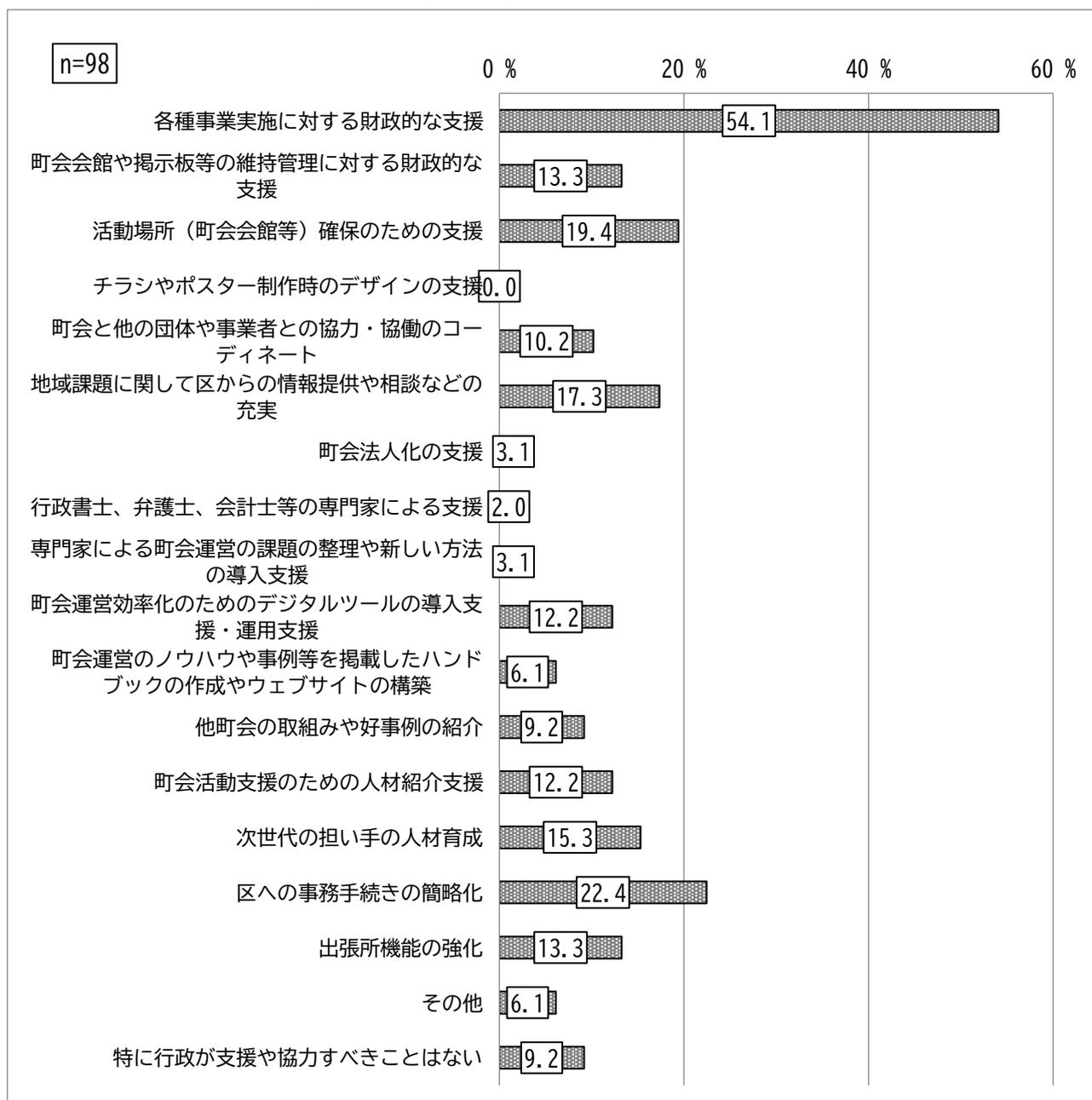
●行政から依頼される仕事・役割のうち、特に負担が大きく、仕事量の軽減や実施方法を改善すべきだと思うものは何ですか。特に負担が大きいとお感じになるものを3つまで記入してください。（○は3つまで）



22 町会活動や運営に対して行政がすべき支援や協力について（問 39）

「各種事業実施に対する財政的な支援」（54.1%）が5割台半ば近くと最も高く、次いで「区への事務手続きの簡略化」（22.4%）、「活動場所（町会会館等）確保のための支援」（19.4%）、「地域課題に関して区からの情報提供や相談などの充実」（17.3%）となっている。

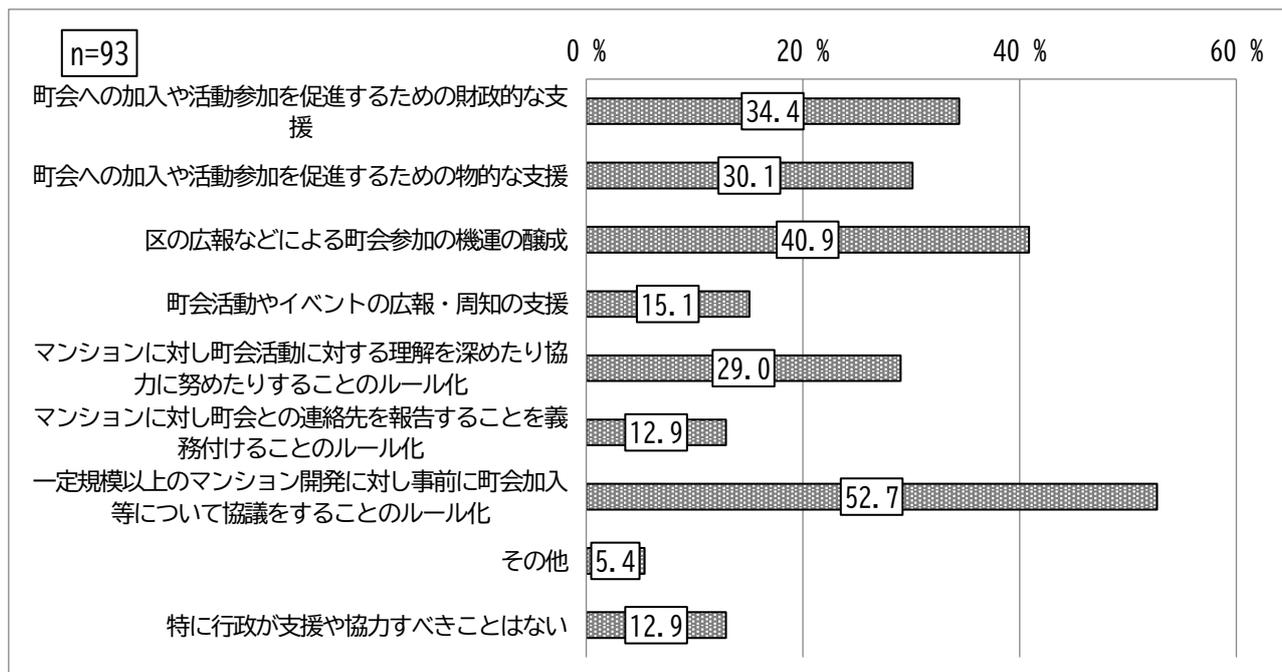
●町会の活動や運営に対して行政はどのような支援や協力をすべきだと思いますか。特に重要だと思うものを3つまでお選びください。（○は3つまで）



23 町会加入促進について行政がすべき支援や協力について（問 40）

「一定規模以上のマンション開発に対し、事前に町会加入等について協議をすることのルール化」（52.7%）が5割強と最も高く、次いで「区の広報などによる町会参加の機運の醸成」（40.9%）、「町会への加入や活動参加を促進するための財政的な支援」（34.4%）の順になっている。

●町会加入の促進について行政はどのような支援や協力をすべきだと思いますか。特に重要だと思うものを3つまでお選びください。（○は3つまで）



町会活動に関するアンケート (婦人部・女性部等対象)

<概要版>

(1) アンケートの目的

本調査は、町会の抱える課題や地域の特性等を把握し、今後の持続可能な運営を支援する具体的な施策を検討することを目的とする。

(2) 調査の対象

町会婦人部・女性部 (107 町会)

(3) 調査期間

令和7年7月29日～令和7年9月8日

(4) 回収結果

| 対象数 | 有効回収数 | 有効回収率 |
|-----|-------|-------|
| 107 | 88 | 82.2% |

目次

| | | |
|----|------------------------------|---------|
| 1 | 地区ごとの回答数について | [p. 1] |
| 2 | 婦人部長・女性部長等の年代について | |
| 3 | 婦人部長・女性部長等の職業について | [p. 2] |
| 4 | 婦人部・女性部の活動人数について | |
| 5 | 活動者の年齢構成について | [p. 3] |
| 6 | 婦人部・女性部等加入のきっかけについて | |
| 7 | 婦人部・女性部等内の情報共有手段について | [p. 4] |
| 8 | 婦人部・女性部等の運営上の困りごとについて | |
| 9 | 婦人部・女性部等の運営・活動の工夫について | [p. 5] |
| 10 | 町会運営や活動でデジタル化したいものについて | |
| 11 | 婦人部・女性部等の活動の今後の在り方について | |
| 12 | 特に力を入れている地域活動・課題の大きい地域活動について | [p. 7] |
| 13 | イベント活動の課題について | [p. 8] |
| 14 | 特に重要な地域課題について | [p. 9] |
| 15 | 町会の役割・存在意義について | |
| 16 | これからの町会について | [p. 10] |
| 17 | 祭礼文化継承の課題について | |
| 18 | 祭礼参加の充実感・負担感について | [p. 11] |
| 19 | 行政からの依頼の負担感について | |
| 20 | 行政からの依頼で負担感の大きいものについて | [p. 12] |
| 21 | 町会加入促進について行政がすべき支援や協力について | |
| 22 | 町会活動や運営に対して行政がすべき支援や協力について | [p. 13] |

アンケート結果

1 地区ごとの回答数について

107 町会のうち、88 町会から回答があり、回答率は 82.2%となっている。うち、「婦人部・女性部等またはこれらに準ずる部や委員会はない」という回答は9件であった。

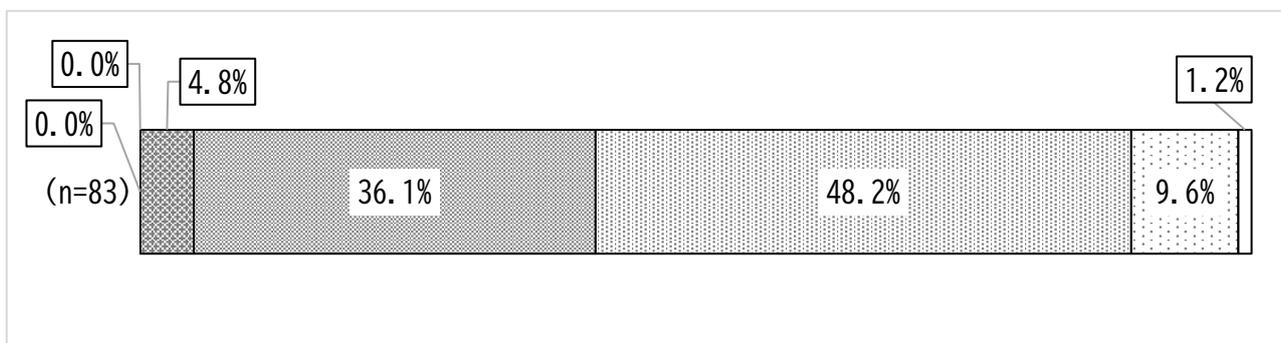
| | 町会数 | 回答数 | 回答率 |
|----------|-----|-----|--------|
| 麴町出張所地区 | 21 | 19 | 90.5% |
| 富士見地区 | 8 | 8 | 100.0% |
| 神保町地区 | 12 | 10 | 83.3% |
| 神田公園地区 | 20 | 18 | 90.0% |
| 万世橋地区 | 21 | 15 | 71.4% |
| 神田駅東地区 | 9 | 4 | 44.4% |
| 岩本町東神田地区 | 8 | 6 | 75.0% |
| 秋葉原東部地区 | 8 | 8 | 100.0% |
| 総計 | 107 | 88 | 82.2% |

2 婦人部長・女性部長等の年代について（問3）

「70歳代」（48.2%）が最も高く、次いで「60歳代」（36.1%）、「80歳代」（9.6%）と続いている。また、「39歳以下」（0.0%）、「40歳代」（0.0%）の回答はなかった。

●婦人部長・女性部長等の年代について教えてください。（○は1つ）

| 39歳以下 | 40歳代 | 50歳代 | 60歳代 | 70歳代 | 80歳代 | 90歳代以上 |
|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| <input type="checkbox"/> |

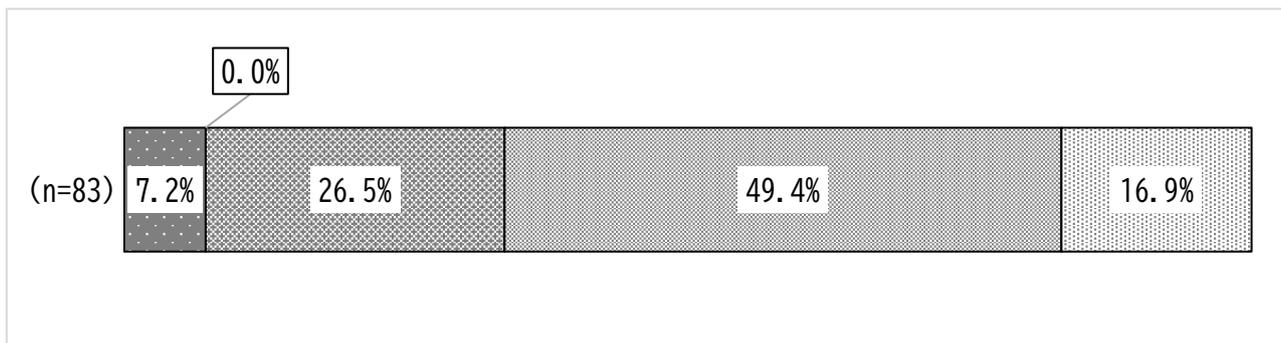


3 婦人部長・女性部長等の職業について（問4）

「無職」(49.4%)が最も高く、次いで「自営」(26.5%)、「その他」(16.9%)となっている。

●婦人部長・女性部長等の現在の職業を教えてください。(○は1つ)

| | | | | |
|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 会社員・ 団体職員 | 公務員 | 自営 | 無職 | その他 |
| <input type="checkbox"/> |

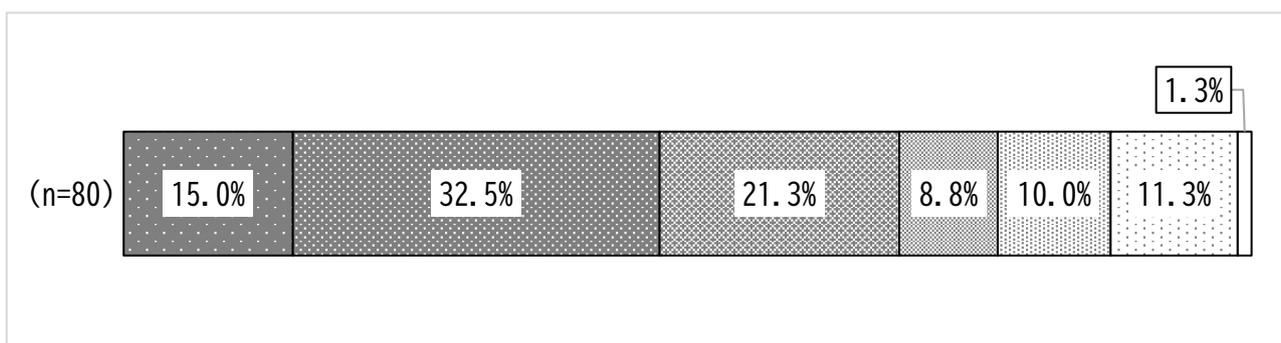


4 婦人部・女性部等の活動人数について（問6）

「6～10人」(32.5%)が最も高く、次いで「11～15人」(21.3%)、「1～5人」(15.0%)、「26～30人」(11.3%)と続いている。

●婦人部・女性部等で活動する人はおおよそ何人ですか。(自由記述)

| | | | | | | |
|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 1～5人 | 6～10人 | 11～15人 | 16～20人 | 21～25人 | 26～30人 | 31人以上 |
| <input type="checkbox"/> |

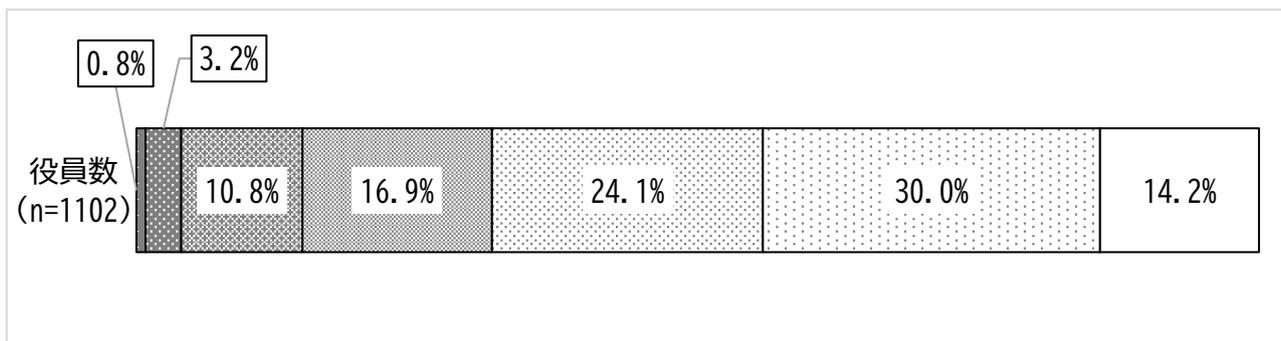


5 活動者の年齢構成について（問7）

「70歳代」（30.0%）が最も高く、次いで「60歳代」（24.1%）、「50歳代」（16.9%）、「80歳以上」（14.2%）、「40歳代」（10.8%）と続いている。

●活動者の年齢のおおよその人数を教えてください。（自由記述）

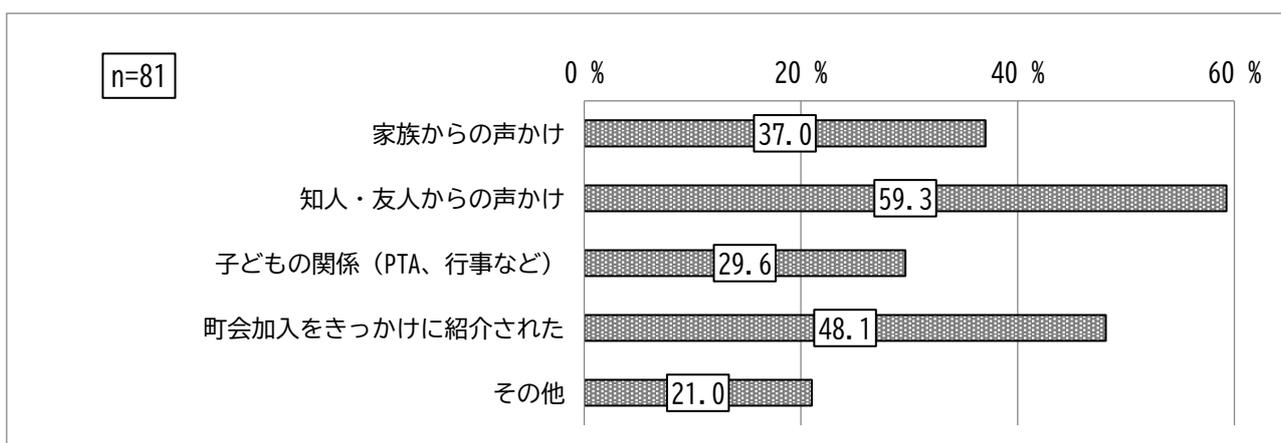
| 20歳代以下 | 30歳代 | 40歳代 | 50歳代 | 60歳代 | 70歳代 | 80歳以上 |
|--------|------|------|------|------|------|-------|
| | | | | | | |



6 婦人部・女性部等加入のきっかけについて（問9）

「知人・友人からの声かけ」（59.3%）が約6割と最も高く、次いで「町会加入をきっかけに紹介された」（48.1%）、「家族からの声かけ」（37.0%）、「子どもの関係（PTA、行事など）」（29.6%）、「その他」（21.0%）と続いている。

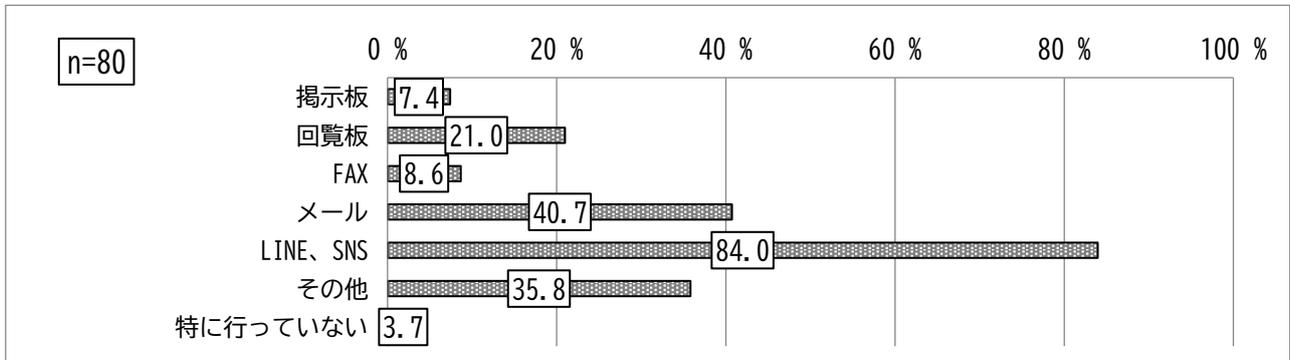
●現在、婦人部・女性部等に参加している人が、部に参加（参加）するきっかけとなったものとして多いものはどれですか。上位3つまでお選びください。（○は3つまで）



7 婦人部・女性部等内の情報共有手段について（問 10）

「LINE、SNS」（84.0%）が8割台半ば近くと最も高く、次いで「メール」（40.7%）、「その他」（35.8%）、「回覧板」（21.0%）、「FAX」（8.6%）と続いている。

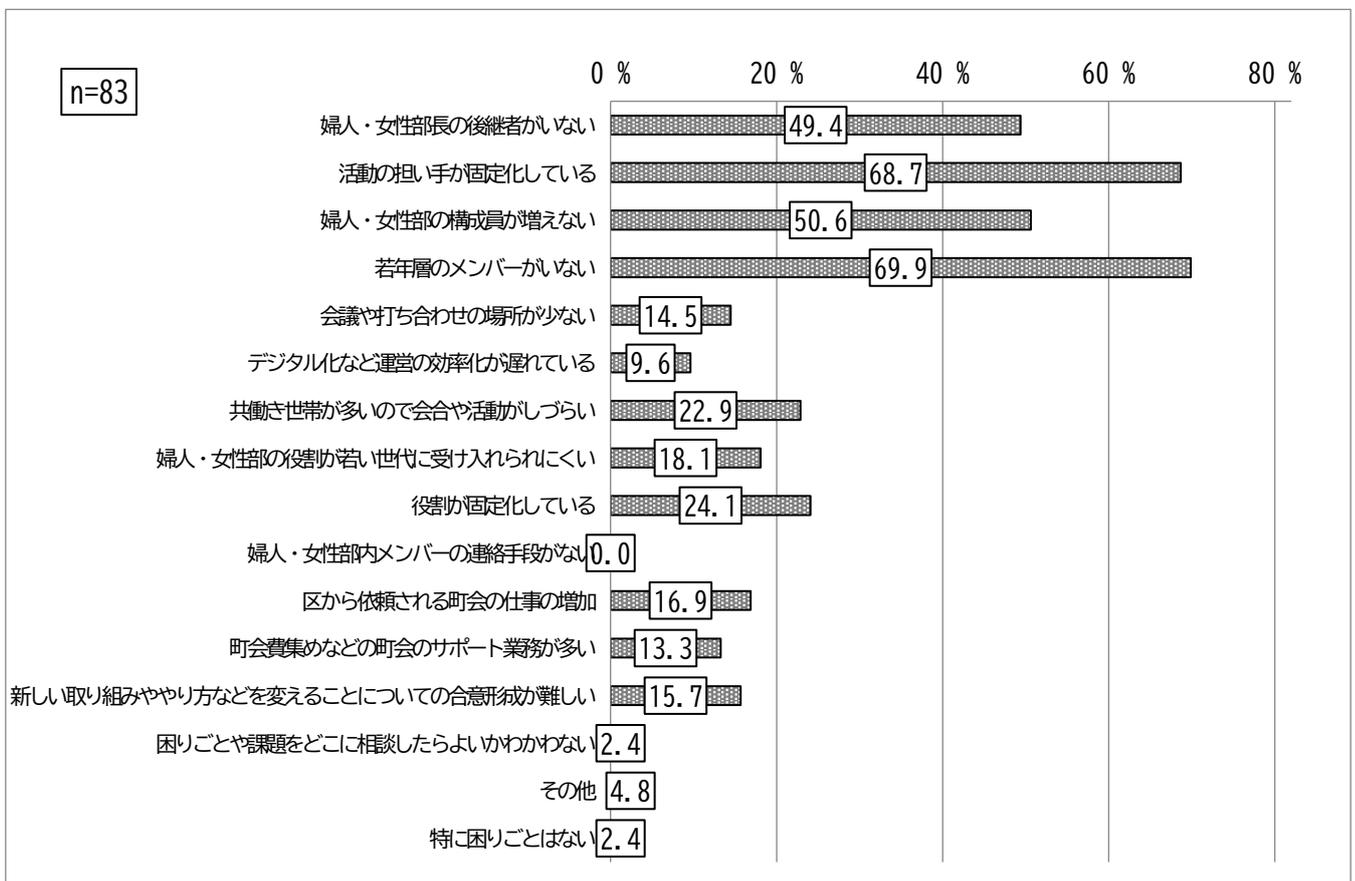
●婦人部・女性部等のメンバーへのお知らせや情報共有はどのように行っていますか。（○はいくつでも）



8 婦人部・女性部等の運営上の困りごとについて（問 11）

「若年層のメンバーがいない」（69.9%）が約7割と最も高く、次いで「活動の担い手が固定化している」（68.7%）、「婦人部・女性部等の構成員が増えない」（50.6%）、「婦人部長・女性部長等の後継者がいない」（49.4%）と続いている。

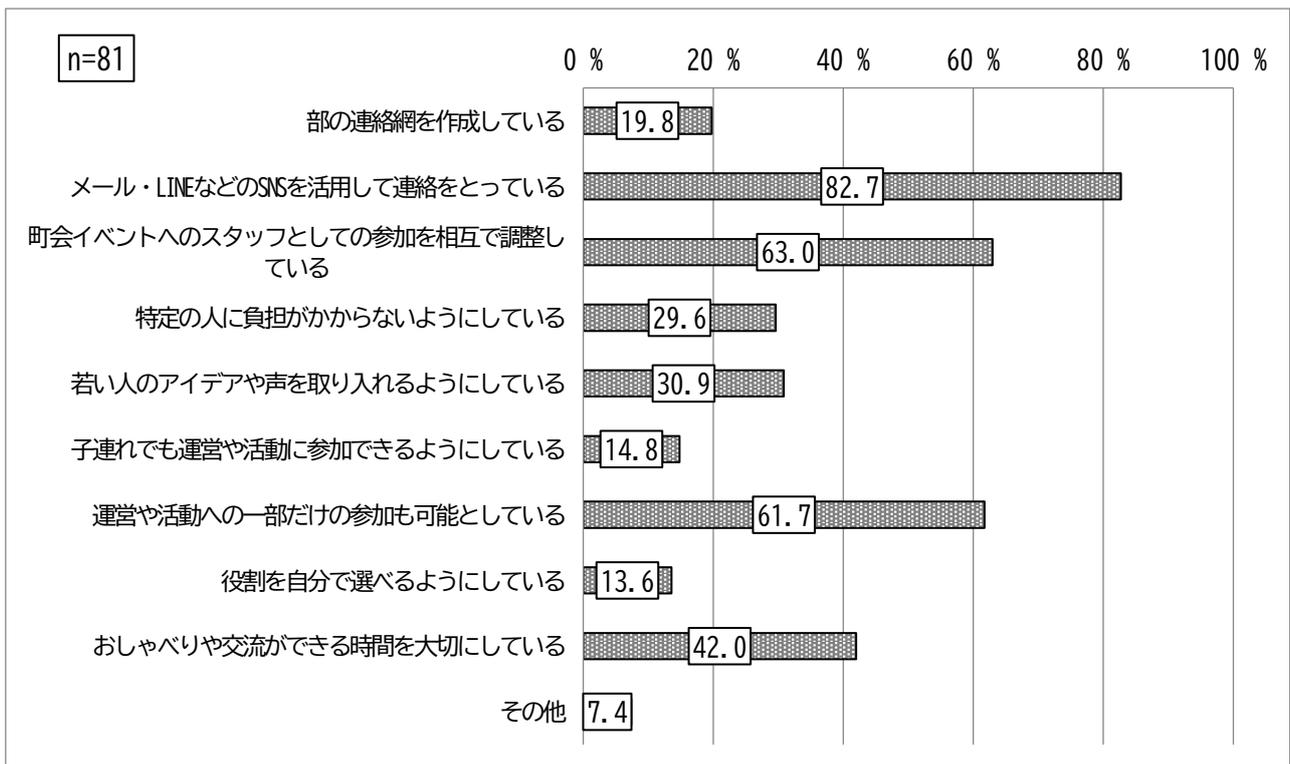
●婦人部・女性部等の運営上のお困りごとはありますか。（○はいくつでも）



9 婦人部・女性部等の運営・活動の工夫について（問12）

「メール・LINEなどのSNSを活用して連絡をとっている」（82.7%）が8割超えと最も高く、次いで「町会イベントへのスタッフとしての参加を相互で調整している」（63.0%）、「運営や活動への一部だけの参加も可能としている」（61.7%）となっている。

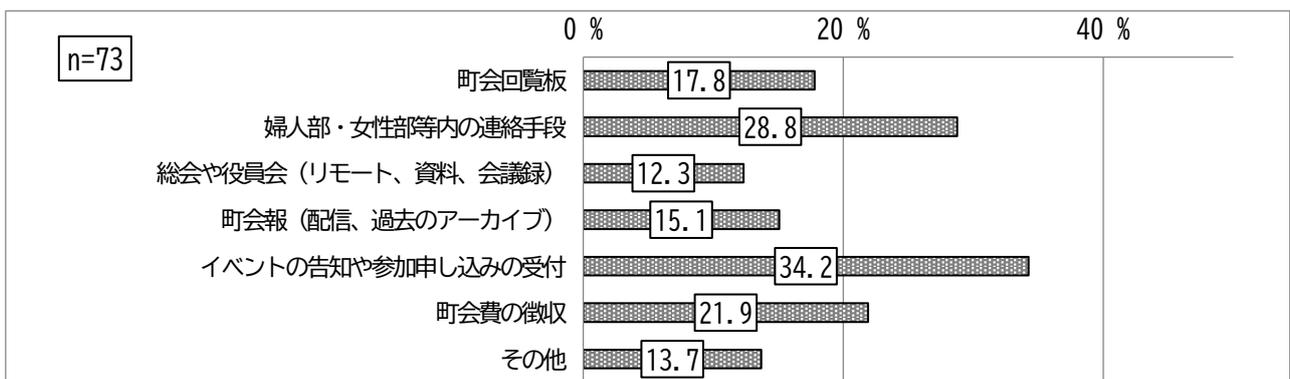
●婦人部・女性部等の運営や活動の中で工夫していることはありますか。あてはまるものをすべて選んでください。（○はいくつでも）



10 町会運営や活動でデジタル化したいものについて（問13）

「イベントの告知や参加申し込みの受付」（34.2%）が3割強と最も高く、次いで「婦人部・女性部等内の連絡手段」（28.8%）、「町会費の徴収」（21.9%）、「町会回覧板」（17.8%）、「町会報（配信、過去のアーカイブ）」（15.1%）と続いている。

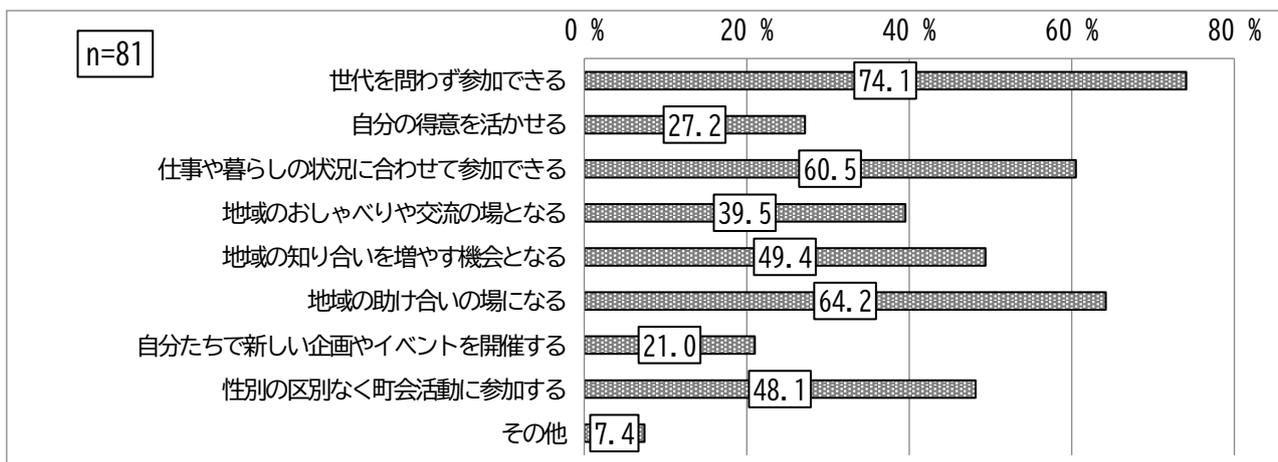
●町会運営や活動においてデジタル化したいものはありますか。（○はいくつでも）



11 婦人部・女性部等の活動の今後の在り方について（問 14）

「世代を問わず参加できる」（74.1%）7割台半ば近くと最も高く、次いで「地域の助け合いの場となる」（64.2%）、「仕事や暮らしの状況に合わせて参加できる」（60.5%）、「地域の知り合いを増やす機会となる」（49.4%）、「性別の区別なく町会活動に参加する」（48.1%）と続いている。

●婦人部・女性部等の活動が、今後どのようになればよいと思いますか。（○はいくつでも）

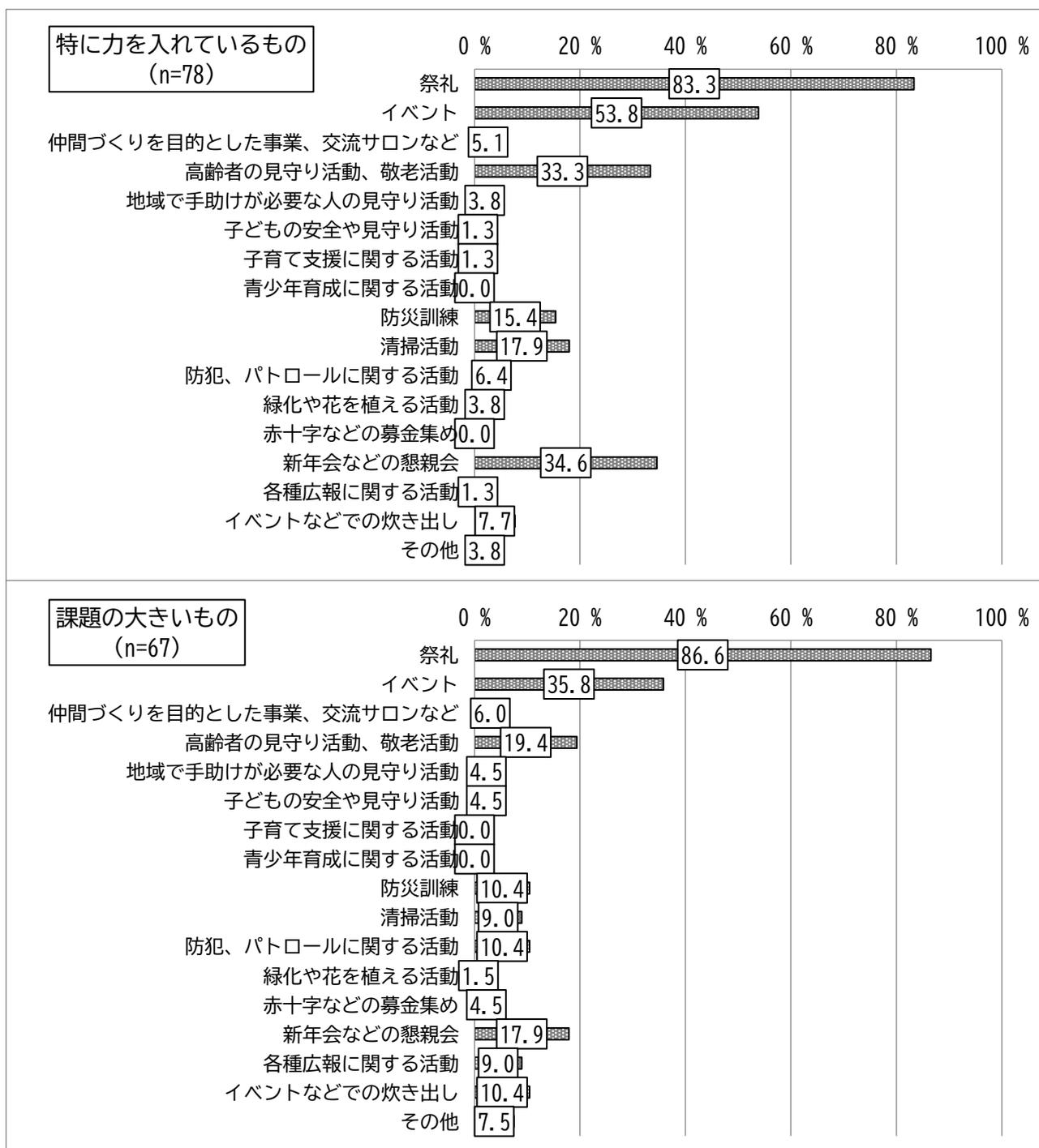


12 特に力を入れている地域活動・課題の大きい地域活動について（問 15）

『特に力を入れているもの』は、「祭礼」（83.3%）が8割超えで最も高く、次いで「イベント」（53.8%）「新年会などの懇親会」（34.6%）、「高齢者の見守り活動、敬老活動」（33.3%）と続いている。

『課題の大きいもの』は、「祭礼」（86.6%）が8割台半ば超えと最も高く、次いで「イベント」（35.8%）となっている。

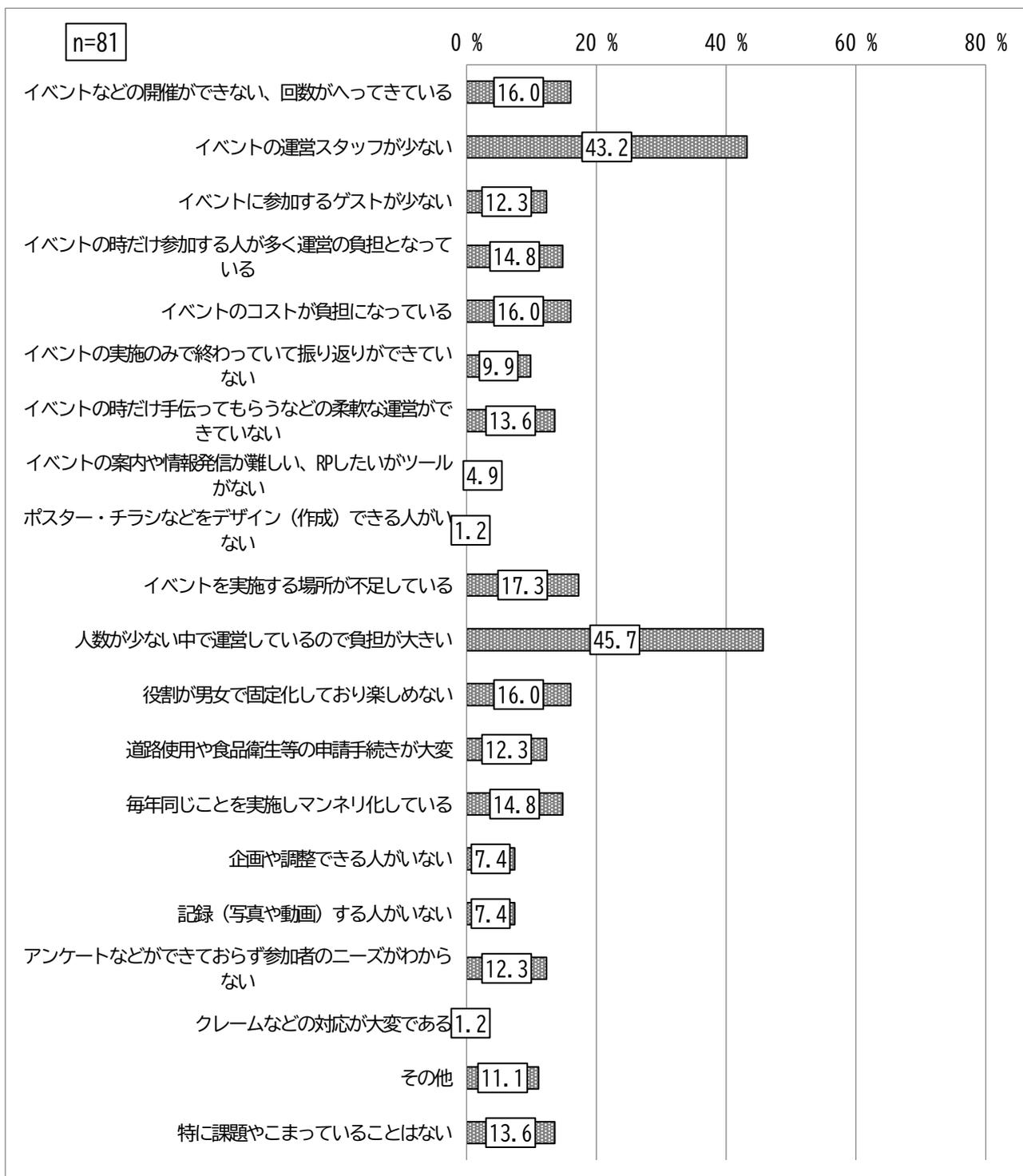
●次の各項目の活動について、「特に力を入れているもの」と「課題の大きいもの」をそれぞれ3つ選び○をつけてください。



13 イベント活動の課題について（問 19）

「人数が少ない中で運営しているので負担が大きい」（45.7%）が5割台半ば近くと最も高く、次いで「イベントの運営スタッフが少ない」（43.2%）となっている。

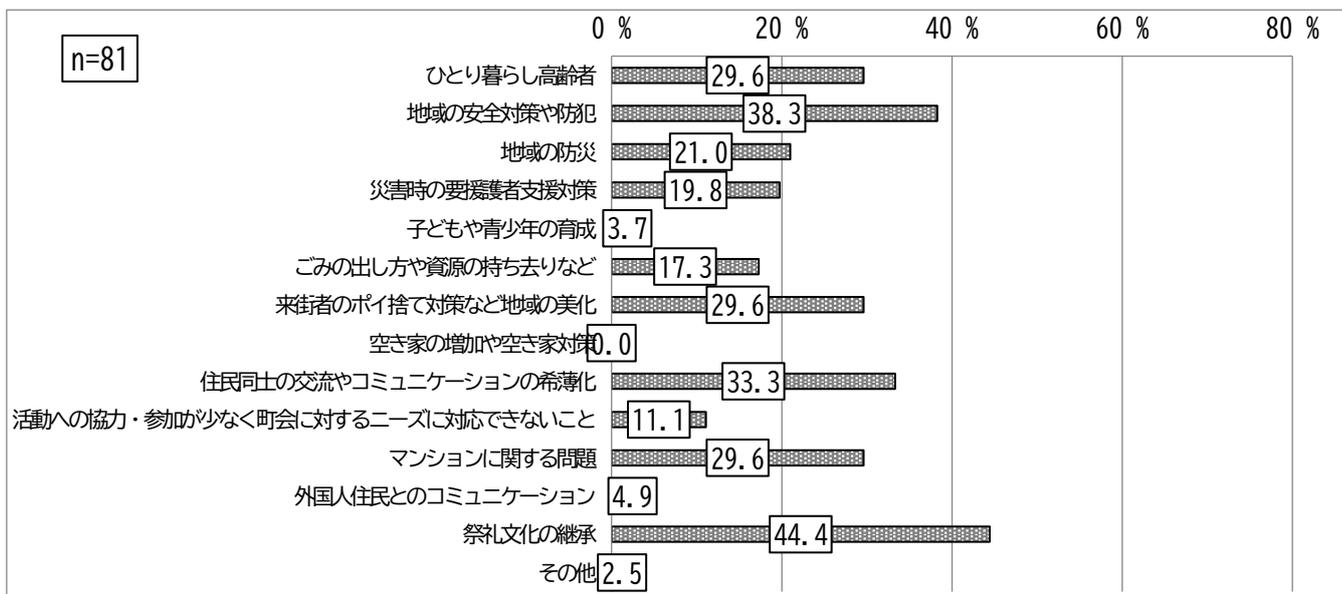
●町会のイベントや活動などの実施について、課題やお困りごとはありますか。（○はいいくつでも）



14 特に重要な地域課題について（問 20）

「祭礼文化の継承」(44.4%) が4割台半ば近くと最も高く、次いで「地域の安全対策や防犯」(38.3%)、「住民同士の交流やコミュニケーションの希薄化」(33.3%)、「一人暮らし高齢者」(29.6%)、「来街者のポイ捨て対策など地域の美化」(29.6%)、「マンションに関する問題」(29.6%)と続いている。

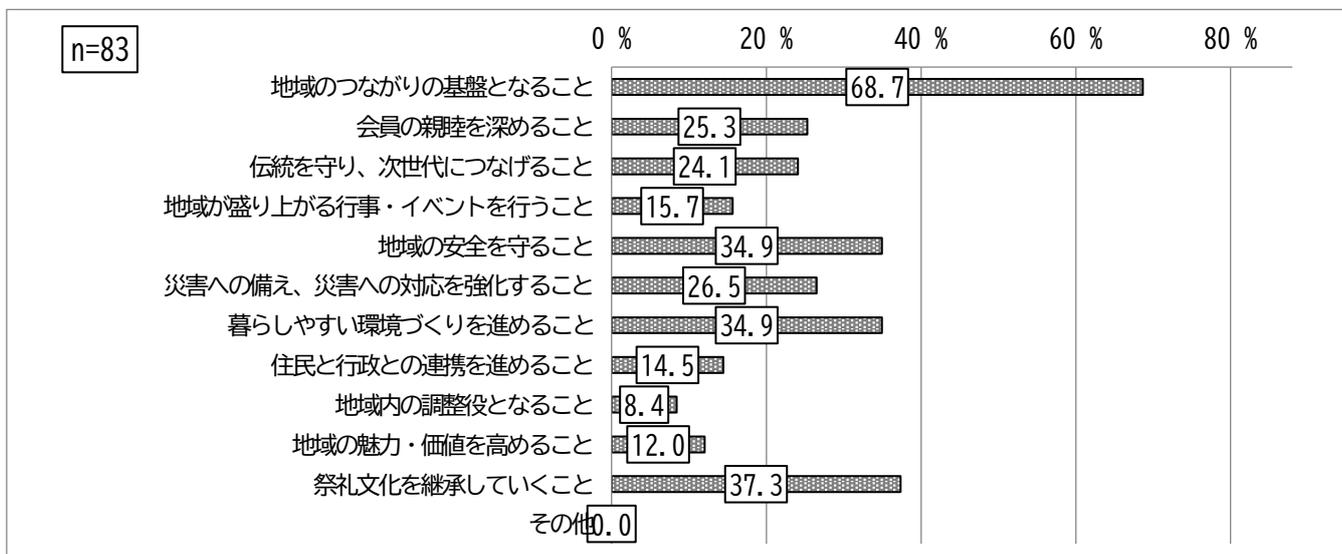
●現在、町会において、あなたが考える、特に重要な地域課題はどのようなことですか。（○は3つまで）



15 町会の役割・存在意義について（問 21）

「地域のつながりの基盤となること」(68.7%) が6割台半ば近くと最も高く、次いで「祭礼文化を継承していくこと」(37.3%)、「地域の安全を守ること」(34.9%)、「暮らしやすい環境づくりを進めること」(34.9%)と続いている。

●町会の役割、存在意義として大切なことは何だとお考えですか。（○は3つまで）

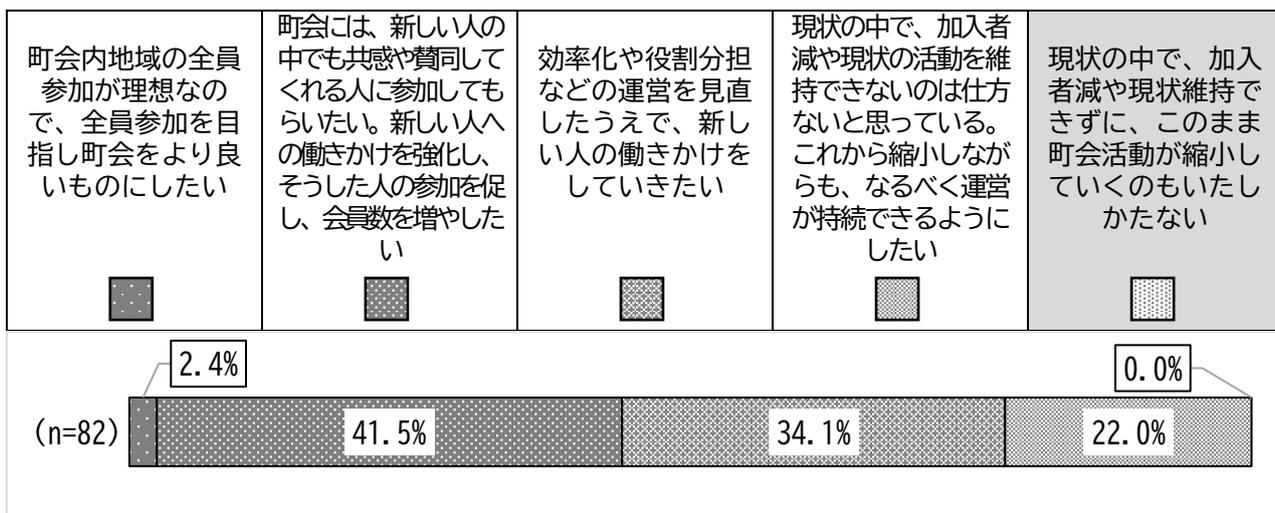


16 これからの町会について（問 22）

「新たな人でも共感・賛同してくれる人への働きかけを強化し会員数を増やしたい」

(41.5%) が4割超えと最も高く、次いで「効率化や役割分担など運営を見直し、新しい人に働きかけたい」(34.1%) となっている。

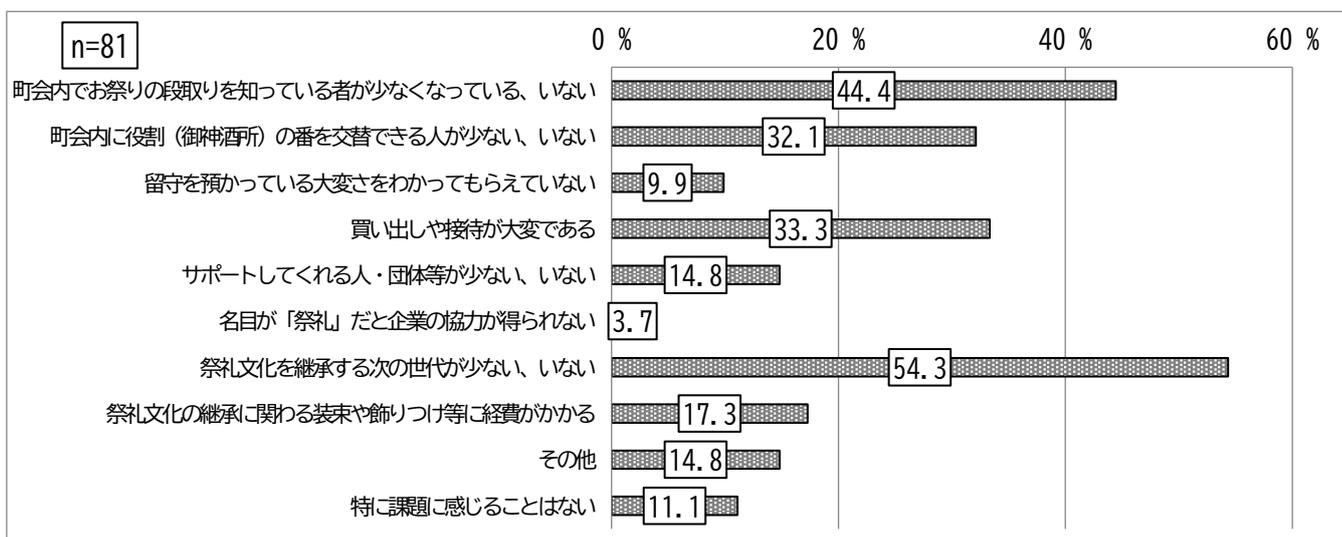
●婦人部・女性部等として、これからの町会についてどのようにお考えですか。一番近いものを1つ選んでください。(○は1つ)



17 祭礼文化継承の課題について（問 23）

「祭礼文化を継承する次の世代が少ない、いない」(54.3%) が5割台半ば近くと最も高く、次いで「町会内でお祭りの段取りを知っている者が少なくなっている、いない」(44.4%)、「買い出しや接待が大変である」(33.3%)、「町会内に役割（御神酒所）の番を交替できる人が少ない、いない」(32.1%) と続いている。

●祭礼文化を継承していくにあたり、課題となっていることは何ですか。特に課題に感じるものを3つまでお選びください。(○は3つまで)



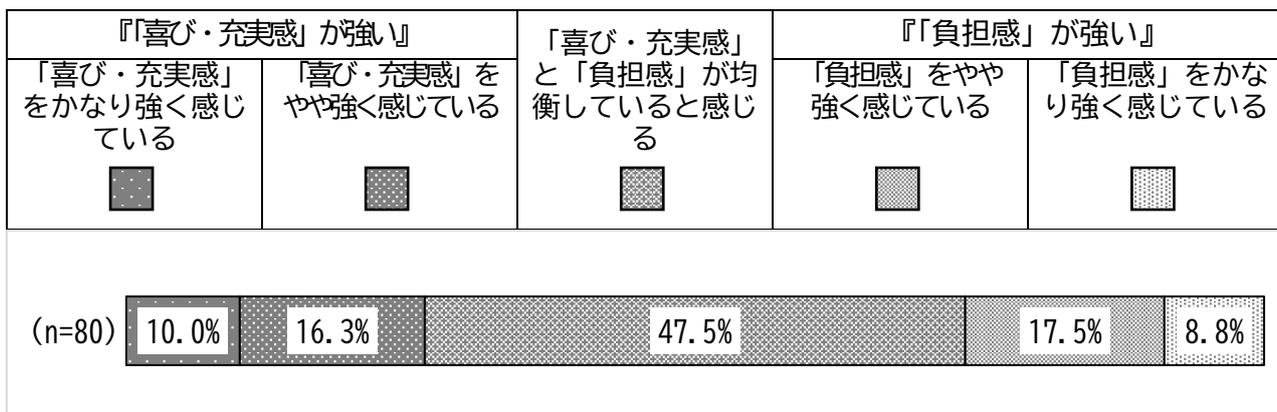
18 祭礼参加の充実感・負担感について（問 25）

「喜び・充実感」をかなり強く感じている」（10.0%）と「喜び・充実感」をやや強く感じている」（16.3%）を合わせた『「喜び・充実感」が強い』（26.3%）は2割台半ば超えであった。

一方で、「負担感」をやや強く感じている」（17.5%）と「負担感」をかなり強く感じている」（8.8%）を合わせた『「負担感」が強い』（26.3%）も2割台半ば超えであった。

また、「喜び・充実感」と「負担感」が均衡していると感じる」（47.5%）は最も高く、4割台半ば超えとなっている。

- 婦人部長・女性部長等として、祭礼への参加の「喜び・充実感」と「負担感」のバランスをどのように感じていますか。一番近いものを1つ選んでください。（○は1つ）

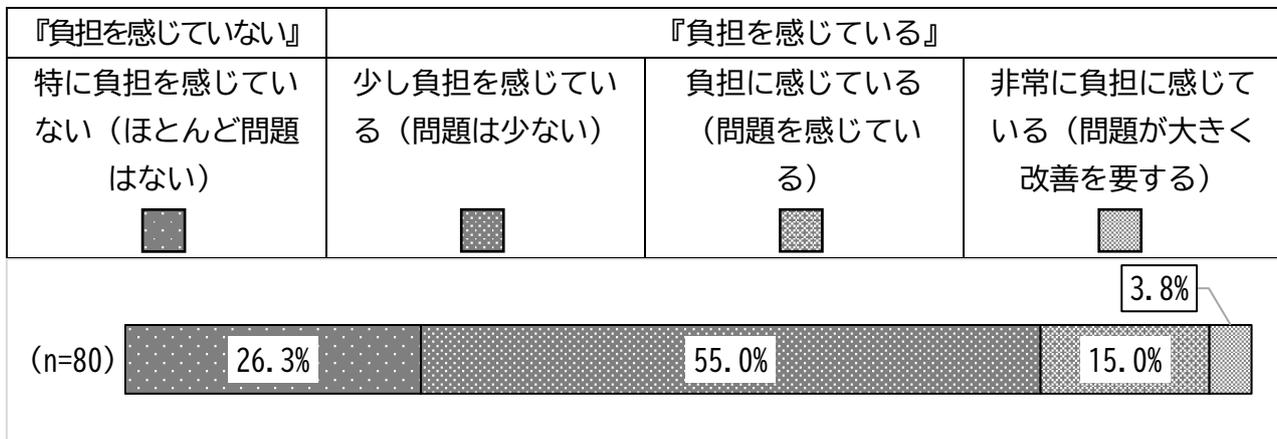


19 行政からの依頼の負担感について（問 27）

「少し負担を感じている（問題は少ない）」と「負担に感じている（問題を感じている）」と「非常に負担に感じている（問題が大きく改善を要する）」を合わせた『負担に感じている』（73.8%）は7割超えであった。

一方で、「特に負担を感じていない（ほとんど問題はない）」（26.3%）となっている。

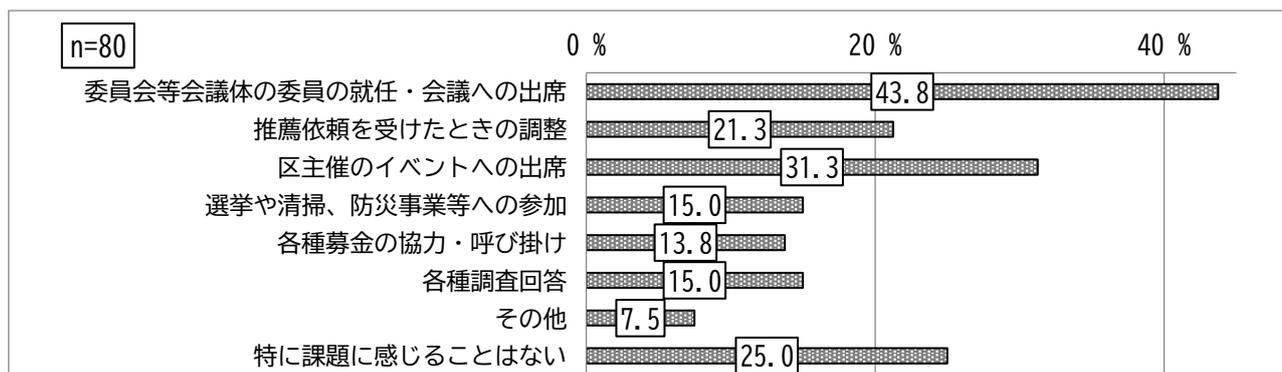
- 婦人部・女性部等には行政（区、国、都、その他警察や消防など）からさまざまな仕事や役割をお願いしています。これらについて、どの程度負担に感じておられますか。（○は1つ）



20 行政からの依頼で負担感の大きいものについて（問 28）

「委員会等会議体の委員の就任・会議への出席」（43.8%）が4割超えと最も高く、次いで「区主催のイベントへの出席」（31.3%）、「特に課題に感じることはない」（25.0%）と続いている。

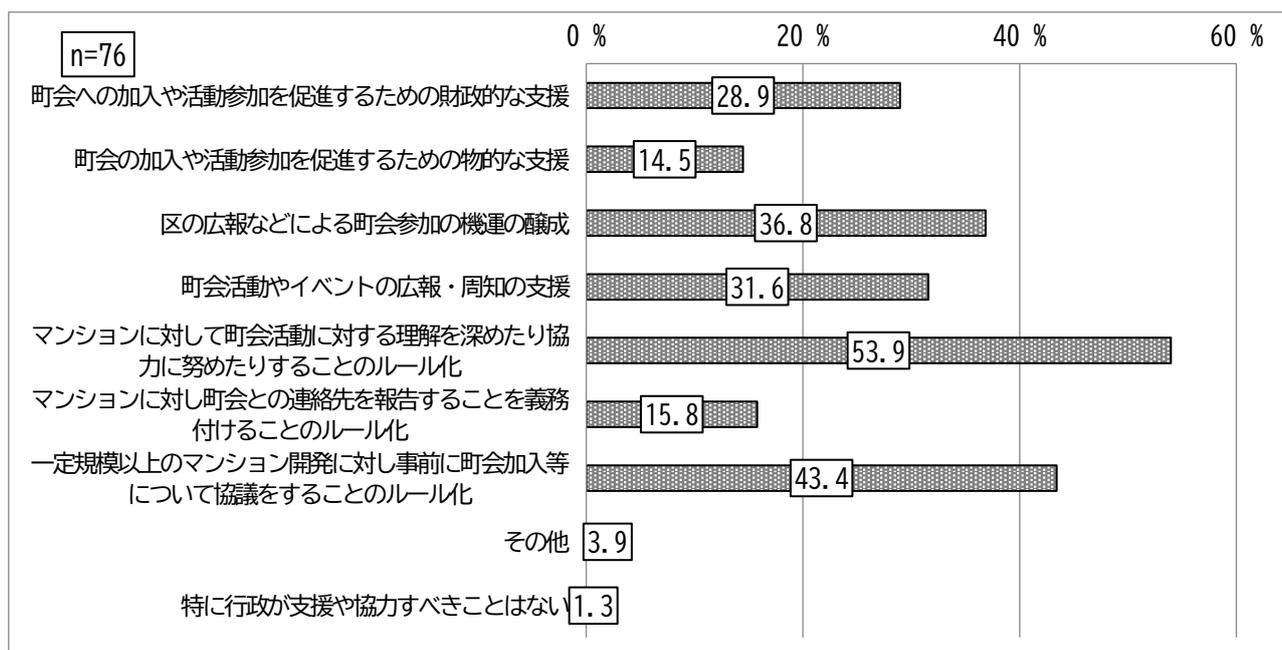
- 行政から依頼される仕事・役割のうち、特に負担が大きく、仕事量の軽減や実施方法を改善すべきだと思うものは何ですか。特に負担が大きいと感じになるものを3つまで記入してください。（○は3つまで）



21 町会加入促進について行政がすべき支援や協力について（問 30）

「マンションに対して町会活動に対する理解を深めたり協力を努めたりすることのルール化」（53.9%）が5割超えと最も高く、「一定規模以上のマンション開発に対し事前に町会加入等について協議をすることのルール化」（43.4%）が、次いで「区の広報などによる町会参加の機運の醸成」（36.8%）となっている。

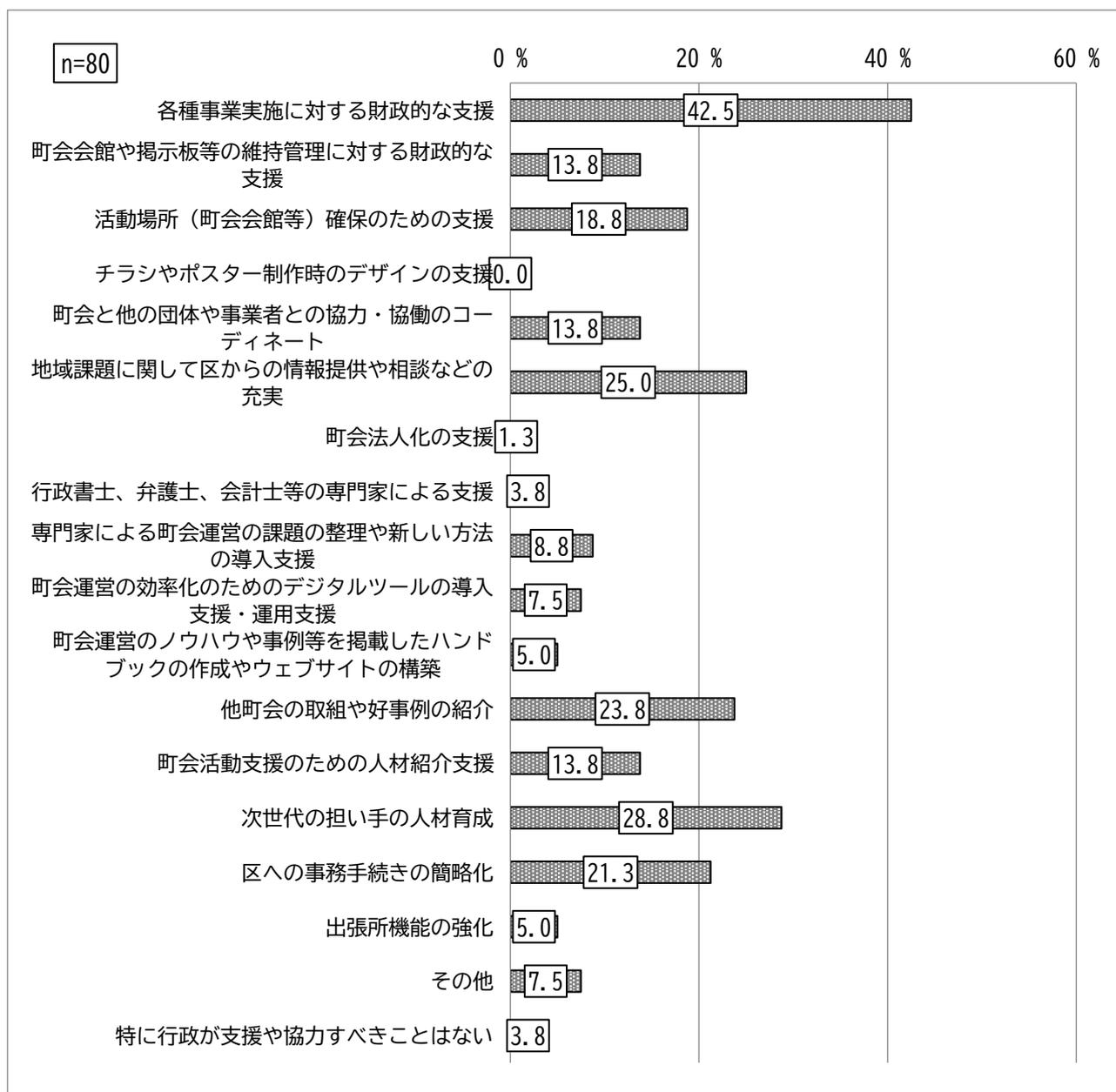
- 町会加入の促進について行政はどのような支援や協力をすべきだと思いますか。婦人部・女性部等として特に重要だと思うものを3つまで選んでください。（○は3つまで）



22 町会活動や運営に対して行政がすべき支援や協力について（問 29）

「各種事業実施に対する財政的な支援」（42.5%）が4割超えと最も高く、次いで「次世代の担い手の人材育成」（28.8%）、「地域課題に関して区からの情報提供や相談の充実」（25.0%）、「他町会の取組や好事例の紹介」（23.8%）と続いている。

- 町会の活動や運営に対して行政はどのような支援や協力をすべきだと思いますか。婦人部・女性部等として特に重要だと思うものを3つまで選んでください。（○は3つまで）



町会活動に関するアンケート

(青年部対象)

<概要版>

(1) アンケートの目的

本調査は、町会の抱える課題や地域の特性等を把握し、今後の持続可能な運営を支援する具体的な施策を検討することを目的とする。

(2) 調査の対象

町会青年部 (107 町会)

(3) 調査期間

令和7年7月29日～令和7年9月24日

(4) 回収結果

| 対象数 | 有効回収数 | 有効回収率 |
|-----|-------|-------|
| 107 | 73 | 68.2% |

目次

| | | |
|----|------------------------------|---------|
| 1 | 地区ごとの回答数について | [p. 1] |
| 2 | 青年部長の年代について | |
| 3 | 青年部長の職業について | [p. 2] |
| 4 | 青年部の活動人数について | |
| 5 | 活動者の年齢構成について | [p. 3] |
| 6 | 青年部加入のきっかけについて | |
| 7 | 青年部内の情報共有手段について | [p. 4] |
| 8 | 青年部の運営上の困りごとについて | |
| 9 | 青年部の運営・活動の工夫について | [p. 5] |
| 10 | 町会運営や活動でデジタル化したいものについて | |
| 11 | 町会運営のデジタル化の課題について | [p. 6] |
| 12 | 青年部の活動の今後の在り方について | |
| 13 | 特に力を入れている地域活動・課題の大きい地域活動について | [p. 7] |
| 14 | イベント活動の課題について | [p. 8] |
| 15 | 特に重要な地域課題について | [p. 9] |
| 16 | 町会の役割・存在意義について | |
| 17 | これからの町会について | [p. 10] |
| 18 | 祭礼文化継承の課題について | |
| 19 | 祭礼参加の充実感・負担感について | [p. 11] |
| 20 | 行政からの依頼の負担感について | |
| 21 | 行政からの依頼で負担感の大きいものについて | [p. 12] |
| 22 | 町会加入促進について行政がすべき支援や協力について | |
| 23 | 町会活動や運営に対して行政がすべき支援や協力について | [p. 13] |

アンケート結果

1 地区ごとの回答数について

107 町会のうち、71 町会から回答があり、回答率は 68.2%となっている。うち、「青年部またはこれらに準ずる部や委員会はない」という回答は 8 件であった。

| | 町会数 | 回答数 | 回答率 |
|----------|-----|-----|-------|
| 麴町出張所地区 | 21 | 17 | 80.9% |
| 富士見地区 | 8 | 4 | 50.0% |
| 神保町地区 | 12 | 9 | 75.0% |
| 神田公園地区 | 20 | 11 | 55.0% |
| 万世橋地区 | 21 | 12 | 57.1% |
| 神田駅東地区 | 9 | 8 | 88.9% |
| 岩本町東神田地区 | 8 | 7 | 87.5% |
| 秋葉原東部地区 | 8 | 5 | 62.5% |
| 総計 | 107 | 73 | 68.2% |

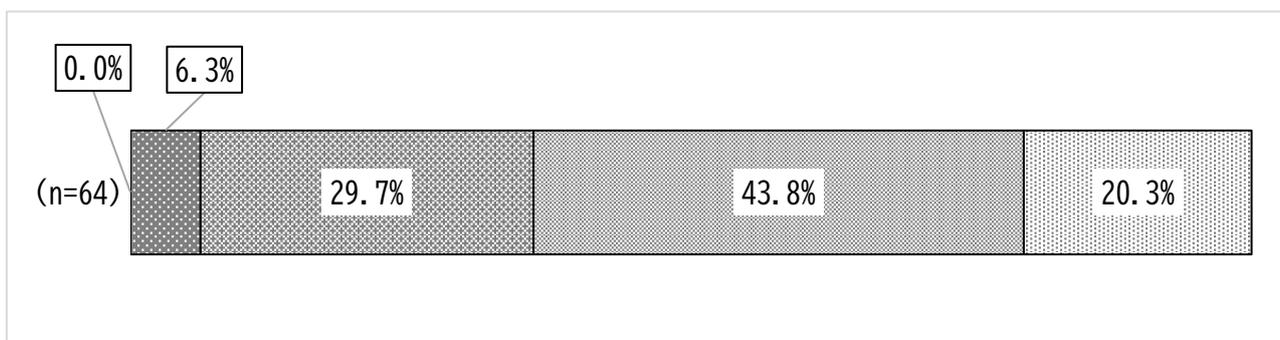
2 青年部長の年代について（問3）

「50 歳代」（43.8%）が最も高く、次いで「40 歳代」（29.7%）、「60 歳代以上」（20.3%）と続いている。

また、「20 歳代以下」（0.0%）の回答はなかった。

●青年部長の年代について教えてください。（○は1つ）

| 20 歳以下 | 30 歳代 | 40 歳代 | 50 歳代 | 60 歳代以上 |
|--------|-------|-------|-------|---------|
| ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |

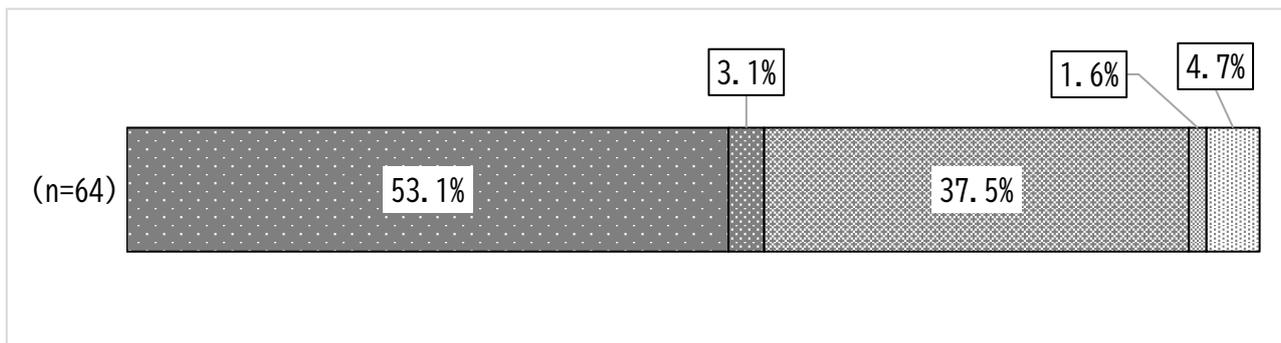


3 青年部長の職業について（問4）

「会社員・団体職員」（53.1%）が最も高く、次いで「自営」（37.5%）となっている。

●青年部長の現在の職業を教えてください。（○は1つ）

| | | | | |
|-------------------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 会社員・ 団体職員 | 公務員 | 自営 | 無職 | その他 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

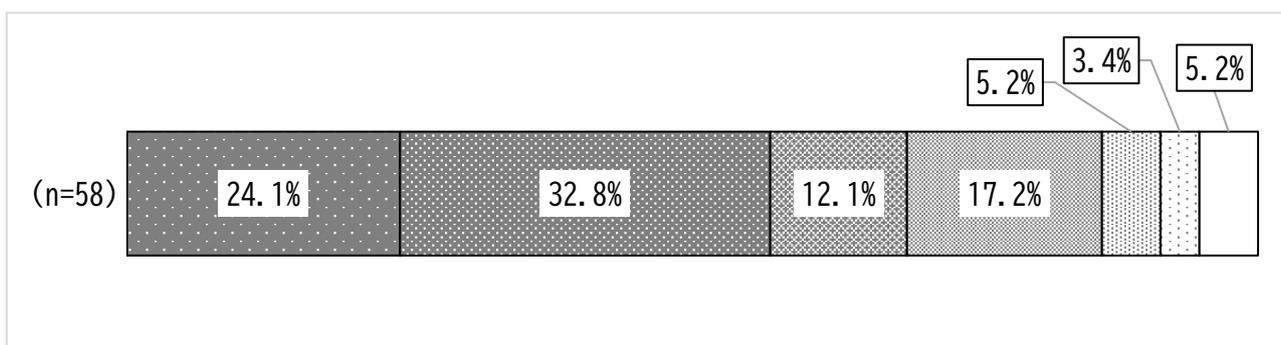


4 青年部の活動人数について（問6）

「6～10人」（32.8%）が最も高く、次いで「1～5人」（24.1%）、「16～20人」（17.2%）、「11～15人」（12.1%）と続いている。

●青年部で活動する人はおおよそ何人ですか。（自由記述）

| | | | | | | |
|-------------------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 1～5人 | 6～10人 | 11～15人 | 16～20人 | 21～25人 | 26～30人 | 31人以上 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

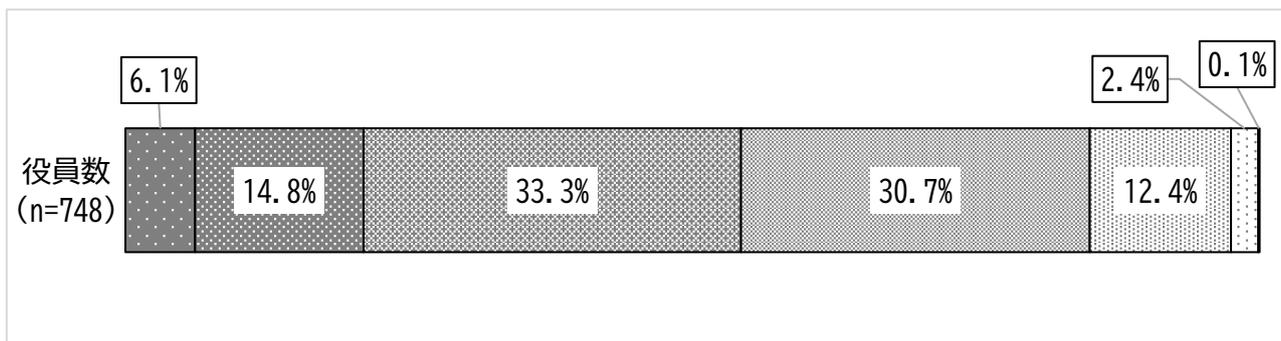


5 活動者の年齢構成について（問7）

「40歳代」（33.3%）が最も高く、次いで「50歳代」（30.7%）、「30歳代」（14.8%）、「60歳代」（12.4%）、「20歳代」（6.1%）と続いている。

●活動者の年齢のおおよその人数を教えてください。（自由記述）

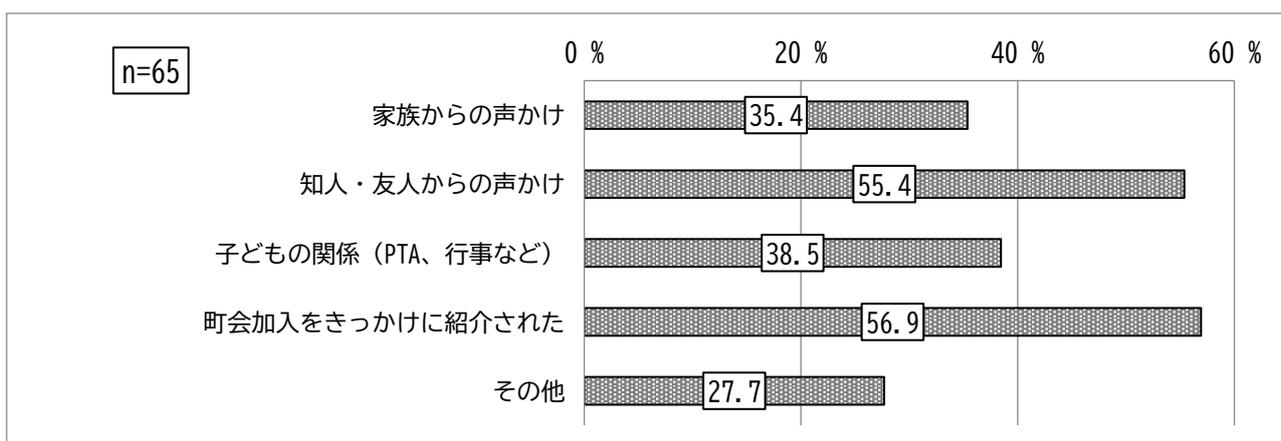
| 20歳代以下 | 30歳代 | 40歳代 | 50歳代 | 60歳代 | 70歳代 | 80歳代以上 |
|--------|------|------|------|------|------|--------|
| | | | | | | |



6 青年部加入のきっかけについて（問10）

「町会加入をきっかけに紹介された」（56.9%）が5割台半ばを超えと最も高く、次いで「知人・友人からの声かけ」（55.4%）、「子どもの関係（PTA、行事など）」（38.5%）、「家族からの声かけ」（35.4%）、「その他」（27.7%）と続いている。

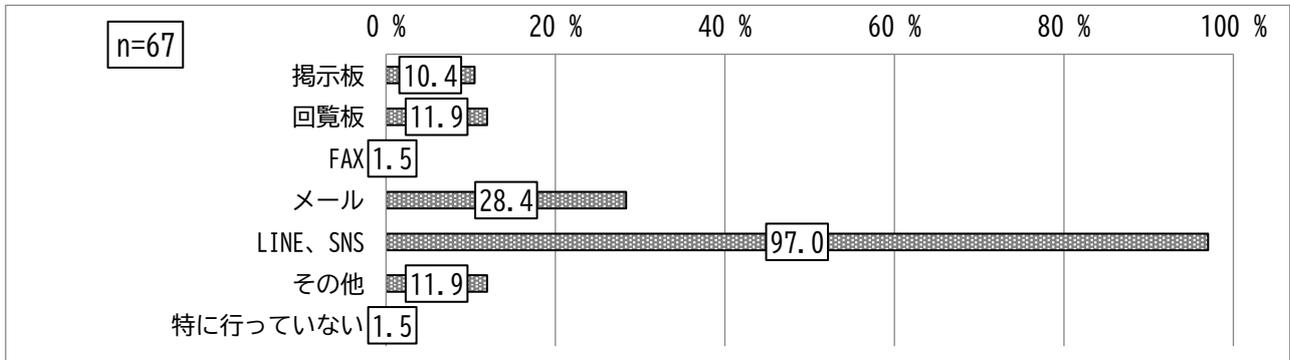
●現在、青年部等に参加している人が、部に参加するきっかけとなったものとして多いものはどれですか。上位3つまでお選びください。（○は3つまで）



7 青年部内の情報共有手段について（問 11）

「LINE、SNS」（97.0%）が9割台半ば超えと最も高く、次いで「メール」（28.4%）、「回覧板」（11.9%）、「その他」（11.9%）、「掲示板」（10.4%）と続いている。

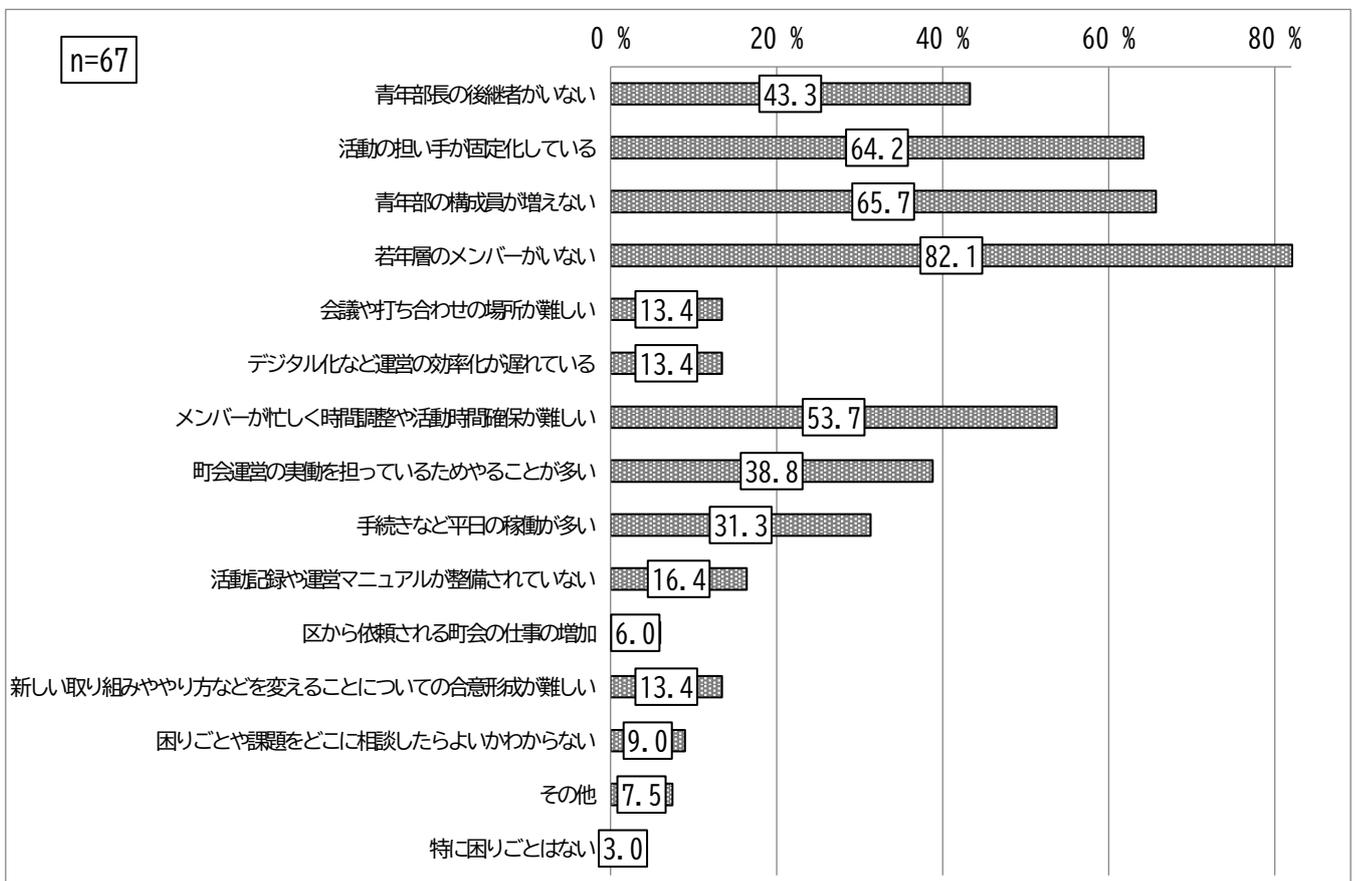
●青年部等のメンバーへのお知らせや情報共有はどのように行っていますか。（○はいくつでも）



8 青年部の運営上の困りごとについて（問 12）

「若年層のメンバーがいない」（82.1%）が8割超えと最も高く、次いで「青年部の構成員が増えない」（65.7%）、「活動の担い手が固定化している」（64.2%）、「メンバーが忙しく時間調整や活動時間確保が難しい」（53.7%）、「青年部長の後継者がいない」（43.3%）と続いている。

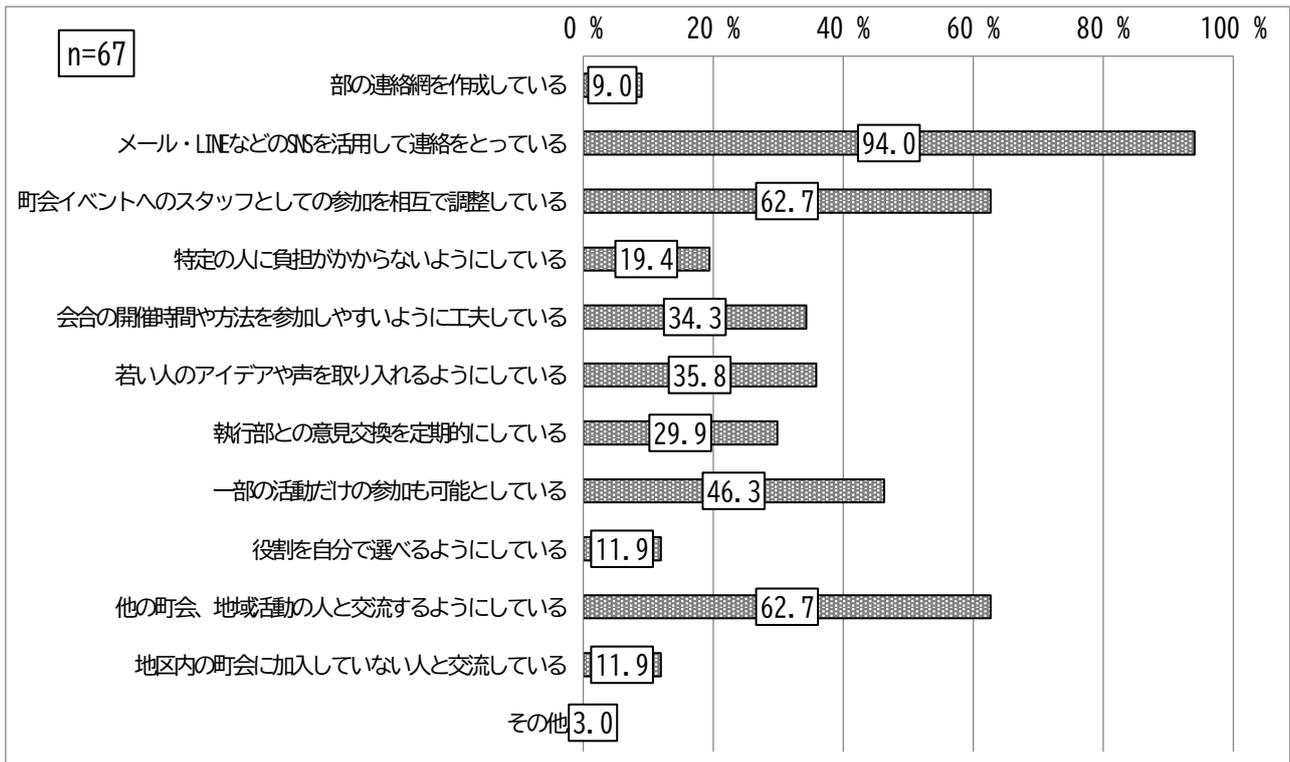
●青年部等の運営上のお困りごとはありますか。（○はいくつでも）



9 青年部の運営・活動の工夫について（問 13）

「メール・LINEなどのSNSを活用して連絡をとっている」（94.0%）が9割台半ば近くと最も高く、次いで「町会イベントへのスタッフとしての参加を相互で調整している」（62.7%）、「他の町会、地域活動の人と交流するようにしている」（62.7%）となっている。

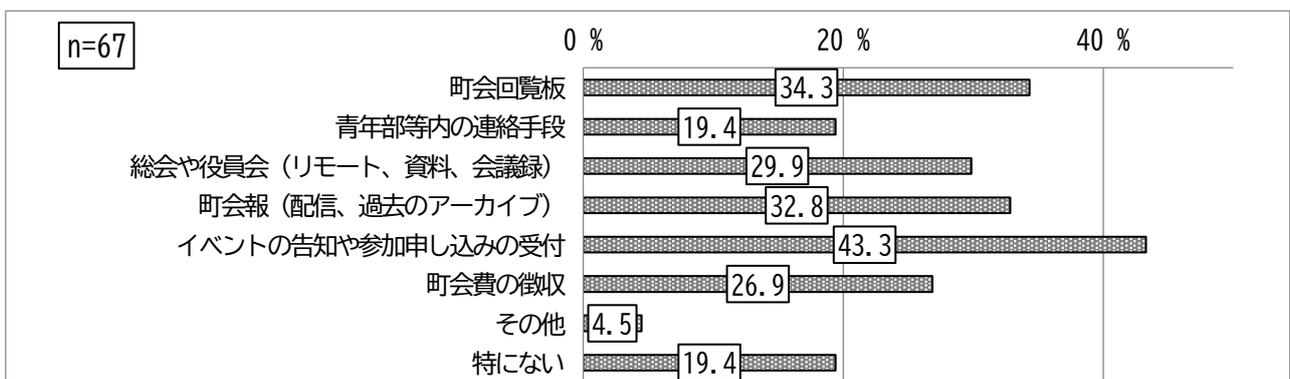
●青年部等の運営や活動の中で工夫していることはありますか。あてはまるものをすべて選んでください。（○はいくつでも）



10 町会運営や活動でデジタル化したいものについて（問 14）

「イベントの告知や参加申し込みの受付」（43.3%）が4割強と最も高く、次いで「町会回覧板」（34.3%）、「町会報（配信、過去のアーカイブ）」（32.8%）、「総会や役員会（リモート、資料、会議録）」（29.9%）、「町会費の徴収」（26.9%）と続いている。

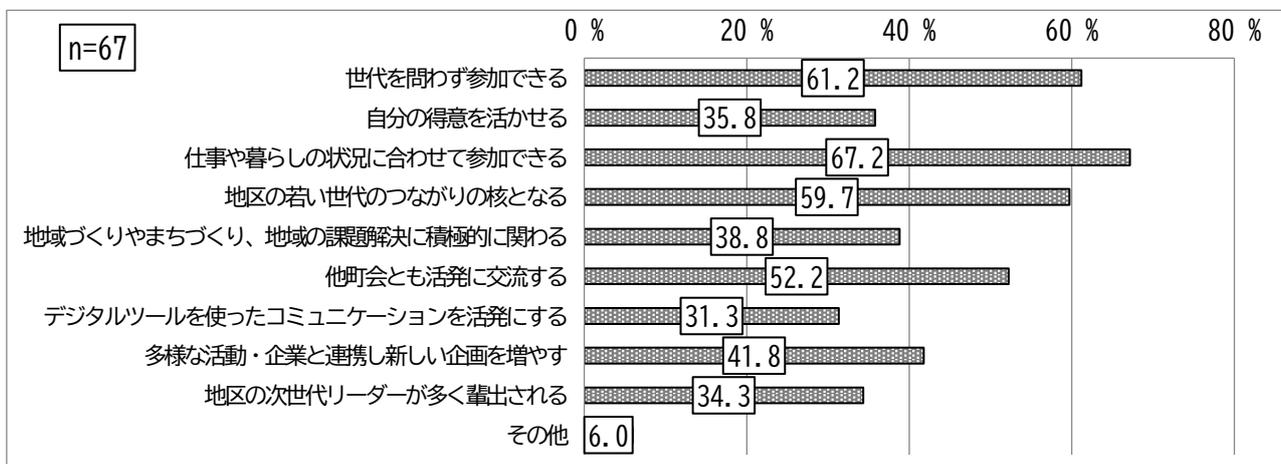
●町会運営や活動においてデジタル化したいものはありますか。（○はいくつでも）



11 青年部の活動の今後の在り方について（問 16）

「仕事や暮らしの状況に合わせて参加できる」（67.2%）6割台半ば超えとが最も高く、次いで「世代を問わず参加できる」（61.2%）、「地区の若い世代のつながりの核となる」（59.7%）と続いている。

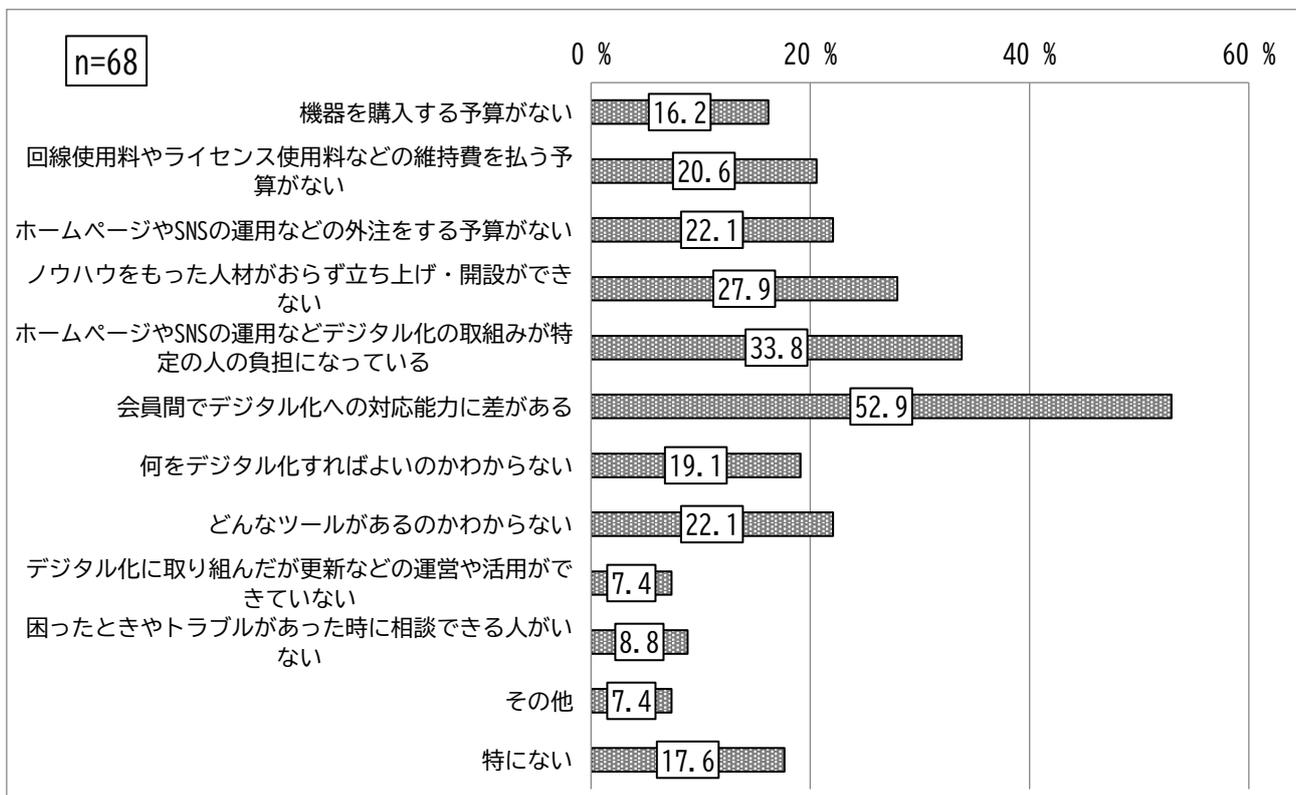
●青年部等の活動が、今後どのようなになればよいと思いますか。（○はいくつでも）



12 町会運営のデジタル化の課題について（問 15）

「会員間でデジタル化への対応能力に差がある」（52.9%）が5割超えと最も高く、次いで「ホームページやSNSの運用などデジタル化の取組みが特定の人の負担になっている」（33.8%）、「ノウハウをもった人材がおらず立ち上げ・開設ができない」（27.9%）と続いている。

●町会運営におけるデジタル化について課題や困りごとはありますか。（○はいくつでも）

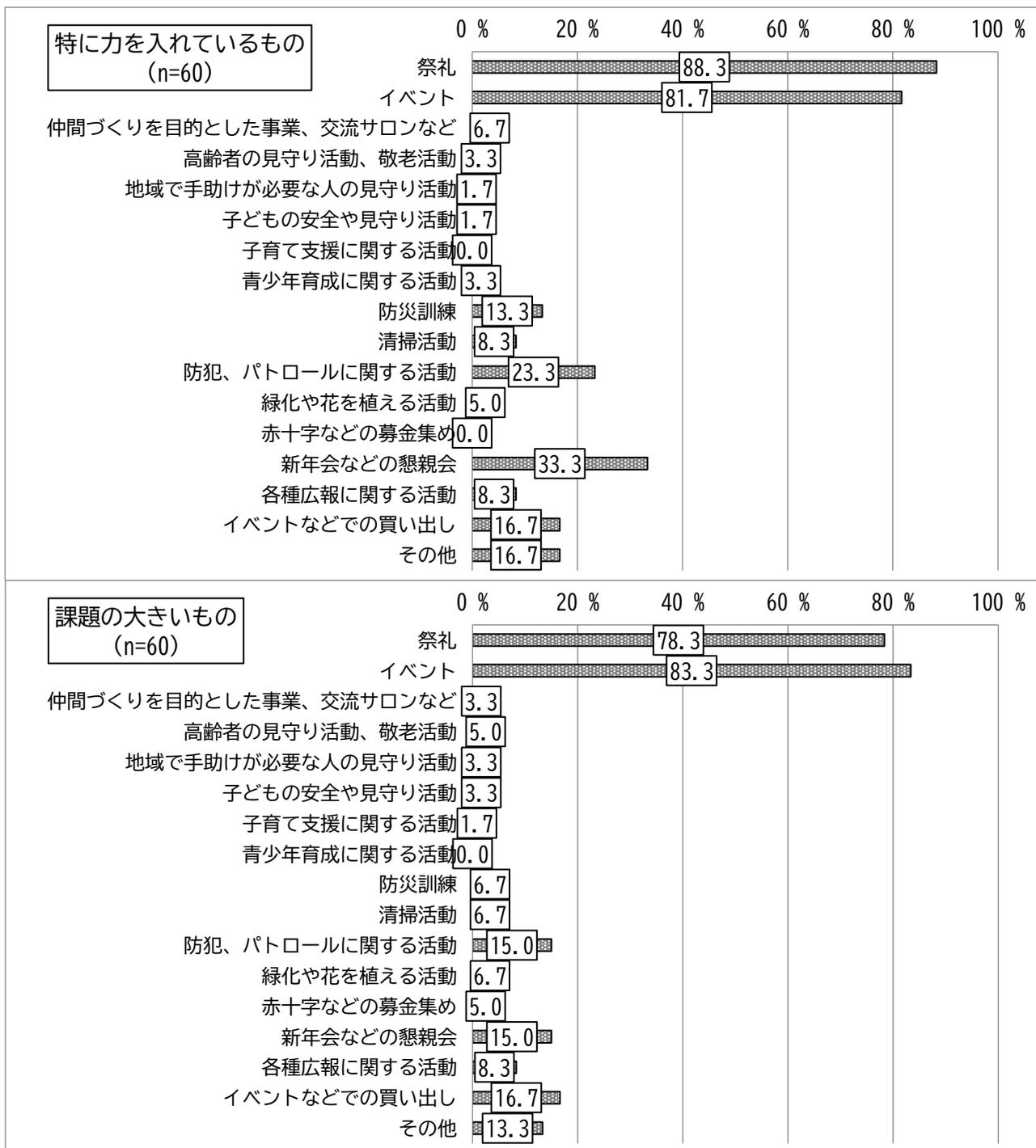


13 特に力を入れている地域活動・課題の大きい地域活動について（問17）

『特に力を入れているもの』は、「祭礼」（88.3%）が8割半ばを超えと最も高く、次いで「イベント」（81.7%）、「新年会などの懇親会」（33.3%）となっている。

『課題の大きいもの』は、「イベント」（83.3%）が8割を超えと最も高く、次いで「祭礼」（78.3%）となっている。

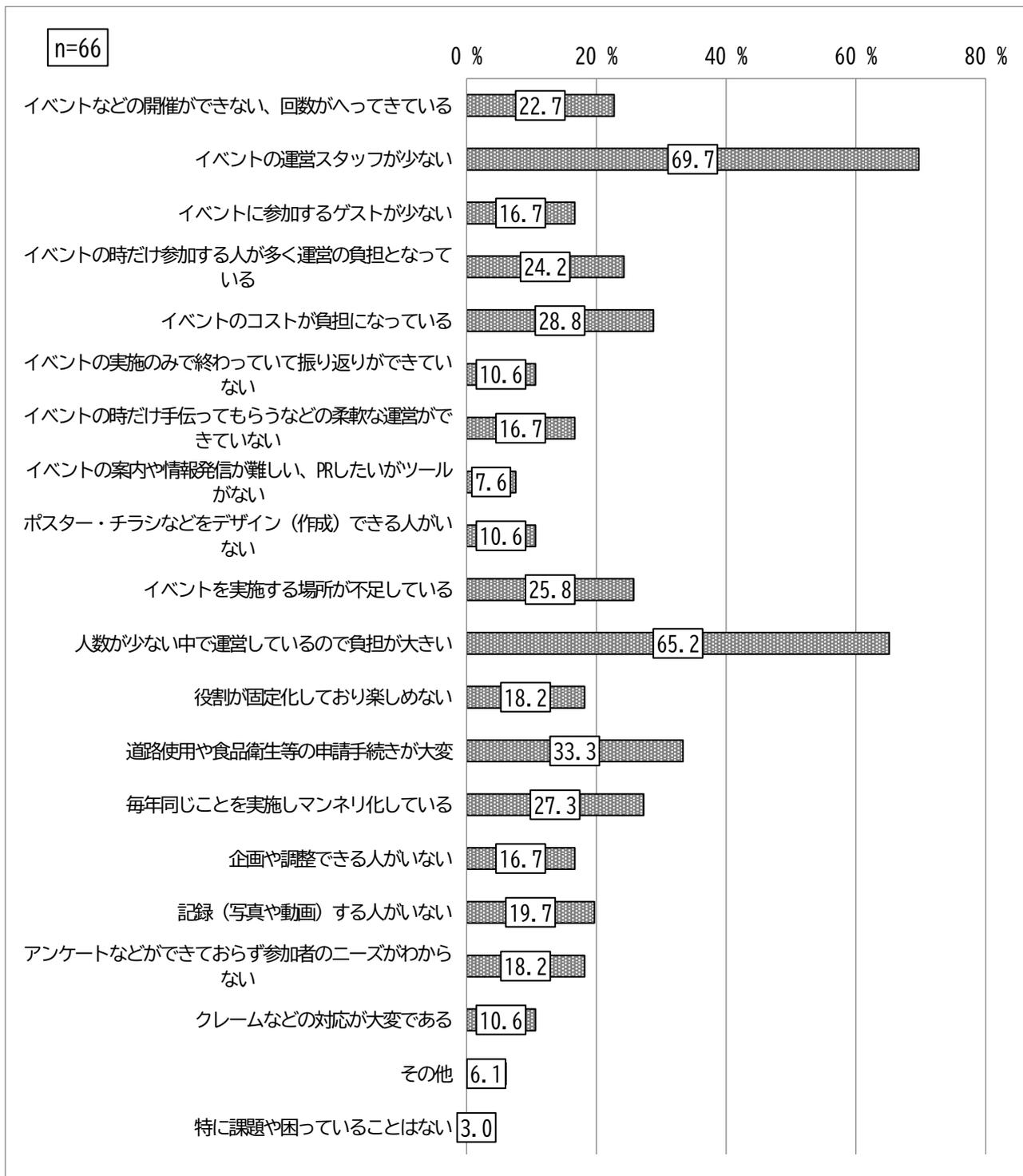
●次の各項目の活動について、「特に力を入れているもの」と「課題の大きいもの」をそれぞれ3つ選び○をつけてください。



14 イベント活動の課題について（問 21）

「イベントの運営スタッフが少ない」（69.7%）が約7割と最も高く、次いで「人数が少ない中で運営しているので負担が大きい」（65.2%）となっている。

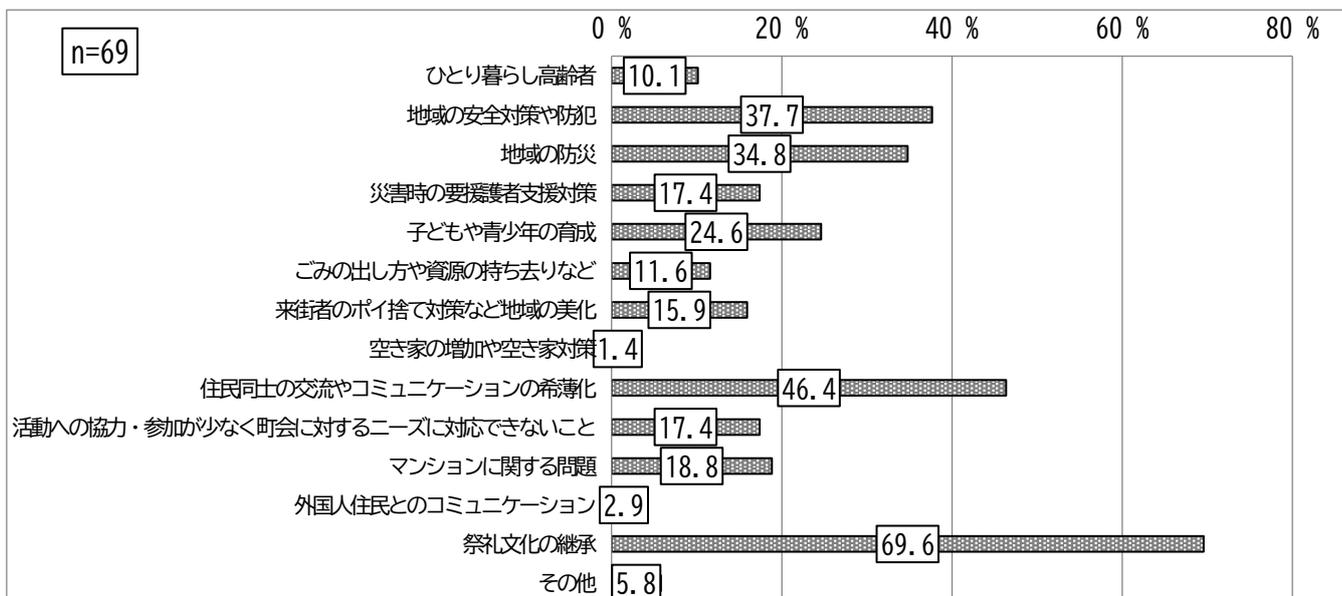
●町会のイベントや活動などの実施について、課題やお困りごとはありますか。（〇はいくつでも）



15 特に重要な地域課題について（問 23）

「祭礼文化の継承」（69.6%）が約7割と最も高く、次いで「住民同士の交流やコミュニケーションの希薄化」（46.4%）、「地域の安全対策や防犯」（37.7%）、「地域の防災」（34.8%）と続いている。

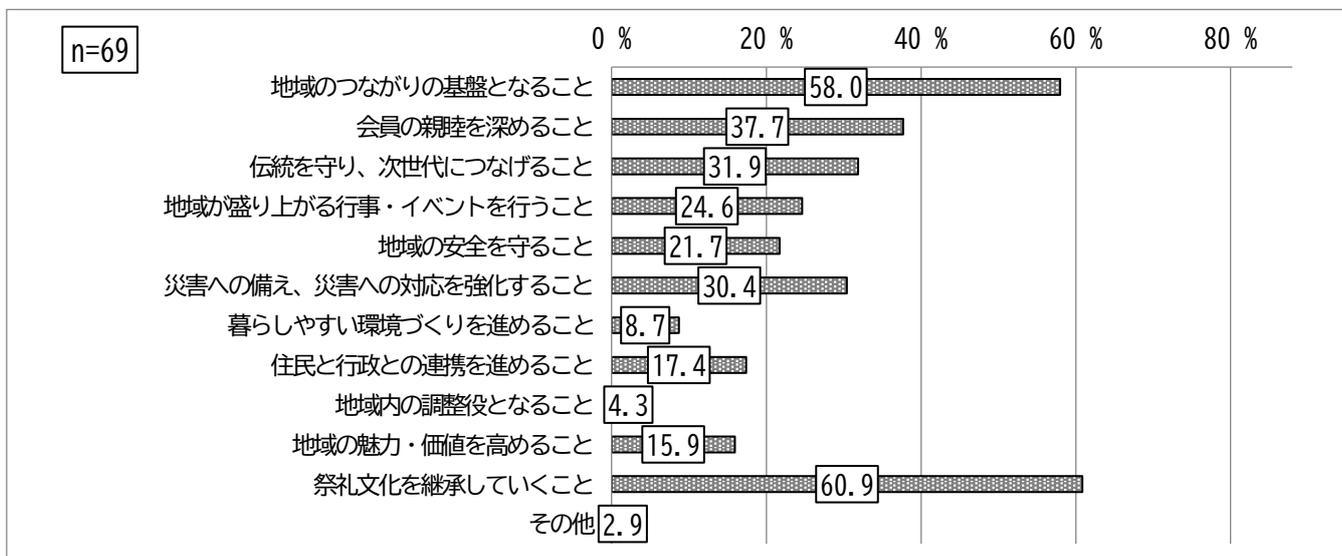
●現在、町会において、あなたが考える、特に重要な地域課題はどのようなことですか。（○は3つまで）



16 町会の役割・存在意義について（問 24）

「祭礼文化を継承していくこと」（60.9%）が6割超えと最も高く、次いで「地域のつながりの基盤となること」（58.0%）、「会員の親睦を深めること」（37.7%）、「伝統を守り、次世代につなげること」（31.9%）と続いている。

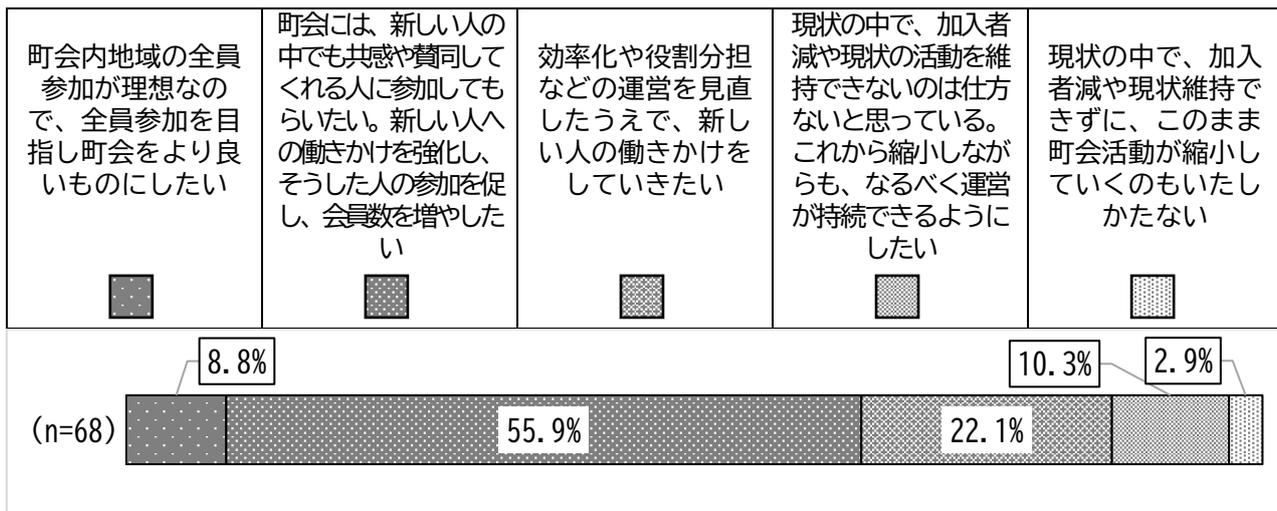
●町会の役割、存在意義として大切なことは何だとお考えですか。（○は3つまで）



17 これからの町会について（問 25）

「町会には、新しい人の中でも共感や賛同してくれる人に参加してもらいたい。新しい人への働きかけを強化し、そうした人の参加を促し、会員数を増やしたい」（55.9%）が5割台半ばを超えと最も高く、次いで「効率化や役割分担などの運営を見直したうえで、新しい人の働きかけをしていきたい」（22.1%）となっている。

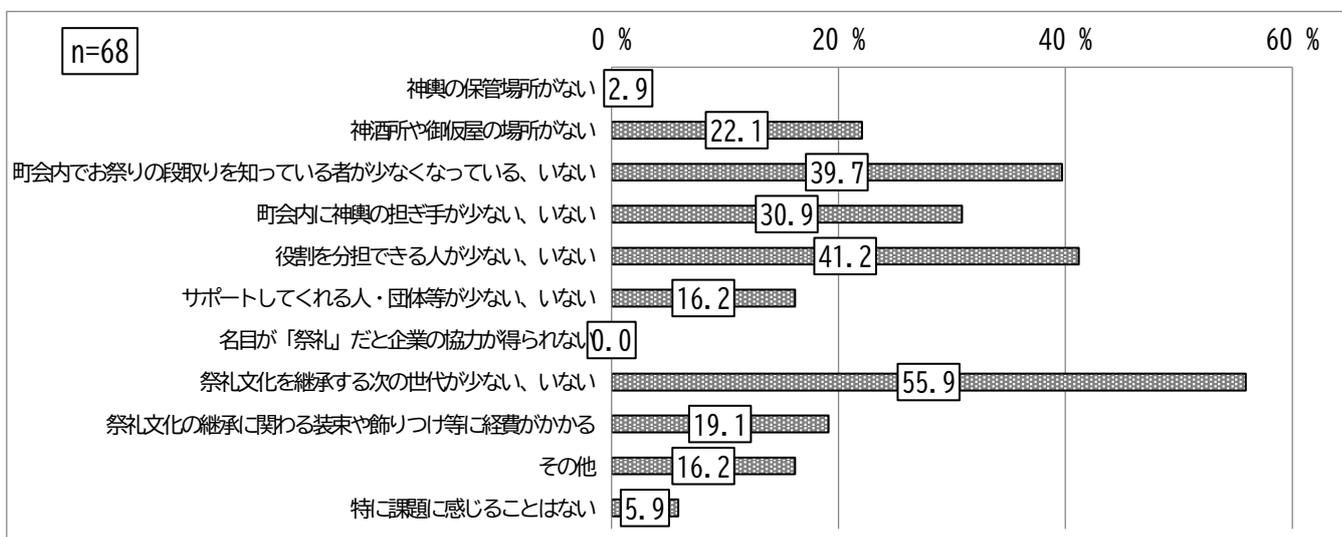
●青年部等として、これからの町会についてどのようにお考えですか。一番近いものを1つ選んでください。（○は1つ）



18 祭礼文化継承の課題について（問 26）

「祭礼文化を継承する次の世代が少ない、いない」（55.9%）が5割台半ばを超えと最も高く、次いで「役割を分担できる人が少ない、いない」（41.2%）、「町会内でお祭りの段取りを知っている者が少なくなっている、いない」（39.7%）と続いている。

●祭礼文化を継承していくにあたり、課題となっていることは何ですか。特に課題に感じるものを3つまでお選びください。（○は3つまで）



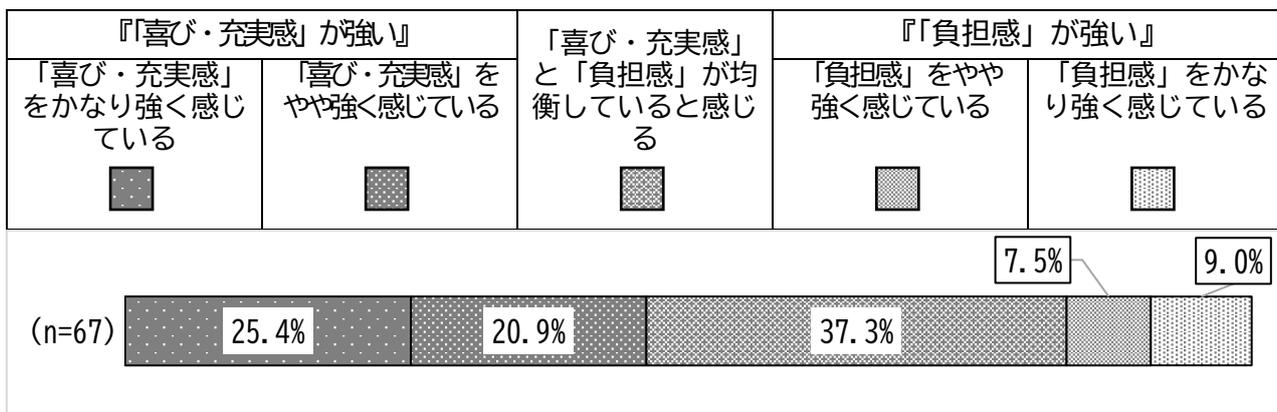
19 祭礼参加の充実感・負担感について（問 28）

「喜び・充実感」をかなり強く感じている（25.4%）と「喜び・充実感」をやや強く感じている（20.9%）を合わせた『「喜び・充実感」が強い』（46.3%）が4割台半ばを超えてであった。

一方で、「負担感」をやや強く感じている（7.5%）と「負担感」をかなり強く感じている（9.0%）を合わせた『「負担感」が強い』（16.5%）は1割台半ばを超えてであった。

また、「喜び・充実感」と「負担感」が均衡していると感じる（37.3%）は3割台半ばを超えている。

●青年部長として、祭礼への参加の「喜び・充実感」と「負担感」のバランスをどのように感じていますか。一番近いものを1つ選んでください。（○は1つ）

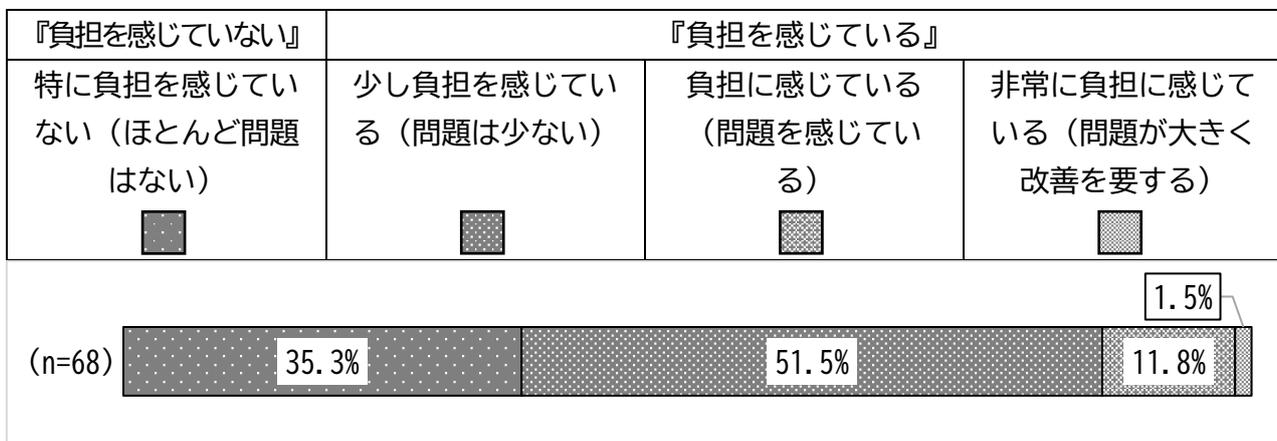


20 行政からの依頼の負担感について（問 30）

「少し負担を感じている（問題は少ない）」と「負担に感じている（問題を感じている）」と「非常に負担に感じている（問題が大きく改善を要する）」を合わせた『負担に感じている』（64.8%）は6割台半ば近くであった。

一方で、「特に負担を感じていない（ほとんど問題はない）」（35.3%）となっている。

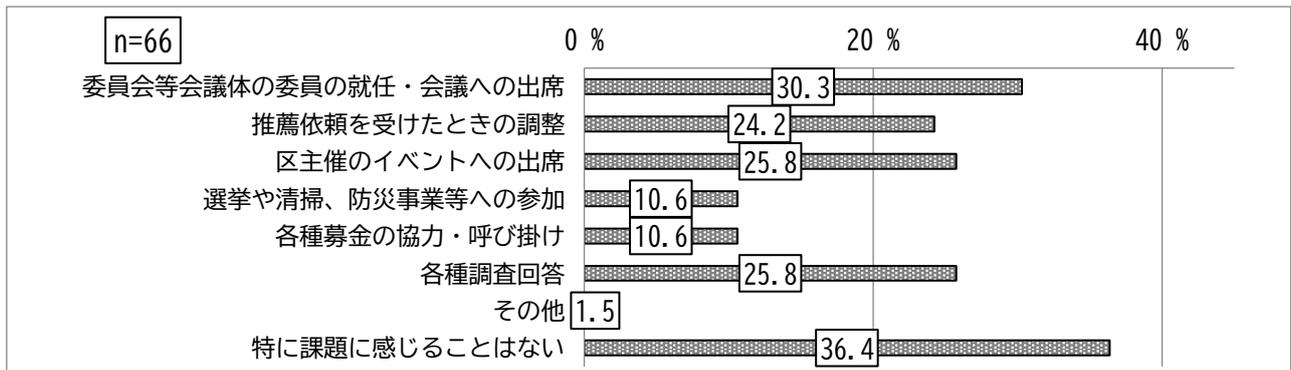
●青年部には行政（区、国、都、その他警察や消防など）からさまざまな仕事や役割をお願いしています。これらについて、どの程度負担に感じておられますか。（○は1つ）



21 行政からの依頼で負担感の大きいものについて（問 31）

「特に課題に感じることはない」（36.4%）が3割台半ばを超えと最も高く、次いで「委員会等会議体の委員の就任・会議への出席」（30.3%）、「区主催のイベントへの出席」（25.8%）、「各種調査回答」（25.8%）と続いている。

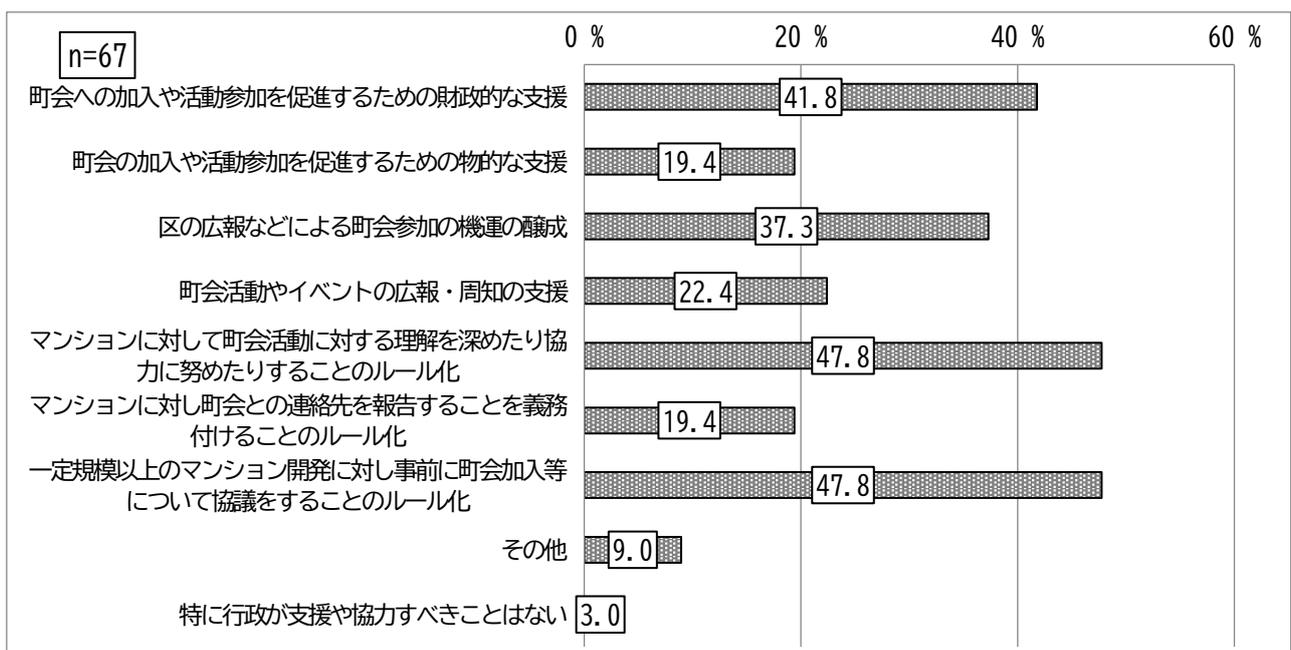
- 行政から依頼される仕事・役割のうち、特に負担が大きく、仕事量の軽減や実施方法を改善すべきだと思うものは何ですか。特に負担が大きいと感じになるものを3つまで記入してください。（○は3つまで）



22 町会加入促進について行政がすべき支援や協力について（問 33）

「マンションに対して町会活動に対する理解を深めたり協力を努めたりすることのルール化」（47.8%）、「一定規模以上のマンション開発に対し事前に町会加入等について協議をすることのルール化」（47.8%）が4割台半ばを超えと最も高く、次いで「町会への加入や活動参加を促進するための財政的な支援」（41.8%）となっている。

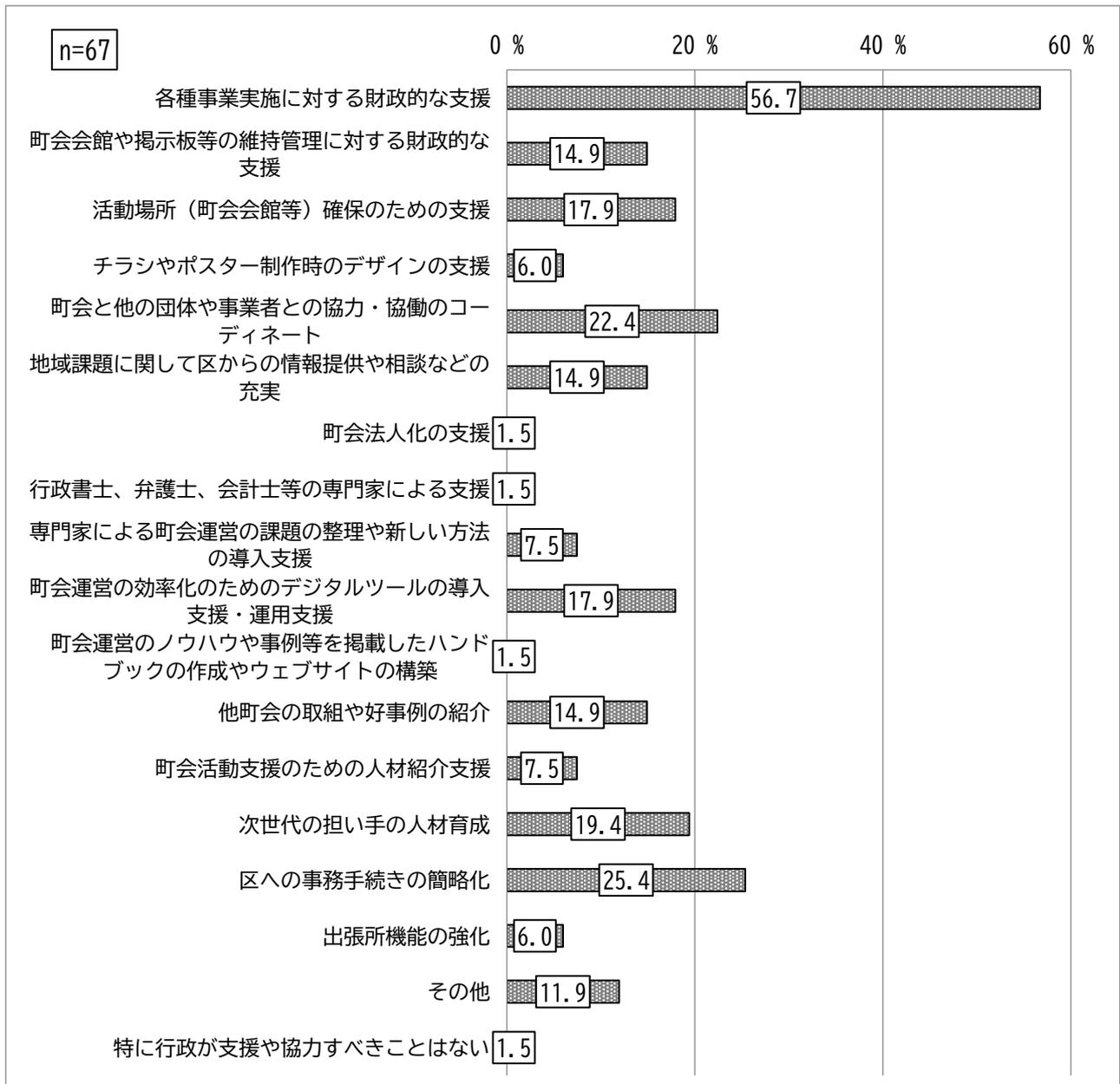
- 町会加入の促進について行政はどのような支援や協力をすべきだと思いますか。青年部等として特に重要だと思うものを3つまで選んでください。（○は3つまで）



23 町会活動や運営に対して行政がすべき支援や協力について（問 32）

「各種事業実施に対する財政的な支援」（56.7%）が5割台半ばを超えと最も高く、次いで「区への事務手続きの簡略化」（25.4%）、「町会と他の団体や事業者との協力・協働のコーディネート」（22.4%）となっている。

●町会の活動や運営に対して行政はどのような支援や協力をすべきだと思いますか。青年部等として特に重要だと思うものを3つまで選んでください。（○は3つまで）



町会等自治団体等に対する補助金について

1 補助金の対象と目的

町会等自治団体、連合町会、連合町会長協議会等が実施する「住民相互の連帯感の醸成及び良好なコミュニティの形成の促進」に資する事業に対して補助金を交付する。
(町会等自治団体等に対する補助金交付要綱第1条～3条)

2 町会等補助制度の経緯

昭和40年度に町会等自治団体への補助金制度が創設されて以来、補助内容、金額等の見直しを重ねつつ、継続的に補助金を交付

3 町会等補助金検討の背景

- 町会等に対する補助金制度は、制度創設以来、適正な運用に努めてきた。
- 「補助金の使途の確認等の見直しに関する基本方針」(平成25年策定)を踏まえ、費用対効果・公平性・公正性・客観性といった観点から適切な運用に努めてきた。
- 補助金の使途があいまいになりがちな「団体補助」から、事業内容に応じて支給する「事業補助」への転換が求められており、補助金支出の透明性向上も重要な課題である。
- 制度創設以降、町会は一貫して、地域コミュニティの中核として、区政運営や地域の持続的な発展に大きく貢献してきた。
- 一方で、町会運営を取り巻く環境として、加入率の低下、役員層の高齢化、単身世帯の増加などの構造的課題が顕在化している。
- こうした状況を踏まえ、町会の持続可能性の向上と活性化を推進する観点から、補助の拡充等を検討するにあたり、策定予定の「千代田区補助金交付基準」も踏まえて、改めて町会補助制度の運用を検討する必要がある。

4 町会等補助の概要

町会等自治団体等が実施する「住民相互の連帯感の醸成及び良好なコミュニティの形成の促進」に資する事業に対して、下記のように補助金を交付(祭礼や宗教・政治活動を除く公益的な事業が対象)

(1) 町会

定額分および世帯割

(2) 連合町会

当該連合町会を構成する町会数に別に定める額を乗じた額

(3) 連合町会長協議会

当該年度の予算に定める額

(4) 町会等が行う次のもの

- ①町会が行う掲示板の新設または建て替え
- ②町会または地域の団体が行う街路灯の新設または建替えおよびその維持管理

5 今後の課題

- (1) 「補助金交付基準」における補助金の性質別分類に関すること
「行政代位的」「奨励的」「団体運営費」など補助金の性質別分類における町会等の補助金の位置づけの整理
- (2) 補助対象事業の明確化
対象となる「住民相互の連帯感の醸成及び良好なコミュニティの形成の促進」に資する事業はどのようなものかの明確化
- (3) 補助金交付額積算の考え方の検証
町会の役割の変化、社会経済状況、地域の人口構造等を踏まえて、定額分や世帯割の額等についての継続的な検証
- (4) 補助事業の拡充
町会の持続可能性と活性化を図るため、拡充すべき対象事業は何か検討
- (5) 補助金執行状況の確認
これまでにも適切な運用に努めてきたが、今後はさらなる公正性および透明性の向上を図りつつ、より効率的な確認手法の導入を図ること
コミュニティ活動助成など他の補助制度との関係性の整理

6 今後の取り組み

上記5の課題を踏まえ、補助金交付要綱の見直しおよび運用の適正化に向けて「(仮称)町会等補助金の手引き」の策定を検討する。

これにより、補助対象事業の範囲明確化、並びに補助金執行状況に関する公正性及び透明性の一層の向上を図るとともに、補助金申請及び報告業務の効率化を推進する。

物価高騰対策区民の暮らし支援事業（第二弾）について

1 目的

物価高騰に伴う食料品、日用品等の生活必需品の値上げが依然として継続していることから、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、区民の家計負担を包括的に支援するため、多様な店舗で利用可能なプリペイド型ギフトカードを配付することで、直接的かつ迅速に区民生活の安定を図る。

2 対象

- (1) 令和 8 年 1 月 1 日現在において区の住民基本台帳に記録されている方
- (2) その他区長が特に必要と認める方（DV等の被害を受けて区に避難している方）

【参考】令和 8 年 1 月 1 日付住民基本台帳人口 69,139 人

※上記から、送付時点までに職権消除となった方を除く

3 交付額および交付方法など

(1) 交付額

区民 1 人あたり 10,000 円

(2) 交付方法

- ・信販会社発行のプリペイド型ギフトカードを区民 1 人につき 1 枚交付
- ・基準日現在の住民基本台帳に記録されている住所宛てに、金券を送付できる配達サービス（ゆうパック）により配付（原則署名して受領）。

(3) 交付時期

令和 8 年 4 月上旬から段階的に配達予定

(4) 辞退等に関する対応

辞退の届け出、一時的な住所変更等に伴う送付先変更手続は、原則、区ポータルサイトを通じて受付を行う。

(5) ギフトカードデザイン

区オリジナルデザインで作成する。

4 周知方法

- (1) 広報千代田 2 月 20 日号（事業周知）、4 月 20 日号（再案内）
- (2) 区公式ホームページ、公式 SNS、各町会への周知
- (3) 区商店街連合会および区内の日用品を取り扱う大型店舗・チェーン店等への事業周知及び周知ポスター貼付依頼（予定）
- (4) 広報板等への周知ポスター貼付（予定）

5 特殊詐欺防止への対策

カード番号を聞き出す等の詐欺被害を防止するため、区公式ホームページやチラシでの周知に加え、広報誌や安全・安心メールなどで注意喚起を行う。

6 アンケートの実施

第一弾と同様に、物価高騰対策の利用者評価等に関する任意回答のアンケートを実施する。

7 経費概算

| | |
|-------------------------------|---------------|
| 事業費 | 771,518,000 円 |
| 【内訳】 給付(金券) @10,000×70,000人 = | 700,000,000 円 |
| 事務費(コールセンター、カード発送等) | 71,518,000 円 |

※ 経費のうち 411,338 千円は、国の交付金を充当

8 今後のスケジュール

| | |
|-----------|---|
| 令和8年2月20日 | 広報千代田・区公式ホームページにて周知 コールセンター開設 |
| 令和8年4月上旬 | 発送開始予定 |
| 令和8年4月20日 | 広報千代田にて再周知 |
| 令和8年5月中旬 | 一斉再発送(一度目の発送で返戻となった方) |
| 令和8年8月19日 | コールセンター終了 (カード残高や利用方法に関する問合せは引続き発行会社で対応) |
| 令和9年3月31日 | 事業終了 |

9 その他

第一弾事業で多く寄せられた質問や意見を踏まえ、第二弾事業の広報周知を強化する。(同封チラシやポスター等に明記する)

質問1:どこで使用できるのか/対象店舗は千代田区内だけか

→「国内外のVisaクレジットカードが使える店舗(オンラインを含む)」と明記

質問2:残高が知りたい/残高の確認方法は

→カード裏面の二次元コードを読み取るか、裏面に記載の電話番号に問合せ

質問3:現金との併用が原則不可であることが不便/残高の使い切りが難しい

→併用は店舗の運用により可能なため、併用可能店舗を区で引続き調査・公表

→少額となった残高の使い切りは、郵便局での切手購入が有効であることを周知

秋葉原地区において実証実験を行うスタートアップ企業の支援について

1 概要

東京都スタートアップ戦略推進本部が主導する「キングサーモンプロジェクト」において、JR秋葉原駅前エリアで、スタートアップ企業が防犯カメラ映像データを活用し、AIによる人流解析にもとづいた最適な警備体制の構築を目指す実証実験が実施される。区は秋葉原地域の安全と安心の確保に資する取り組みとして、この実証実験を支援する。

2 実証期間(※予定)

令和8年1月26日(月)から2月28日(土)までの間

3 実証場所

JR 秋葉原駅電気街南口周辺

(千代田区外神田1丁目15番4号から同9号までの間)

4 スタートアップ企業

東京都千代田区九段南1-5-6りそな九段ビル5階

株式会社 Singular Perturbations

5 実証方法

JR 秋葉原駅電気街南口周辺では、街路灯に防犯カメラ(9台予定)を設置し、映像データの収集を行う。得られたデータはリスク予測 AI プラットフォームで解析され、その結果をもとに警備員の配置や歩行者動線の分離を計画・実施する。

6 実証結果

令和8年3月(予定)に、東京都のHPにて公表予定

キングサーモンプロジェクトとは 東京都スタートアップ戦略推進本部が主導する事業。スタートアップと都政課題のマッチング、都内行政の現場を活用した先行導入プロジェクトと販路拡大のための戦略立案等の支援を行う。これらのプロセスを通じて、今後のロールモデルとなるような、グローバル市場を席捲する課題解決型のスタートアップ企業(「キングサーモン企業」)を東京から輩出すると共に、こうした、「起業⇒拡大⇒イグジット(株式公開等による利益回収)⇒次の起業(又は支援)」という「起業のサイクル」の確立により、イノベーションによる東京の成長と社会課題の解決を目指す。

日比谷図書文化館整備の検討について

1 建築物の現状と経緯

(1) 建物概要

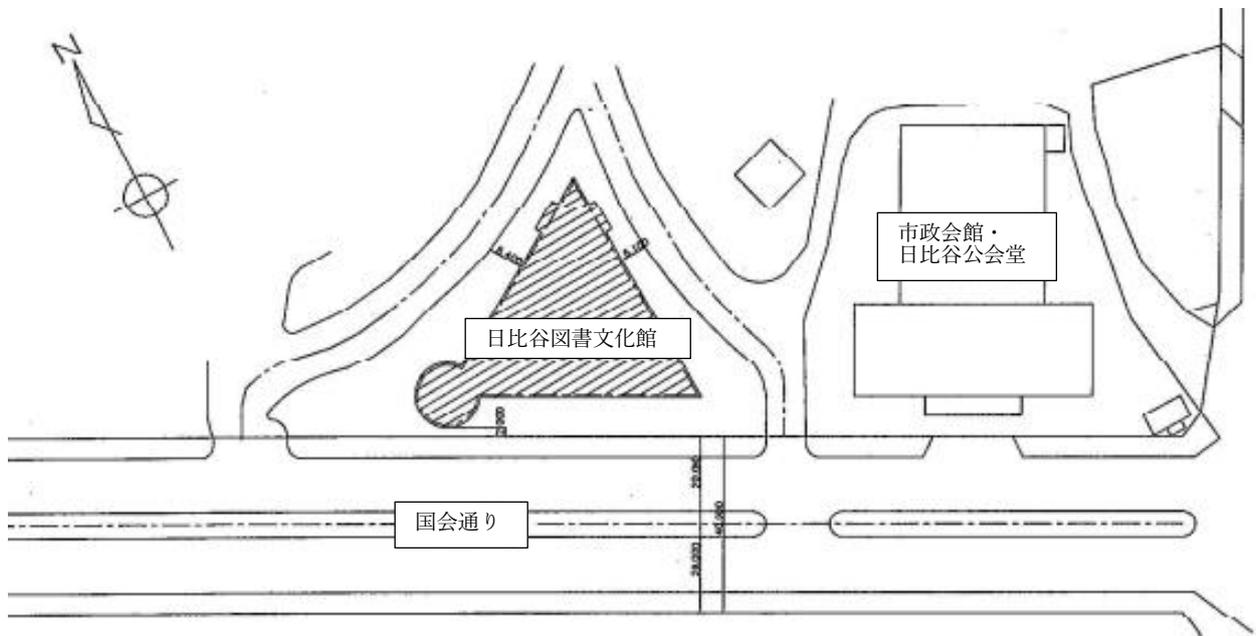
構造：鉄筋コンクリート造

階数：地上4階、地下1階

延床面積：10,154.43 m²

敷地面積：2,767.99 m²（敷地は都から借地）

竣工年月日：昭和32年9月28日（築68年）



(2) 日比谷図書文化館の経緯

平成21年7月 東京都から千代田区へ移管

平成21年度 改修設計

平成22～23年度 全面改修工事

・外壁、屋上防水全面改修

・外壁サッシ全面改修

・内装、内部建具全面改修

・電気設備、空調換気設備、給排水衛生設備の全面改修

・昇降機設備

（新設：利用者用・車いす用各1台、更新：バックヤード用1台）

平成23年11月 日比谷図書文化館 開館

2 現状の課題等

- (1) 築 68 年、また、日比谷図書文化館開館から 14 年が経過し、老朽化に伴う設備の不具合等が発生するようになっている。
- (2) 平成 22 年度から 23 年度の改修工事において既存躯体の状態を確認したところ、欠損が発生している部分もみられた。改修工事において、耐久性維持のための補修工事を行ったが、これ以上の既存躯体の負担については検討する必要がある。
- (3) 平成 13 年度に都が行った耐震改修工事では、 i_s 値 0.6 で安全基準はクリアしている。しかし、不特定多数が利用する図書文化館としては、地震時の安全確保に万全を期す観点から、さらなる対策を講じる必要性について検証する必要がある。
- (4) 入口から 1 階床までは大きな段差があり、1 階に呼び出しにより対応するエレベータはついているものの、バリアフリーの改善が求められている。
- (5) 都立公園内の建物建築の整備については、都市計画法等に基づき制約を受けるため、検討段階から敷地所有者である東京都へ確認・調整が必要である。

3 今後の方向性

建物としての課題（バリアフリー、設備の老朽化、安全性向上等）を解決するために引き続き検討が必要であり、建物として必要とされる機能、改修または改築の妥当性などについて継続して検討を行っていく。

情報リテラシーに関する取組みについて

1 取組みの背景

- スマートフォンやSNSの普及、AI技術の進展により利便性等が飛躍的に向上した一方で、偽・誤情報の拡散といった課題も顕在化
- 情報・AI社会の中で、区民が安全・安心な生活を送るためには、一人ひとりの情報リテラシー（誤った情報に惑わされず、正確な情報を見極め活用する力）を高めていくことが重要であり、区の取組みを検討していく必要

2 意見交換会の実施

(1) 目的

現状や課題等について、多角的・専門的に意見交換を実施し理解を深め、今後の具体的な方策等の検討に生かしていく。

(2) 構成員

有識者、関係機関等

(3) 開催実績

| 日程 | 主なテーマ |
|-----------------|----------------------------|
| 第1回(令和7年7月24日) | ○ 開催主旨、スケジュール ○ 現状・課題認識の共有 |
| 第2回(令和7年11月17日) | ○ 区取組みの方向性 |
| 第3回(令和8年3月予定) | ○ 令和8年度の区の取組み |

(4) 主な意見

情報リテラシーの重要性等について

- 情報リテラシーを高めることで、より良い持続可能な社会の形成に繋がる。
- 特に災害時は、誤情報による混乱が安全に直結するため、取組みが重要である。
- AIやSNSを否定するのではなく、便利なツールとして活用しつつ、一人ひとりが情報を適切に判断していくことが重要である。
- 情報発信をする側も偽情報のリスクを認識し責任を持つことが必要である。

教育・啓発について

- 情報リテラシーは必ずしもデジタルの話ではなく、情報を収集し、正確に読み取っていく力が本質である。読む、書く、話す、考えることによって、思考や判断力が磨かれる。
- 読書が大きな役割を果たす。読解力や情報理解力の向上は中長期的に取り組む必要がある。
- 各世代が「自分事」として問題を捉えられるよう、幅広い層へのアプローチが必要である。
- 情報の発信者や変更の有無などを確認することの重要性や方法を啓発していく必要がある。
- 民間企業等は講師派遣等も行っているため、企業等と連携することも効果的である。

行政の情報発信について

- 誤情報への対応は、反論ではなく、事実の公表に徹し、行政自身が持つ正しい情報を積極的に発信していく姿勢・考え方が重要である。
- 緊急時には、迅速な情報発信が求められるが、情報が事実かまだ確認されていない場合には、その状況自体を伝えることも重要である。
- ウェブサイトに発信者情報を付与する「オリジネータープロファイル (OP)」といった技術があり、実証実験を実施している。
- 情報の把握のため、SNSのモニタリングは実施した方がよい。

3 今後の方向性と主な取組み（案）

区民が、情報・AI社会の中で、AI等の新たな技術を活用し、多様な情報に触れながらもその真偽を見極めることができ、安全・安心に豊かな生活を送ることができるよう、以下の方向性で取組みを進める。

- (1) 区民一人ひとりの高い情報リテラシー
 - ▶ 講演会の開催やスマホ教室の機会等を捉えた普及啓発
 - ▶ リテラシー教育の充実や読書活動のさらなる推進
- (2) 区の情報が迅速かつ確実に届く
 - ▶ 区に関する情報の把握の強化
 - ▶ 区発信情報の真正性の強化

補助金制度の運用について

1 千代田区補助金交付基準（案）について

（1）目的

補助金の交付に際し、補助金が具備すべき基準の基本事項を定めるとともに、既に交付している補助金の目的・意義について統一的認識を持つことで、補助金の有効的な執行と支出の適正化を図っていく。

（2）位置づけ

千代田区補助金等交付規則を補完するものと位置付ける。

（3）基準の構成

- ①補助金交付基準の目的・意義
- ②補助金交付基準の位置づけ
- ③補助金交付の対象
- ④補助金交付の視点
- ⑤補助金交付基準
- ⑥補助金交付事務処理基準
- ⑦補助金の検証
- ⑧情報公開の推進
- ⑨補助金交付の代表的な流れ
- ⑩補助金関係書類の提出時の必要書類

2 補助金判定・評価シート（案）について

（1）目的

補助金事業の改善のための具体的手法として、「補助金判定・評価シート」を定め、補助金の新設や見直す場合に活用していく。

（2）主な評価項目等

- ①公益性、必要性、公平性、客観性、透明性（交付基準に基づく視点）
- ②有効性、効率性、効果性（補助的視点）
- ③実績報告書の有無
- ④補助金の終期

3 運用開始

令和 8 年 4 月 1 日

(案)

令和 8 年 〇 月 〇 日 7 千政財政発第 〇 号

千代田区補助金交付基準

1 補助金交付基準の目的・意義

千代田区補助金交付基準は、施策の目標を達成するための手段として補助金の交付を選択するにあたり、当該補助金が具備すべき基準の基本事項を定めるとともに、既に交付している補助金の目的・意義について統一的認識を持つことで、今後の補助金の有効的な執行と支出の適正化を図るために策定する。

2 補助金交付基準の位置づけ

この基準は、補助金等の交付の申請、決定その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定し、補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的として定めた千代田区補助金等交付規則（昭和 48 年 3 月 31 日規則第 15 号）を補完するものである。

3 補助金交付の対象

補助金は、個人や※団体等が自主的に行う事業や研究活動などのうち、千代田区が公共の福祉を増進させる効果が見込めると判断した場合に、それら事業や活動経費の一部又は全部を対象として交付する。

※団体等とは、法令等により設置が義務付けられる団体の他、企業や任意の団体も含む。

4 補助金交付の視点

補助金を交付するためには、対象となる事業が以下に掲げる 6 つの基本的視点を具備している必要がある。

各視点の定義は以下のとおりとし、各視点ともに定めるすべてを満たす必要がある。

(1) 公益性

公益性とは、補助金の交付は地方自治法第 232 条の 2 の規定に基づき「公益上必要のある場合」に限られていることから、対象となる事業が備えるべき絶対条件である。

ア 補助対象事業が、補助対象者以外の不特定多数の区民の利益となる活動（社会的意義ある活動）である。

イ 補助対象事業は、政策上の位置づけと整合している。

(2) 必要性

必要性とは、公益性が認められる事業であるが、事業実施主体の費用負担では実施されない見込みが高いことである。

ア 補助対象事業は、補助金の交付が無い場合、対象事業の実施が困難である。

(市場性がなく、民間には補助対象事業を促進させる手法が無いこと。)

イ 補助対象事業は、区民ニーズ、社会情勢や他団体の実施状況などを考慮した場合、補助金により支援する意義がある。

(3) 公平性

公平性とは、同種の事業を実施している団体間において補助金交付の有無、金額の差異など、特定者にだけ偏ることなく均衡が図られていることである。

ア 補助対象事業における補助対象者の設定は、補助目的に鑑みて合理的である。

イ 補助要綱が作成及び公開されており、補助金交付の機会の公平が図られている。

ウ 特定者のみを補助する、又は同種の団体間で補助金額に差が生じている、などの不均衡が生じていない。

(4) 公正性

公正性とは、会計処理などの各種手続きが区及び補助対象団体の双方において正しく行われることである。

ア 補助金に係る会計処理が、区において適正に行われている。

イ 補助金に係る会計処理が、補助対象団体において適正に行われている。

ウ 区は、補助事業の内容確認を現地又は現物（成果品）で行っている。

エ 区は、補助経費の支出確認を領収証原本の閲覧、又は写しの添付で行っている。

(5) 客観性

客観性とは、補助金額を恣意的に決定することが無く、基準によって客観的に決まることである。

ア 補助単価、補助率や補助限度額など、補助金額を決定するための基準（根拠）が要綱等で規定されている。

(6) 透明性

透明性とは、補助要綱を公開することで有した公平性と歩調を合わせて、区及び補助対象団体の双方において補助金の交付目的や交付金額を公開し、誰からでも見えるようにすることである。

ア 区は、補助金交付実績を公表している。

イ 補助団体は、補助金交付実績の公表に努めている。

5 補助金交付基準

(1) 補助金の分類

補助金は性質によって以下のとおり分類することとし、複数の性質を有する場合は性質ごとに分類する。

ア 義務的補助金

国や東京都等の補助制度に基づく補助、又は区の条例に基づく補助

イ 扶助的補助金

子ども、高齢者や生活困窮者などに対して相互扶助の観点から資金面で支援する補助

ウ 行政代位的補助金

本来、区がなすべき事業に対する補助、又は関与すべき事業に対する補助

エ 奨励的補助金

区の施策を推進するため、事業主体が実施する事業を資金面から支援する補助

オ 団体運営費補助金

公益的な活動を行う団体を維持していく経費に対する補助

(2) 補助金の分類別補助率（額）

補助金は、その性質によって以下の補助率を基本とする。ただし、緊急性、安全性など政策的に必要なと判断した場合は、この限りでない。

| | |
|------------|-------------------|
| ア 義務的補助金 | 補助要綱等で定める補助率（又は額） |
| イ 扶助的補助金 | 補助要綱等で定める補助率（又は額） |
| ウ 行政代位的補助金 | 最大10分の10まで |
| エ 奨励的補助金 | 最大4分の3まで |
| オ 団体運営費補助金 | 補助要綱等で定める補助率（又は額） |

(3) 補助金の分類別補助期間

補助金は、その性質によって以下の補助期間を基本とする。

| | |
|------------|-----|
| ア 義務的補助金 | 10年 |
| イ 扶助的補助金 | 10年 |
| ウ 行政代位的補助金 | 10年 |
| エ 奨励的補助金 | 5年 |
| オ 団体運営費補助金 | 5年 |

6 補助金交付事務処理基準

補助金を交付する場合は以下の内容に特に留意するとともに、別紙を参照して適正な事務処理を行うこと。なお、この基準は補助金の事務処理にあたり、基本的事項を記載しており、補助事業内容や必要に応じ、事務の適正な運用に努めること。

(1) 提出書類等

- ・ 交付申請書や実績報告書等の提出においては、氏名、住所等の記載事項に誤りがないかの確認を行うこと。
- ・ 補助金交付要綱又は別紙で定める必要書類の添付確認を行うこと。

(2) 実績確認等

- ・ 補助事業がイベント等の場合は現地での確認を原則とし、遠方等で現地確認が困難な場合は映像や写真等によって行うこと。
- ・ 補助事業が成果品の場合は現物の提出によって行うこと。
- ・ 補助対象となる経費は、原則として支出を証する書類の写しを添付すること。添付する写しが多量になるなど、添付が困難な場合は原本を確認した後、補助団体に対して一定期間保存し、いつでも請求により確認できる旨の規定を整備すること。
- ・ 団体運営費補助金は、補助金交付要綱において公益的な活動を定めて、参加人数、実施回数などの実績の確認を一覧表と共に映像や写真等によって行うこと。

(3) 審査期間等

- ・ 補助金の決定は、交付申請書を受理した後に速やかに審査を行い、受理した日から 40 日程度で交付の可否を決定すること。
- ・ 交付を決定した場合は速やかに請求書の提出を求め、適正な書類を受理した日から 20 日程度で交付すること。

7 補助金の検証

補助金は、補助期間が終了する前年度において交付の必要性などの再確認を行い、今後の方向性について検証する。

8 情報公開の推進

補助金の交付実績を公開することは、透明性を確保するとともに説明責任を果たし、区民の区政への参画や協働意識の醸成につながるため、以下のとおり今後も着実に推進する。

- ・ 補助金（個人への交付を除く）は、補助金名称、目的、対象及び交付額などを会計年度が終了した後、公表する。
- ・ 情報公開は、別に定める様式により千代田区ホームページ及び区政情報コーナーにて行う。

補助金関係書類の提出時の必要書類

補助金関係書類の提出時における必要な書類の例は次のとおりとし、事業内容に応じて各要綱で追加又は省略することとする。

◆補助金交付申請

- ・補助金交付申請書（区様式）
- ・補助事業概要書
- ・補助事業収支計画書

◆補助事業実績報告

- ・補助事業実績報告書（区様式）
- ・補助事業結果報告書
- ・補助事業収支決算書
- ・支出を証する書類の写し
- ・補助事業の成果品

◆補助金請求書

- ・補助金請求書（区様式）

補助金交付要綱（基本）

補助金交付要綱で定める内容の例は次のとおりとし、事業内容に応じて追加又は省略することとする。

- 第一条（目的） 補助金の交付目的を定める。
- 第二条（定義） 交付要綱における用語の定義を定める。
- 第三条（対象事業） 対象となる事業を定める。
- 第四条（対象者） 対象となる人や団体を定める。
- 第五条（対象経費） 対象となる経費を定める。
- 第六条（金額） 対象となる経費に対する補助率や限度額を定める。
- 第七条（交付申請） 交付申請先及び申請様式を定める。
- 第八条（交付決定） 交付決定の内容及び決定通知の様式を定める。
- 第九条（計画変更） 交付決定した事業を変更する場合の手続きを定める。
- 第十条（実績報告） 実施した事業を結果報告する場合の手続きを定める。
- 第十一条（確定） 実績報告した事業に対する補助金額の決定様式を定める。
- 第十二条（請求） 決定した補助金の請求様式を定める。
- 第十三条（返還） 交付した補助金を返還させる場合の手続きを定める。
- 第十四条（委任） 要綱の詳細を規則に委任することを定める。

令和9年度 補助金判定・評価シート
(新規・改正)

政策経営部資2-3
令和8年1月23日

| | | | | | | | |
|-----------------------|--|-------------|--|-------------|--|-------|--|
| | | | | 部課名 | | | |
| 補助金名称 | | 開始年度 | | 性質別分類 | | 番号 | |
| 要綱名称 | | R9年度 要求額 | | R8年度 予算額 | | 増(△)減 | |
| | | 千円 | | 千円 | | 千円 | |
| | | | | | | 0 | |
| 事業概要 (改正内容) | | | | 要求額の積算根拠 | | | |
| | | | | (特定財源) | | | |
| 補助金交付基準 (案) に基づく基本的視点 | | | | 補助実績 | | | |
| ①公益性 | | | | R7年度 | | R6年度 | |
| ②必要性 | | | | 決算額 (千円) | | | |
| ③公平性 | | | | 交付実績 (件) | | | |
| ④公正性 | | | | 実績報告書 | | | |
| ⑤客観性 | | | | | | | |
| ⑥透明性 | | | | | | | |
| 補助的視点 | | | | 補助金の終期 | | | |
| ①有効性 | | | | | | | |
| ②効率性 | | | | | | | |
| ③効果性 | | | | | | | |

千代田区留保財産の保有・活用に関する基本方針（素案）に対する
パブリックコメントの結果概要について

1 概要

将来の公共施設整備に備える資源として一定の条件を満たす未利用・暫定活用財産を新たに「留保財産」と定義し、その保有や活用に関する考え方を整理した「千代田区留保財産の保有・活用に関する基本方針（素案）」に対して、パブリックコメントを実施した。

当該パブリックコメントにより寄せられた区民等からの意見及び区の考え方は以下のとおりである。

2 パブリックコメントの結果概要

| | |
|-------------------|--|
| (1) 募集期間 ※ | 令和7年10月20日（月）～12月19日（金） |
| (2) 募集方法 | 直接持参、郵送、ファクス、電子メール、 区ホームページ送信フォーム |
| (3) 周知方法 | 広報千代田10月20日号掲載、区ホームページ、 施設経営課、区政情報コーナー、各出張所 |
| (4) 意見提出者数 | 17人 |
| (5) 意見数（延べ件数） | 25件 （本件に直接関係のない意見7件を除く） |
| (6) 提出された意見と区の考え方 | 別紙のとおり |

※ より丁寧に意見を募るため、意見の募集期間を「11月19日（水）まで」から「12月19日（金）まで」に延長。

3 主な変更内容

| 変更前 | 変更後 |
|--|---|
| <p>P.5</p> <p>第3 留保財産の利用方針の策定について</p> <p>2 利用方針案の作成</p> <p>留保財産の活用方針の策定に向けて、庁内における行政需要や地域のニーズを踏まえ、将来の公共施設整備を見据えた利用方針案を作成します。また、区による活用を行わない場合には、マーケットサウンディング等を通じて民間事業者の意見も適切に反映しながら、実効性のある方針案の検討を行います。</p> | <p>第3 留保財産の利用方針の策定について</p> <p>2 利用方針案の作成</p> <p>留保財産の活用方針の策定に向けて、庁内における行政需要や地域のニーズを踏まえ、将来の公共施設整備を見据えた利用方針案を作成します。また、区による活用を行わない場合には、マーケットサウンディング等を通じて民間事業者の意見も適切に反映しながら、実効性のある方針案の検討を行います。<u>さらに、千代田区参画・協働ガイドライン（平成26年4月）に基づき、検討段階において必要な情報提供や意見公募等を行うことで、区民等の意見を適切に反映しながら、利用方針案を取りまとめます。</u></p> |
| <p>P.6</p> <p>第4 定期借地権を設定した貸付けの活用について</p> <p>1 基本的な考え方</p> <p>民間活用にあたっては、公共性・公益性の確保を前提とし、区の政策課題への貢献や地域の活性化に資する事業を対象とします。</p> <p><u>活用の手法は、事業用定期借地権設定契約（原則10年以上）による貸付を基本とし、売却は行いません。これは、区有地の資産価値および将来的な行政需要への対応力を維持するためであり、契約条件や用途制限等を適切に設定することにより、区有地の管理と公共性の確保を両立させることを目的としています。</u></p> | <p>第4 民間事業による活用について</p> <p>1 基本的な考え方</p> <p>民間事業による活用にあたっては、公共性・公益性の確保を前提とし、区の政策課題への貢献や地域の活性化に資する事業を対象とします。</p> <p><u>また、こうした事業の実施に際して区有地を貸し付ける場合には、活用目的に応じて適した貸付手法を選択することを基本とします。定期借地権設定契約による貸付けを採用する場合であっても、将来の行政需要に支障が生じないよう、契約条件や用途制限等を適切に設定することで、区有地の柔軟な管理と公共性の確保を図ります。なお、留保財産の売却と同様の効果を及ぼすような長期の貸付けは行わず、あくまで区有地としての資産価値と活用可能性を維持することを前提とします。</u></p> |

(別紙) 提出された意見と区の考え方

| 提出者番号 | 提出者区分 | 意見番号 | 意見内容 | 区の考え方 |
|-------|-------|------|--|---|
| 1 | 区内在住者 | 1 | 区ではアフォーダブル住宅の話がありますが、空き家のみが対象で、この留保財産は活用されないのでしょうか？ 区の将来のためにも、住民税を納める区民（特に子育て世代、現役世代）が暮らし続けられる、区外から新たに入って来られるような政策が必要だと思えます。 | 留保財産は、将来の公共施設整備に必要となる一定規模以上の区有地を計画的に確保・管理する用地として位置付けられた区有地です。住宅分野への活用については、今後の参考とさせていただきます。なお、住宅施策に関するご意見につきましては、所管部署にも共有させていただきます。 |
| 1 | 区内在住者 | 2 | また学校の敷地は3,000平米以上必要という事ですが、これは敷地面積の話でしょうか？延べ床面積の話なのでしょうか？ 例えば体育館は競技用床面積132平米以上の建物と定義されています。これを前提に、学校を立体型の建物としたり、あるいは運動場、体育館、プールは近隣の設備で賄えば、敷地面積は3,000平米も要らないのではないかと思います。 (何なら、放課後の時間帯の利用がメインの学習塾と協業し、教室をシェアし合うのも手だと思います) もちろん、子供達のために広い敷地があった方が良くと思いますが、区内で活用できる土地に限りがあり、また建築費の高騰もあり、学校の全てを新たに建築するのはコスバが悪いと思います。 | 基本方針P.3「留保財産の選定基準」に記載のとおり、留保財産の規模要件は敷地面積を指しています。 |
| 2 | 区内在住者 | 3 | 千代田区行政にはいつもきめ細かいご対応をいただきまして感謝しております。 今回千代田区留保財産の保有・活用に関する基本方針（素案）について意見を提出させていただきます。 千代田区は皇居・国会・行政・司法等国政の中心機関があり、また企業の本社も集中し、政治経済両面で日本の中核に位置付けられる地域であります。その意味からも防災に関しては当区は都内でも最も強靱な体制が必要と考えます。 当区では昼間人口が約100万人に対して夜間人口（居住者等）が約7万人と特異な人口構成になっており、被災時には約59万人が帰宅困難者と試算されますが、受け入れ施設の収容可能人数もまだ5万人程度と限定され、区の目標の10万人の半分の状況です。 また東京都の管轄である一時避難場所は公園等の吹きさらしで、風雨を防ぐこともできず、トイレ等の施設も極めて限定的です。 被災時には新宿通り等の主要幹線道路には他の区からの移動人員も集中し、消防・救急・警察等の緊急車両の通行も困難となる懸念があります。毎年の区民世論調査でもニーズのトップは「防災関係」となっていることは、現状の防災対策に不安を抱いている区民も多い証左のひとつと思われます。 上記状況を鑑み、「留保財産の活用にあたっては、まず本区の事業を優先することを基本とします。これは、公共施設整備や行政サービスの提供など、区の政策目的に直結する活用を最優先とするものです。」という観点に加えて、「国や東京都と連携して、被災時の防災・減災に活用する」観点を盛り込んでその活用を検討・推進いただきたいと思えます。 民間事業者に貸与する場合でも、消防・救急・警察等の緊急車両が常時駐車可能となる駐車スペースの確保や、被災時には移動人員や帰宅困難者の多数受け入れが可能となることを条件に織り込んでいただきたいと存じます。 子供や高齢者を含めた区民向け施設はもっと狭い場所でも対応可能かと思えます。 既に一部に防災関係の記載がありますが、防災関係への活用をさらに前面に出されて策定されることをご検討お願いいたします。 | 留保財産は、将来の公共施設整備に必要となる一定規模以上の区有地を計画的に確保・管理する用地として位置付けられた区有地です。防災・減災に資する施設整備は、区の重要な活用分野の一つであり、国や東京都との連携による防災拠点機能の強化や、帰宅困難者受入れなど、地域の安全性向上に資する活用の必要性は認識しています。また、民間事業による活用を行う場合であっても、地域貢献性・公益性を条件として設定することが可能であり、いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。なお、防災施策に関するご意見につきましては、所管部署にも共有させていただきます。 |

(別紙) 提出された意見と区の考え方

| 提出者番号 | 提出者区分 | 意見番号 | 意見内容 | 区の考え方 |
|-------|-------|------|--|--|
| 3 | 区内在住者 | 4 | <p>1. 留保財産そのものを減らす 基本方針の大前提として、留保財産に指定される用地そのものを減らすことがまず重要だと思います。それは行政サービスの向上になるからです。 民間や公益団体の提案を受ける、という文言を出す前に、まずは行政自らが住民サービスのニーズをくみ取り、それを満足するために活用する方法を自ら考える、という姿勢を表明してほしいです。</p> | <p>行政として住民ニーズを的確に把握し、公共サービスの充実に資する土地活用を検討することは重要であると認識しています。一方で、留保財産は、将来の公共施設整備に必要となる用地を計画的に確保することを目的としており、人口動向や施設老朽化など、今後の行政需要を踏まえて一定規模の区有地を留保する方針としています。現在の地域ニーズを踏まえた行政サービスの向上を図りつつ、将来の行政需要にも応えられるような計画的な用地活用について、引き続き検討してまいります。</p> |
| | | 5 | <p>2. デベロッパーの利益が優先されない仕組みにする必要があると認識します。住民の居住環境、行政サービスのアクセス性などの地域社会の豊かさと、営利企業が唯一目的とする経済合理性との間では、必ず対立が生じるからです。 過去の様々な地域での事例を踏まえると、意見の対立が生じた場合、一般的には資金力があり直接・間接的に行政に強い働きかけができる営利企業の意向が優先されがちだと認識します。 このアンバランスを是正する仕組みを取り入れると、住民にとってよりよい社会になりやすいのではないかと思います。 たとえば、留保財産の除外手続きに庁内会議での手続きを踏むという手段になっていますが、これは住民の意向が考慮されない仕組みになります。 市街地再開発事業、定期借地権を設定した貸付けなどは、恒久または長期間の行政、つまり住民の意向が届かない状態になります。公共財は住民に所属しますので、その手続きについては、住民、行政、議会、営利企業代表者などの利害関係者が、論理的・科学的・地域文化的に妥当であるかを慎重に議論し、結論を出すことが、妥当な仕組みだと思います。</p> | <p>民間事業者の利益のみが優先されない仕組みを確保することは重要であると認識しています。留保財産の選定・除外や活用にあたっては、公共性・公益性を前提に、行政需要や地域ニーズを踏まえて庁内会議体で慎重に判断する仕組みを設けています。また、民間事業による活用に際しても、地域貢献性を条件とする仕組みを設けるなど、営利偏重とならないよう引き続き適切に運用してまいります。</p> |
| | | 6 | <p>3. 強調のために繰り返しになりますが、区有地は住民に所属するという視点でみると、主体である住民が参加できる仕組みになっていない印象です。誰のものか、という視点での本基本方針の見直しが必要だと考えます。</p> | <p>区有地の主体が住民であるという視点は重要であり、住民意向の反映は不可欠と認識しています。留保財産は、将来の公共施設整備に備えるため区が主体的に保有・管理する用地として位置付けており、その選定や活用にあたっては、行政需要や地域ニーズを踏まえて庁内会議体で慎重に判断する仕組みを設けています。区民参画の機会としては、パブリックコメントの実施などにより引き続き区民の声が反映されるよう、適切な制度運用に努めてまいります。</p> |

(別紙) 提出された意見と区の考え方

| 提出者番号 | 提出者区分 | 意見番号 | 意見内容 | 区の考え方 |
|-------|--------------------------|------|---|--|
| 4 | 区内在住者・ 区内在勤者・ 区内法人 | 7 | <p>区有地は原則として売らないでほしい。</p> <p>土地があれば、何か必要な時に使えるからである。</p> <p>千代田の場合、新規でまとまった土地を取得することは困難であるから猶更である。</p> <p>また、区内が極端に建て込んでおり、息が詰まるように感じる。区有地においては、容積率の消化を最小限にとどめること。利用するにおいては、従来の容積消化分を上回らないように配慮すべきである。</p> <p>街並み保全の観点から、既存の区有施設は、取り壊さず改修して利用することとしてほしい。使わなくなったからといって、壊したり売ったりしてはならない。</p> <p>壊してしまった建物は二度と戻ってこないからだ。長い間その場所に存在して区民が使った施設は、そのことによって価値が生じている。建物は償却済であり簿価は無いとしても、お金では買えない価値が生まれているのである。千代田を愛する人が減らないようにするために、区の施設は、原則として壊さない方針としてほしい。</p> <p>また、区有地を市街地再開発に提供することはやめてほしい。土地は権利関係を単純明解のまま維持すべきだ。共有化は、利用するにおいて非常に不便な財産に変質させる。市街地再開発に参加することは、貴重な独立した区有地を権利変換により一部権利を手放し、残りの権利を不自由な共有持ち分に換えてしまう。将来の区民や自治体は、この維持管理、再利用において、猛烈な苦勞を背負うことになる。</p> | <p>留保財産は、将来の公共施設整備に必要となる一定規模以上の区有地を計画的に確保・管理する用地として位置付けており、売却しないことを原則としています。加えて、都心部で新たな用地取得が困難である状況を踏まえ、区有地を計画的に確保していくことは重要であると認識しています。</p> <p>既存の区有施設の改修や街並み保全については、施設の老朽化状況や行政需要を踏まえつつ、可能な範囲で更新・改修等を検討し、地域環境への影響に配慮した管理に努めてまいります。</p> <p>また、市街地再開発事業への参加については、再開発区域内の地権者の同意状況や従後取得する不動産の権利関係、将来の活用制約等を総合的に考慮したうえで判断するなど、十分留意してまいります。</p> |
| 5 | 区内在勤者 | 8 | <p>千代田区には図書館や大きな公園が少ないので図書館などを作ってほしい。期間限定でも子どもがスポーツできる運動場がほしい。</p> <p>千代田区が活用するのに民間に定期借地というのは矛盾。定期借地するくらいなら上記の用途にしてほしい。民間に貸すほどの余裕はないと思う。</p> | <p>用地の活用用途に関するご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>また、民間事業による活用は、区による活用の予定が当面見込まれない場合に限ったものであり、区の公共施設整備を妨げるものではありません。今後も、公共活用を優先しつつ、地域ニーズを踏まえた適切な用地活用を検討してまいります。</p> |
| 6 | 区内在住者 | 9 | <p>素案第三の「留保財産の利用方針の策定について」の1. 基本的考え方の③民間事業については、「厳格に審査をする」趣旨の文言を入れるべきと考える。</p> <p>区有地は近い将来において利用計画がない場合でも出来るだけ区の支配下に置くべきであると考えます。災害や新しい時代での土地利用など今は想像できない事態に対応できる余裕が官が持つべきと考えます。</p> | <p>民間事業による活用については、将来の行政需要に支障が生じないよう、区による活用の予定が当面見込まれない場合に限定した上で、慎重に検討する必要があると認識しております。区有地の柔軟な管理と公共性の確保について基本方針に明記し、公共性・公益性を確保するための審査を適切に行ってまいります。</p> |
| 7 | 区内在住者 | 10 | <p>区による地域住民サービス事業活用を優先する方針に賛成します。</p> <p>神田エリアは子ども向けの広いグラウンド・室内競技場が少ないので、学校跡地の公園や体育館は運動場として使えるようにしていただきたいです。</p> | <p>留保財産の利用方針策定にあたっての基本的な考え方にご賛同いただき、ありがとうございます。用地の活用用途に関するご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p> |

(別紙) 提出された意見と区の方針

| 提出者番号 | 提出者区分 | 意見番号 | 意見内容 | 区の方針 |
|-------|--------------------------|------|--|---|
| 8 | 区内在住者・ 区内在学者・ 区内法人 | 11 | <p>【★総論】 本素案は、貴重な区民共有財産である区有地を将来にわたり管理する重要な指針です。しかし、特定の団体や事業者への優遇につながりかねない記述や、区民不在の決定プロセス、リスク管理の不備が散見されます。区政の透明性を確保し、癒着構造の排除と財政規律の遵守を徹底するため、以下の4項目について修正・追加を強く求めます。</p> | <p>区有地は区民共有の重要な財産であり、その活用にあたっては透明性の確保と公共性の担保が不可欠であると認識しています。留保財産は、将来の公共施設整備に必要となる一定規模以上の区有地を計画的に確保・管理する用地として位置付けており、その選定や活用にあたっては、行政需要や地域ニーズを踏まえて庁内会議体で慎重に判断する仕組みを設けています。 また、民間事業者等との関わりにおいても、特定の事業者が不当に優遇されることのないよう、公共性・公益性を前提とした適正な審査と財政規律の維持に努めてまいります。</p> |
| | | 12 | <p>【★意見1】特定団体への「優先枠」撤廃と公正競争の徹底 該当箇所：第3「留保財産の利用方針の策定について」の1「基本的な考え方」（素案5ページ）</p> <p>意見内容：活用の優先順位において、第2位に「公共的・公益的な団体による事業」が設定されていますが、この区分を撤廃し、第3位の「民間事業」と統合してください。また、区直営事業以外での活用（貸付等）を行う場合は、相手方がNPO法人、公益法人、商工団体等であっても、例外なく公募型プロポーザルまたは一般競争入札を義務付け、随意契約を行わない旨を明記してください。</p> <p>理由：「公共的・公益的」の定義が曖昧であり、特定の団体が競争を経ずに区有地を使用する「抜け道」となる懸念があります。過去、区の外郭団体や特定のNPOが、実質的な競争なしに業務を受注したり、区有施設を使用したりする事例が散見されます。公正性を担保するため、どのような団体であっても、一般企業と同じ土俵で「企画提案の内容」と「貸付価格」を競わせる市場原理を導入すべきです。</p> | <p>留保財産の活用にあたっては、本区事業を最優先とし、民間事業を含む外部活用についても公共性・公益性を前提とした審査を行うこととしており、特定団体が不当に優先されることのない仕組みとしています。優先順位や選定手法については、対象事業の性質や地域性など、案件ごとに多様な状況が想定されるため、一律の規定とすることは慎重な判断が必要です。ただし、公平性・透明性の確保は極めて重要であり、公募型手続の活用を含め、適切な選定方法を採用できるよう制度運用を行ってまいります。</p> |
| | | 13 | <p>【★意見2】実質的な「丸投げ」の禁止と適正対価の確保 該当箇所：第4「定期借地権を設定した貸付けの活用について」の1「基本的な考え方」（素案6ページ）</p> <p>意見内容：貸付条件として、以下の2点を追加・明記してください。</p> <p>「事業の丸投げ（一括再委託）の禁止」：貸付を受けた事業者が、事業の実態を伴わず、第三者（特定の業者や関連企業等）に業務を丸投げし、中間利益を搾取する構造を防止するため、自ら事業を実施することを契約上の義務としてください。</p> <p>「適正な市場価格（実勢価格）での貸付」：相手方が公共的な団体であっても、安易な減額・免除措置は行わず、近傍類似地の市場価格（不動産鑑定評価等）に基づく適正な貸付料を徴収することを原則としてください。</p> <p>理由：一部の団体が「公益性」を隠れ蓑にし、格安で借りた区の資産を使って、身内企業へ利益を還流させるような構造を防ぐ必要があります。区民財産の活用である以上、経済合理性を確保し、歳入確保に努めるのが行政の責務です。</p> | <p>定期借地権による貸付けについては、将来の行政需要に支障が生じないようにすることはもちろんのこと、契約上の実施体制の確保や再委託の管理などの貸付条件については、公共性確保の観点から重要であり、必要に応じて契約条件に反映してまいります。貸付料については、不動産鑑定等に基づく合理的な水準を確保することを基本としており、引き続き法令に基づく適正な貸付料の徴収を行ってまいります。</p> |

(別紙) 提出された意見と区の考え方

| 提出者番号 | 提出者区分 | 意見番号 | 意見内容 | 区の考え方 |
|-------|--------------------------|------|--|--|
| 8 | 区内在住者・ 区内在学者・ 区内法人 | 14 | <p>【★意見3】 住民合意プロセスの「必須化」と透明化 該当箇所： 第3「留保財産の利用方針の策定について」の3「利用方針の策定」（素案5ページ）</p> <p>意見内容： 利用方針の策定プロセスを「庁内会議」と「首脳会議」のみで完結させず、「当該利用方針（案）の段階において、地域住民を対象とした説明会および意見交換会の実施を必須とし、その記録と結果を公表すること」を要件として盛り込んでください。</p> <p>理由： 現在の素案では、一部の団体や関係者との調整のみで方針が決定され、一般住民が蚊帳の外に置かれるリスクがあります（旧永田町小学校の解体方針決定プロセスや、開園後に立て続けに事故を起こした（全国的にも類似例を見ない最悪な状況の）東郷元帥記念公園の改修工事の方針決定プロセスを反省点として認識すべきです）。マーケットサウンディング（事業者対話）だけでなく、住民との対話（パブリック・インボルブメント）を制度化し、密室行政を防ぐべきです。</p> | <p>留保財産の利用方針の策定にあたっては、行政需要や地域ニーズを踏まえて庁内会議体で慎重に判断していく仕組みを設けていますが、住民の意見を聞く機会を確保することは重要であり、留保財産の利用方針の策定にあたっては「千代田区参画・協働ガイドライン（平成26年4月）」に則った対応に努めてまいります。</p> |
| | | 15 | <p>【★意見4】 緊急時の「中途解約条項」による主権確保 該当箇所： 第4「定期借地権を設定した貸付けの活用について」の2「活用の手続き」（素案6ページ）</p> <p>意見内容： 原則10年以上の長期契約を結ぶにあたり、将来のリスク管理として以下の特約事項を基本方針に定めてください。「大規模災害時の復興用地としての利用や、緊急かつ重大な公益上の必要が生じた場合には、契約期間中であっても、区が速やかに土地の返還を求められることができる『中途解約条項（公益解約特約）』を契約に設けること。」</p> <p>理由： 10年以上という長期間、土地の利用権が民間に固定化されることは、首都直下地震などが想定される千代田区において大きなリスクです。また、事業者が不適切な運営を行ったり、隠れ蓑として機能していたりする場合に、区が迅速に契約を解除し、土地を取り戻せる法的根拠（セーフティネット）をあらかじめ確保しておく必要があります。</p> | <p>定期借地権による貸付けについては、将来の行政需要に支障が生じないように、区による活用の予定が当面見込まれない場合に限った上で、公共性・公益性を前提に、事業内容や契約条件を慎重に検討する必要があると認識しています。「土地返還を求められることができる特約」については、災害時の対応や地域の安全確保の観点から重要な論点であり、今後策定する留保財産の利用方針の検討において参考とさせていただきます。</p> |
| | | 16 | <p>【★補足意見】 留保財産の選定基準について 該当箇所： 第2「留保財産の取扱いについて」の3「留保財産の選定基準」（素案3ページ）</p> <p>意見内容： 「3,000㎡以上」という基準を硬直的に運用せず、「将来の合築や隣接地取得により大規模化が見込める土地」や「希少性の高い1,000㎡～2,000㎡の土地」も柔軟に留保財産として認定できるよう、基準の弾力化を明記してください。</p> <p>理由： 都心において3,000㎡の基準は極めて高く、この基準により貴重な中規模地が「留保対象外」として安易に売却されたり、長期貸付に回されたりすることを防ぐためです。</p> <p>以上</p> | <p>留保財産の規模要件は共通の目安ですので、ご指摘のとおり、その他の個別の要因も考慮した上で、総合的に留保財産を選定します。</p> |

(別紙) 提出された意見と区の考え方

| 提出者番号 | 提出者区分 | 意見番号 | 意見内容 | 区の考え方 |
|-------|-------|------|---|--|
| 9 | 区内在住者 | 17 | <p>区の留保財産を、子育て世帯向けの住宅整備への活用して頂きたく思います。近年千代田区では不動産価格が暴騰し、新たな家族が増えても広い部屋へ引越しできず千代田区で子育て継続がとても困難な状況です。</p> <p>所得制限を設けず、広く子育て世帯を支援して頂けると大変ありがたいと思います。</p> <p>若年層夫婦は小さな家族が生まれる事で住宅を必要としているものの、ただでさえ貯金が少なく、千代田区から真っ先に出ていかなければならなくなるのはこの世帯です。これから長きに渡り区で暮らし、税金を納める世代はこの世帯ですし、彼らへの住宅支援は、長い目でみると千代田区への大きなりターンとして帰ってきます。今本当の意味で住宅を必要としている子供達のために、ご尽力頂きたく、何卒宜しくお願いいたします。</p> | ※ 意見番号1と同じ |
| 10 | 区内在住者 | 18 | <p>私は千代田区在住で、独身時代から区内に居住してきましたが、結婚・出産を経て家族構成が変化し、現在の住居が手狭となっています。しかし、区内、とくに都心部ではファミリー向け住宅の供給が極めて少なく、出産や子育てを機に区外へ転出せざるを得ない世帯が少なくありません。このような状況は、私自身の経験に限らず、周囲でも多く見受けられます。</p> <p>これは個人の事情ではなく、ライフステージの変化に対応できる住居が地域に存在しないという構造的な課題であり、地域の担い手や次世代を地域に定着させられない要因になっていると感じています。本素案では、留保財産について「将来の公共的ニーズを見据えた保有・活用」や「公益性・地域課題への対応」が示されていますが、その活用用途として、子育て世帯が区内に住み続けられるための住宅供給を、より明確に位置づけていただきたいと思います。</p> <p>特に、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持ち家か賃貸かを問わず選択可能である住宅 ・所得制限のみで一律に排除されない住宅 ・一定期間であっても居住継続が可能な住宅 <p>実際に安心して住めるファミリー向け住宅を、留保財産の定期借地等を活用して供給する仕組みは、公共性と将来の柔軟性の両面からも有効だと考えます。子育て世帯が地域に定着し、将来にわたって地域コミュニティを支えていくことは、区の持続可能性そのものです。</p> <p>留保財産の活用方針において、住宅、とりわけファミリー世帯の居住継続を支える視点を、活用検討時の判断基準や公益性評価の要素として、明確に反映していただくことを要望します。</p> | ※ 意見番号1と同じ |
| 11 | 利害関係者 | 19 | <p>「千代田区留保財産の保有・活用に関する基本方針（素案）」を拝見し、区有地の活用について、選定基準、利用方針等についてのルールを定めておく本案は、とても意義深いと思います。</p> <p>その上で、一点、気になりましたのは、本基本方針案が定める区留保財産が敷地のみを規定し、敷地上に上屋、既存建物が存在する場合に触れていないことです。</p> <p>敷地上に建物や庭園外構、樹木林、等が存在する場合は、それら付帯物も場合により、区留保財産として一体的に、利活用や扱い方針を検討する必要が生じとも有ると考えられます。</p> <p>少なくとも、ただし書き等を付け、区有地に付帯物がある場合は別紙等による旨を謳い、「既存建物等の区留保財産の保有・活用に関する基本方針」を別途定めておく必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>今回、この素案が適応されていくと予測される永田町小学校校地の様な場合も、敷地に付帯する関東大震災復興小学校校舎の集大成と言われる既存校舎の建築自体を、千代田区留保財産としてどう扱うかの価値評価を総体的に行うべきだと考えます。</p> | <p>本基本方針では、留保財産を将来の公共施設整備に必要となる一定規模以上の区有地を計画的に確保・管理する用地として位置付けています。敷地上に建物や外構等がある場合には、その価値や活用可能性を含めて総合的に検討する必要があると認識しており、いただいたご意見は今後の制度運用・留保財産の利用方針の検討において参考とさせていただきます。</p> |

(別紙) 提出された意見と区の考え方

| 提出者番号 | 提出者区分 | 意見番号 | 意見内容 | 区の考え方 |
|-------|-------|------|--|---|
| 12 | 区内在住者 | 20 | <p>「定期借地権を設定した貸付けの活用」について示された基本方針は、一見すると売却を行わず公共性を確保する制度のように見えますが、実質的には区有地を長期間にわたり民間利用に委ねるものであり、公共財の恒久的な劣化や喪失を招きかねない、極めて慎重な検討を要する制度であると考えます。</p> <p>事業用定期借地権は、原則10年以上という長期にわたり土地利用を固定化する仕組みです。その期間中、社会情勢や行政需要が大きく変化したとしても、区が土地利用について実効的な裁量を行使することは著しく制限されます。売却は行わないとされていますが、実態としては長期にわたる占有を認めるものであり、将来世代にとっての政策的選択肢を大きく狭める結果となりかねません。</p> <p>また、公共性・公益性を契約条件や用途制限によって確保するとされていますが、公共性の内容や評価は時代とともに変化するものであり、現在設定された条件が将来にわたり真に公共の利益を守り続ける保証はありません。むしろ、長期契約によって行政の統制力が弱まり、公共資産が段階的に民間論理に組み込まれていく危険性を内包しています。</p> <p>とりわけ、日本の政治・行政・文化の中核である千代田区において、このような制度設計が先例となることは、地方自治体の枠を超え、日本全体における公共資産管理の在り方に深刻な影響を及ぼしかねず、強い危機感を禁じ得ません。</p> <p>区有地は、現時代の行政が自由に処分・固定化できる資産ではなく、将来世代から預かっている公共財です。短期的な活性化や効率性を優先するのではなく、定期借地権による活用の是非そのものを含め、長期的な区民・国民利益の観点から、より慎重で透明性の高い制度設計へと抜本的に見直すことを強く求めます。</p> | <p>定期借地権による貸付けについては、将来の行政需要に支障が生じないように、区による活用の予定が当面見込まれない場合に限定した上で、公共性・公益性を前提として慎重に検討する必要があると認識しております。長期間にわたり土地利用が固定化され、結果として区有地の柔軟な活用が妨げられることのないよう、民法上の賃貸借を活用するなど、売却と同様の効果を及ぼさない貸付形態を基本方針に明記することで、将来の不確実な行政需要に対応可能な柔軟性を確保しつつ、公共性を損なわない適切な用地活用を図ってまいります。</p> |
| 13 | 区内在住者 | 21 | <ul style="list-style-type: none"> ・留保財産という区民共有の公共資産の利用方針を、最終的に「首脳会議での審議」によって決定する仕組みは、意思決定権を少数の執行部に過度に集中させるものであり、区民参加と民主的統制を著しく欠いている。 ・売却は行わないとしながら、事業用定期借地権（原則10年以上）によって土地利用を長期固定化することは、区有地を将来世代の行政需要から事実上切り離すものであり、公共財の実質的な喪失に他ならない。 ・将来の行政需要への対応力を維持するとしながら、10年以上にわたり民間利用を前提に土地を拘束する定期借地権は、その目的自体と論理的に矛盾している。 ・公共性を契約条件に委ねた長期定期借地は、行政の統制力を恒常的に弱める制度であり、万が一、千代田区という日本の中心でこれが前例化すれば、日本全体で公共資産が不可逆的に民間化されていく危険性がある。 <p>長年この区に暮らしてきた者として、区民の共有財産である「留保財産」の扱いにおける本仕組みには、強い不安と危惧を覚えます。定期借地権による活用の是非そのものを含め、制度を根本的に見直していただきたい。</p> | <p>留保財産の利用方針の策定にあたっては、行政需要や地域ニーズを踏まえて庁内会議体で慎重に判断していく仕組みを設けていますが、住民の意見を聞く機会を確保することは重要であり、留保財産の利用方針の策定にあたっては「千代田区参画・協働ガイドライン（平成26年4月）」に則った対応に努めてまいります。</p> <p>また、定期借地権による貸付けについては、将来の行政需要に支障が生じないように、区による活用の予定が当面見込まれない場合に限定し、公共性・公益性を前提として慎重に検討する必要があると認識しております。さらに、長期間にわたり土地利用が固定化され、結果として区有地の柔軟な活用が妨げられることのないよう、民法上の賃貸借を活用するなど、売却と同様の効果を及ぼさない貸付形態を基本方針に明記し、将来の不確実な行政需要に対応可能な柔軟性を確保しつつ、公共性を損なわない適切な用地活用を図ってまいります。</p> <p>また、制度運用にあたっては、透明性の確保と情報提供の充実に努めてまいります。</p> |

(別紙) 提出された意見と区の考え方

| 提出者番号 | 提出者区分 | 意見番号 | 意見内容 | 区の考え方 |
|-------|-------|------|--|--|
| 14 | 区内在住者 | 22 | <p>今回示された「留保財産」の制度について、この区で暮らし、同じ千代田区に住まう子どもや孫の成長を見守る立場として、強い不安を感じています。</p> <p>区有地は、私たち区民全体の共有財産であり、将来、子どもたちや孫たちが利用する大切な場所でもあります。しかし、本制度では、具体的な使い道が定まっていない土地であっても、「将来のため」という理由で行政が留保し、その後の活用方法を主に内部の会議で決定できる仕組みとなっています。区民から見て、その土地が何のために、いつまで使われないのか、また将来どのように扱われるのかが分かりにくく、安心して見守ることができません。</p> <p>また、留保財産の利用方針が、区議会や区民に対する十分な説明や意見交換を経ないまま決められてしまう点にも、大きな懸念を抱えています。区民の共有財産であるにもかかわらず、意思決定の過程に私たちの声が反映されにくい制度では、納得して委ねることはできません。</p> <p>さらに、民間活用の手法として用いられる「定期借地権」は、10年以上にわたり土地利用を固定するものです。「売却ではない」と説明されても、必要な時に区が自由に使えない状態が続くのであれば、将来、子どもたちのための学校や福祉施設、防災拠点として活用できなくなるのではないかと不安があります。</p> <p>公共性は契約条件で担保するとされていますが、社会状況や子どもたちを取り巻く環境は、今後大きく変化していくことが予想されます。現在結ばれる契約が、将来にわたって本当に区民全体の利益にかなうものかどうかについては、慎重な検討が必要だと考えます。</p> <p>区有地は、今を生きる私たちだけのものではなく、未来の世代から預かっている大切な財産です。目先の活用や効率を優先するのではなく、区民一人ひとりが十分に理解し、安心できる形で、留保財産の制度そのものを改めて見直していただくことを強く求めます。</p> | <p>留保財産は、将来の公共施設整備に必要となる一定規模以上の区有地を計画的に確保・管理する用地として位置付けられており、行政需要や地域ニーズを踏まえて留保財産の利用方針を検討するための枠組みとしています。利用方針の策定にあたっては、庁内会議体での審議を通じ、将来の行政需要との整合性や公共性を慎重に判断する仕組みを設けています。また、定期借地権による貸付けについては、将来の行政需要に支障が生じないように、区による活用の予定が当面見込まれない場合に限定し、公共性・公益性を前提として長期的な視点で慎重に検討する必要があると認識しております。</p> <p>「将来世代に対する説明責任」や「区民が理解し安心できる制度運用」の必要性については、引き続き透明性の確保と情報提供の充実に努めながら、制度の検討に活かしてまいります。</p> |
| 15 | 区内在住者 | 23 | <p>具体的な公共施設整備計画が存在しない段階で土地を「留保財産」と指定することについて、どの時点で、誰が、どのような基準で「もはや留保の必要がない」と判断するのか具体的に、区民に説明してください。施設の建て替えに必要となる用地のため、留保財産に永田町小学校の土地をあげるならば、永田町小学校校舎をそのまま建て替え施設の仮施設として使用することを検討し、区民に公開してください。その後、定期借地により、民間に貸すことはしないでください。あくまで、区の施設として多くの人が使える施設としてください。保育園や高齢者施設は、入居者しか使えません。同時に多くの人が使える、歴史資料館・公文書館施設として、校舎解体せず、そのまま使用お願い申し上げます。なぜならば、関東大震災後の復興期という歴史的背景を持つ建物自体が展示物となります。また、永田町区域に立地するため、日本の近現代史に関する資料館としての需要が見込めます。千代田区には区立の公文書館がなく、この歴史的な建物を活用することで、千代田区の歴史や行政資料を保存・公開する拠点としていただくのが、何より有効な活用方法なのではないでしょうか。</p> | <p>留保財産は、将来の公共施設整備に備えるため区が計画的に確保・管理する用地として位置付けられており、その選定や除外、利用方針の策定にあたっては、公共性・公益性を前提に、行政需要や地域ニーズ、地域の将来像を踏まえて、庁内会議体で慎重に判断する仕組みを設けています。</p> <p>また、定期借地権による貸付けについては、将来の行政需要に支障が生じないように慎重に判断してまいります。</p> <p>なお、用地の活用用途に関するご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p> |

（別紙）提出された意見と区の考え方

| 提出者番号 | 提出者区分 | 意見番号 | 意見内容 | 区の考え方 |
|-------|-------|------|---|---|
| 16 | 区内在住者 | 24 | <p>素案の第4に記載されている、定期借地権に関する条項に、不安を覚えます。</p> <p>区の財産であるにもかかわらず、長期間にわたって区の管理が及ばない状況を作ってしまうのは、宜しくないかと存じます。</p> <p>この度の旧永田町小学校の校舎解体を巡る、区行政の不透明かつ強引な議論の進め方を見てみると、定期借地権契約の相手方の選定や相手方の事業の「公共性」の審査が、きちんと吟味して行われるか、不安で仕方がありません。</p> | <p>定期借地権による貸付けについては、将来の行政需要に支障が生じないよう、公共性・公益性を前提として慎重に検討する必要があると認識しており、貸付先の選定や事業内容については、適切な審査を行うこととしています。また、長期間にわたり区の管理が及ばない状況とならないよう、将来の行政需要に対応可能な柔軟性を確保できるよう、契約内容や条件設定において十分な配慮を行ってまいります。</p> |
| 17 | 利害関係者 | 25 | <p>公的配で廃校にした小学校の跡地と建物は、教育財産であり、これからも教育のために、使用するべきです。現在未利用、低利用なのは、行政があえて利用せず、留保財産という新しい定義にあてはめるためにしていることです。</p> <p>特に、今後も有効利用可能な永田町小学校の校舎を、目的もなく解体するのは、暴挙です。</p> <p>歴史的にも重要な文化財としての価値をもう一度見直して、是非解体せず利用していただきたいです。</p> | <p>留保財産は、将来の公共施設整備に必要となる一定規模以上の区有地を計画的に確保・管理することを目的としており、具体的な利活用については、行政需要や地域ニーズを踏まえ、庁内会議体で慎重に判断する仕組みを設けています。用地の活用用途に関するご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p> |

旧永田町小学校関係資料の取扱いに対する意見照会の結果概要について

1 概要

旧永田町小学校校舎の解体にあたって当該施設の記録や資料の取扱いについて、今後の対応の参考とするため、意見照会を実施した。

当該照会により寄せられた区民等からの意見は以下のとおりである。

2 意見照会の結果概要

| | |
|----------------|--|
| (1) 照会期間 ※ | 令和 7 年 10 月 20 日 (月) ~ 12 月 19 日 (金) |
| (2) 照会方法 | 直接持参、郵送、ファクス、電子メール、 区ホームページ (Microsoft Forms) |
| (3) 周知方法 | 広報千代田 10 月 20 日号掲載、区ホームページ、 施設経営課、区政情報コーナー、各出張所 |
| (4) 意見提出者数 | 107 人 |
| (5) 意見数 (延べ件数) | 107 件 |
| (6) 提出された意見 | 別紙のとおり |

※ より丁寧に意見を募るため、意見の照会期間を「11 月 19 日 (水) まで」から「12 月 19 日 (金) まで」に延長。

3 意見照会を踏まえた区の対応方針

(1) 写真・資料等のデジタルアーカイブ化と活用の検討

校舎、学校の歴史、地域活動の記録等に関する写真や資料、校舎の部材について、学識経験者等の意見を踏まえ、デジタルアーカイブ化の実施可否を検討する。また、デジタル化した資料については、学校・地域の歴史継承や展示、情報発信等に活用できるように整理及び活用方法の検討を進める。

(2) 校舎解体前の「校舎公開」の検討

校舎については耐震不足が課題であり、安全面の確保が最優先となることから、地域住民や卒業生等への配慮として公開の必要性を踏まえつつ、実施の可否について慎重に検討する。

(3) 記念品・寄贈品の返却の検討

校舎内に残されている記念品や寄贈品等について、現況を確認し、それぞれの性質を踏まえた上で返却の要否や保存方針を検討する。

| 提出者番号 | 提出者の区分 | | | | | | 主要な意見のカテゴリ | | | | | | 意見の内容 |
|-------|--------|-------|------|------------------|-----------------|---|------------|--------|-------------|------|-----------|-----|---|
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | |
| | 区内在住者 | 区内在勤者 | 区内法人 | 卒業(園)永田町小学校・幼稚園の | 関係者(卒業(園)幼稚園以外) | その他 | 記念品・寄贈品の返却 | 校舎内部公開 | 作品や資料の保存・活用 | 跡地活用 | 解体反対・校舎保存 | その他 | |
| | | | | | | 永田町小学校との関係 | | | | | | | |
| 1 | | | | ○ | | 永田町小学校の卒業生 | ○ | | | | | | ワタシの母がドイツから持ち帰ったものを寄贈したものを回収したいです。記念品など飾ってあるところに飾られてると思うのですが。確認したいです！ |
| 2 | | | | ○ | | 永田町小学校の卒業生 | | ○ | ○ | | | | 解体の前に内部を公開して欲しいです。卒業生は多いので複数日を希望します。また廃校時から内部に置かれている卒業記念作品の取り出し・保存をお願いします。 |
| 3 | ○ | | | ○ | | 永田町小学校の卒業生 | | | ○ | | | | 永田町小学校で使っていた物を残す。 例えば、新しい建物の玄関を入ったところを小学校と同じ内装にする。 下駄箱や休憩場所や支障のない場所で使う机と椅子を小学校の物を再利用する。 新しい建物に小学校の教室や特別教室の内装の部屋がある。 卒業制作や小学校に関する物が置いてある思い出部屋のような部屋を作って、自由に入出りできるようにする。 AIを使って小学校を完全再現して、パソコンやVR機器で見られてグーグルマップのように歩いて見ることができる。 |
| 4 | | | | ○ | | 永田町小学校の卒業生 | | | | | ○ | | 母校が解体され無くなってしまうのは、とてもとても悲しいです。永田町小学校は自分の原点でもあり、いま心の拠り所であり、ふと立ち帰りたい場所でもあります。このまま校舎を活用する方法はないのでしょうか。。どうか再考いただきたいです。 |
| 5 | ○ | ○ | ○ | | | | | | | ○ | | | 区民が年齢問わず立ち寄れる施設にしてほしい。特に子供たちや若い世代のためにはスポーツ関連、学習スペースとして。今ある千代田区スポーツセンターがより立ち寄りやすくなったイメージです。 スポーツセンターもかなり老朽化が進んでいるので新しいスポーツ施設が必要だと思います。最近 他の区と比べると千代田区としてはもう少し良い建物、良い施設にできないかと残念に思います。例えば墨田区の総合体育館などが理想ではないかと思う。 また 永田町は以前に比べてここ数年で家族世帯も増えていると思いますが、生活の拠点となりような区の施設が少ないエリアです。永田町を単に政治の街だけにするのではなく区民が活動できる拠点を永田町にも増やして欲しいです。 |
| 6 | | | | ○ | | 永田町小学校の卒業生 | ○ | ○ | | | | | お願いしたいこと ◎解体前に中に入れる機会を作って欲しい ◎卒業制作など中に残っているものを引き取らせて欲しい ◎学校を開放していただける際は1日ではなく一定期間設けて欲しい 遠方のためすぐに駆けつけられないので ◎最後の1日にはお別れイベントを開催して欲しい 以上よろしくお祈りします |
| 7 | ○ | | | | ○ | 小学校■年の時に永田町小学校が廃校になりました。先生も友達もとてもよかったです。転校した先の小学校ではなじみませんでした。永田町小学校のままだが良かったな。と考えていたのを覚えています。 | | | | | ○ | | 現在、千代田区内の小学校は不足している状態にあります。新たな活用方法が「新しい小学校の建設」であればともかく、目的も決まらないのに現在の建物を性急に解体するのは反対です。できれば昭和の名建築の一つとして有形文化財として保護していただきたい。 そして保護するだけでなく、これまでに麹町中学校など他の学校の建て替え時などに臨時校舎として使用された実績も踏まえて、必要な改修や補強等を行い、再び小学校として活用することを検討してもらいたいと思います。 |
| 8 | | | | | ○ | | | | | ○ | | | 教育資料、特に学校建築に興味を示しております。 解体予定の校舎に、歴史ある鉄筋コンクリート校舎が含まれるということで、是非とも見学する機会をいただきたく思います。 近隣の例としては、台東区では坂本小学校や下谷小学校など、やむなく解体となった校舎を見学できる機会がありました。永田町小学校も同様に、一般に見学できるよう取り計らっていただきたく、よろしくお祈りします。 |
| 9 | ○ | | | ○ | | 永田町小学校の卒業生 | | | ○ | | | | 毎日通った思い出の校舎がなくなるといのは大変残念。でもあの場所は卒業生だけのものではなく住民全員のものだと考えると、全住民のためになる活用はやむを得ないし、そうしたほうがいいとも思う。その分、校舎にある写真や資料は大切に保存してもらいたい。例えばホームページなどに載せていつでも誰でも見られるようにするとか、デジタル化をして公開するとか、校舎の中の写真を展示するとか、当時最高水準の学校があったことを後世に残してほしい。 |

| 提出者番号 | 提出者の区分 | | | | | | 主要な意見のカテゴリ | | | | | | 意見の内容 | |
|-------|--------|-------|------|------------------|-----------------|-----|------------|--------|-------------|------|-----------|-----|---------------------------|--|
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | | |
| | 区内在住者 | 区内在勤者 | 区内法人 | 卒業(園)永田町小学校・幼稚園の | 関係者(卒業(園)幼稚園以外) | その他 | 記念品・寄贈品の返却 | 校舎内部公開 | 作品や資料の保存・活用 | 跡地活用 | 解体反対・校舎保存 | その他 | | |
| | | | | ○ | | | | ○ | | | | | 永田町小学校との関係 | 意見の内容 |
| 10 | | | | ○ | | | | ○ | | | | | 永田町小学校の卒業生 | <p>前略 私は、昭和■年に永田町小学校を卒業した■回生です。10月23日の朝日新聞・朝刊で、永田町小学校の校舎の解体が決まったとの事です。永田町小学校への思いは深く、東京生まれの私にとって懐かしい「故郷」そのものです。父が、旧駐日ドイツ大使館に勤務していたため館舎から永田町小学校まで5分位の距離でしたので、兄と妹もお世話になりました。閉校後、創立100周年の行事にも参加させて戴きました。余談ですがその兄も■年前に■大学の名誉教授の俣、死去しました。永田町小の思い出としては、シューベルトの「魔王」のレコードで聞いた音楽室と真篠先生、等身大の人骨模型が展示され、気味が悪かった理科室の前、粘土で茶碗を焼いた図工室と佃先生、真冬に、イチヨウの葉を煎じたためるま湯で手を浸して「しもやけ」の治療をしたり、毎日「肝油」を戴いた衛生室と古谷寿美子先生。数えあげればキリがありません。そこでお願い致したいのは校舎を解体する前に出来るだけ早い日に、「お別れ会」のような場を校舎の中で開いて戴けないでしょうか。卒業生も50歳を過ぎた方ばかりかと思しますので、早急にご検討戴きますよう伏してお願い申し上げます。</p> |
| 11 | ○ | | | | ○ | | | | | | ○ | | 建築関係団体等 | <p>日本の建築界を支えた重鎮で、東大内田総長の師でもある(と都市計画家の先駆け高山英華先生がおっしゃっていた)建築構造家かつ教育者「佐野利器」はじめ、教育に携わる偉大な先人の諸先輩方が、それぞれの立場から理想像を思い描いて、喧嘩しながら全力でつくりあげた貴重な建築と思います。</p> <p>公共の教育機関として世界にアピールする場等、これまで日本政府がICA等の活動で長年支援してきた新興国の国々と先進国が、協力力を発揮する力を生み出す本拠地がこの場になれば！素晴らしいと、今まさに宝になりうるのではないのでしょうか。世界中、唯一無二の場になります。</p> |
| 12 | | | | ○ | | | | | | | ○ | | 永田町小学校・幼稚園の卒業生 | <p>永田町小学校・幼稚園は、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 貴重な価値のある建築物であり、関東大震災後に東京市が建設した復興小学校・改築小学校の集大成になる校舎で千代田区の重要な文化財です。千代田遺産にも挙げられています。 2 現校舎は88年の歴史ですが創立は1908年で百年を超えて117年(2025年時点)の長きに渡り多くの人材を育てて来ました。斯うした貴重な歴史を景観という形で保存して後世の石柱・礎にしようとする取り組みは、京都市等日本各地にあるだけでなく、世界各地に見られます。無傷で残る文化財を、後世にリレーし渡すべきだと思います。 3 廃校になるまでは、多くの海外要人・著名人が訪問して、我が国の理解や国としての情報発信に役立って参りました。アメリカ始め各国大統領・夫人、芸能人マイケルジャクソンなど、国際交流の大切なシーンの舞台を消し去りCO2に変えて排出することに意味があるとは思えないと感じます。 4 今は解体と保存活用のメリットデメリットをきちんと判断するために、ヒアリング・調査・必要な検査等の予算を立てて、千代田区として間違いの無い判断を可能とするように進めて戴くよう、心からお願い致します。 |
| 13 | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | ○ | | | <p>私たちの通ったところの小学校は、壊されたり、そのあとの土地は売られたり、みな無くなってしまいました。どれも、震災を生き延びた貴重な建物であり、先輩たちから相続した大事な財産でした。奇蹟的に残ったのですから、永田町小学校は、壊さず改修して利用してもらいたいです。街並みの維持継承は、先進国の証しです。ヨーロッパ見てください。スクラップアンドビルドは途上国の発想です。北京や上海みたいにしてもらいたくないです。個人的意見ですが、ご検討いただきたくお願いします。</p> |
| 14 | | | | | | ○ | | | | | ○ | | 建築関係団体等 | <p>関東大地震による被災ごに作られた小学校の、なかでも数少い小学校建築でもあり色々な歴史を刻み出された、建物であるので、何かしら活用ができれば、よいのでわ</p> |
| 15 | | | | | | ○ | ○ | | | | | | 通りすがりに永田町小学校の建築に感銘を受けた者です | <p>解体前にぜひ見学会を催していただきたいと考えています。また、特徴的な部材(タイルなど)は、本校に思い入れのある皆さんに配布してはいかがでしょうか。手間ひまもかかると思ひますし、有償でもよいと思ひます。</p> |
| 16 | | | | | | ○ | | | | | ○ | | 建築関係団体等 | <p>あんなにかわいい小学校なのに、日本の中央に位置して、かつての日本人が子供に託した思いがどれほどかと思ひます。いまさらあの辺りを開発して商業施設を増やしたところで、人口が減っていく中このあと、小学校の建物の長さ分繁栄できると思ひません。小学校の階段はユニバーサル建物に合致するので、再生利用活用の幅が商業施設より広いので、もっと考えるべきと思ひます。なんなら政治家のホスピスにしてはどうかとおもふほどです。</p> |

| 提出者番号 | 提出者の区分 | | | | | | 主要な意見のカテゴリ | | | | | | 意見の内容 |
|-------|--------|-------|------|------------------|-----------------|-----|------------|--------|-------------|------|-----------|-----|--|
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | |
| | 区内在住者 | 区内在勤者 | 区内法人 | 卒業(園)永田町小学校・幼稚園の | 関係者(卒業(園)幼稚園以外) | その他 | 記念品・寄贈品の返却 | 校舎内部公開 | 作品や資料の保存・活用 | 跡地活用 | 解体反対・校舎保存 | その他 | |
| 17 | ○ | | | | | | | | | | | ○ | <p>区は「旧永田町小学校の解体」を前提に「旧永田町小学校関係資料の取扱い」についての意見を求めているようですが、以下の点が欠けているように見受けられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区は令和2年3月に「千代田区景観まちづくり計画」を制定し、その第2章 景観まちづくりの目標では目標1として「江戸からひきつがれたまちの歴史的構造を活かす」、細目として「多様な景観資源を活かす」と謳っています。 他方で、公開されている「区有地等活用検討会」や区長も出席している「首脳会議」の議事録には前述の計画との整合性に触れた箇所は見受けられません。 ・区が計画との整合性チェック事前に行ったのかは不明ですが、仮に行っているなら議事録の公表を、仮に行っていないなら当然行うべきと考えます。 |
| 18 | ○ | | | | | | | | | | | ○ | <p>欧州の古都が歴史的建造物を維持・保存し、街の美観を整えていることに感心している者です。歴史が浅い東京も残すべき建物が多々あると思います。旧永田町小学校は堅固かつ価値のある建物で耐震補強により再使用が可能な建物と理解しております。是非、叡智を集め建物の保存、再活用の道を探って頂きたいと存じます。</p> |
| 19 | ○ | | | | | | | | | | | ○ | <p>永田町小学校解体に反対します。 耐震補強しての保存を望みます。</p> <p>理由は 1)戦前の貴重なコンクリート建設の建物。 2)一部耐震補強すればまだ十分に使える建物である 3)物価高で建築費が高騰している中、次の使い道もはっきり決まっていなのに、壊して更地しておくのは勿体ない。</p> <p>耐震補強して、使いながら、もしより良い活用方法が決まったなら、その時に初めて解体の議論をするべきだと思います。</p> |
| 20 | | | | ○ | | | | | | | | ○ | <p>小学校■年生まで永田町小学校に通学しておりました。子供にはあまりわからない事情(統廃合)で学校を移ることになりました。■年ではありましたが、趣きのある校舎に愛着がありましたし、大人になり、自分の小学校を振り返る中で文化財的な価値があることにも納得はしました。 壊すことは簡単ですが、同じような価値のある物を生み出すことは難しいです。残す余地があるのであれば再検討よろしくをお願いします。</p> |
| 21 | | | | | | | | | | | | ○ | <p>旧永田町小学校の建物存続を望みます。 理由は、以下の3点です。 ①千代田区は校舎の価値の検討をせず「価値がない」と断定した根拠が「文化財に指定されていないから」のみであること。 ②「危険」と断定した根拠が平成10年に千代田区が委託した耐震診断の結果であり、この診断書は鉄筋の状態まで調査した精密診断だが、コンクリート強度など全てにおいてA判定で、一部弱い箇所は耐震補強を勧められていること。 ③建築費の高騰で、再開発が中止になっている社会情勢を考えると、既存建物を活用する道を選択することが得策であると考えられること。 以上です。 一例ではありますが、世田谷区での廃校利用では、存続させることで他では叶わない出店、出展が実現し、結果、地域交流、地域活性を生み出しているのを見るにつけ、歴史ある永田町小学校校舎を解体させるのは大いなる損失と思わざるを得ないと考えます。 再考されることを強く望む次第でございます。</p> |
| 22 | | | | ○ | | | | | | | | ○ | <p>永田町幼稚園と永田町小学校の卒業生です。永田町小学校を卒業したという事をとても誇りに思っています。今でも校舎内の造りは覚えていますし人生の中で一番思い出深い8年間でした。閉校してしまった時は残念でしたが校舎はずっと残っていたのでたまに想い出に浸りに見に行っていました。 歴史がある校舎なのでどうか解体しないで今の姿を残したまま区の施設として残してほしいです。 岸田元首相を始め議員関係の卒業生もたくさんいらっしゃるし、実業家の方々もたくさんいらっしゃると思います。その方々からも寄付を募り(人任せですが…)耐震対策をし維持してください。 新しい区の施設として活用されたら入場料を払ってでも良いので今は区外の私も出来れば中に入りたいです。 どうか宜しくお願い致します。</p> |

(別紙) 提出された意見

| 提出者番号 | 提出者の区分 | | | | | | 主要な意見のカテゴリ | | | | | | 意見の内容 | |
|-------|--------|-------|------|------------------|-----------------|-----|--|--------|-------------|------|-----------|-----|---|---|
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | | |
| | 区内在住者 | 区内在勤者 | 区内法人 | 卒業(園)永田町小学校・幼稚園の | 関係者(卒業(園)幼稚園以外) | その他 | 記念品・寄贈品の返却 | 校舎内部公開 | 作品や資料の保存・活用 | 跡地活用 | 解体反対・校舎保存 | その他 | | |
| | | | | | | | 永田町小学校との関係 | | | | | | | |
| 23 | | ○ | | | | ○ | | | | | ○ | | 日本の中心地の土地を放置するのは民間ではありえないでしょう。こんなことから行政は無駄遣いばかりだと言われる。会計検査院は指導しないのだろうか。使えない建物を何十年も税金使ってただ管理するだけで、年に百万だとしても10年間で1千万もの税金を無駄にすることになる。普通感覚で考えてもらいたい。物価高で苦しんでいる庶民の生活をもっと考えてほしい。今さら議論なんていつまで無駄遣いを続けるつもりか。一刻も早く対処すべき。 | |
| 24 | ○ | | | | | | | ○ | ○ | ○ | | | 知人から学校を解体すると聞きました。知人は解体することが良いか悪いか分からないと言っていました。私は区役所が言っている、住民全体の財産を住民のために活用したいという考えは普通のことだと思います。千代田区は土地が少ない値段も高くても少しも無駄にできないというの分かります。子供達が遊ぶ場所も無く、私達のような高齢者もどんどん増えています。できれば広場と高齢者住宅を作ってほしいと思います。学校の資料は資料室に保管されているとのことなので、定期的には日比谷図書館で展示をして公開すればいいと思います。壊す前に見学会をしていいのではないのでしょうか。 | |
| 25 | | | ○ | | | | | | | | ○ | | 1. 約30年前、人口減少が続いていた千代田区では「公共施設適正再配置構想(と記憶している。以下”公適配”)」という考え方の下に、区内小学校の統廃合が行われたが、その後人口は増加に転じ、今では一部の小学校では教室が不足して図書室までもが教室に転用されたり、区役所出張所の一部を使用していたり、という状況とのこと。そのような状況なら、旧永田町小学校の建物を解体するのではなく、必要なら耐震補強などを行った上で、有効活用することを検討すべきではないか。 2. それに、旧永田町小学校の建物は文化的価値があるのではないか。公適配のことを思うと、千代田区の行政に長期的視点はやや不足しているのではないかと懸念を抱く。 | |
| 26 | | | | ○ | | | | | | | ○ | | 永田町小学校には、世界中からたくさんの方々が来校しております。その方々から頂いたプレゼンやその時の様子の写真などは現在どこにあるのでしょうか？私が在学中にはマイケルジャクソンさんが見えてみんなで記念撮影、サインも頂いた記憶があります。また青年海外協力隊のメンバーとしてホンデュラスに派遣され現地で亡くなられた小林先生に関連するコーナーは平和とは日々の大切さをするきっかけになりました。国際親善をとて盛んな学校だったのでそのような資料がたくさん保管されていたと思います。国際親善ルーム？という教室があったとおもいます。現代本当に、永田町小学校があったとき以上に国際色豊かになっています。それらの資料をみなさまに公開することでもっと世のためにならないでしょうか？ | |
| 27 | | | | | | ○ | 建築関係団体等 | | | | | | ○ | 私はヘリテージマネージャー養成講座にて永田町小学校の実測実習に参加した建築士です。実習に際しては、当時の斬新で高性能な設備、随所に特徴的な意匠も見られ、オリジナルの金物が残っていたりと、都心部に残されている貴重な遺構だと感じました。また、養成講座では小学校の実測のみならず、受講者それぞれが小学校の再利用計画を検討し発表を行い、そこでは建築士による様々な案が提出されました。このたび区が解体を決められたことは大変遺憾です。震災復興期に千代田区に建設された、すぐれた小学校の遺構として、耐震補強を行い、活用プログラムに見合った改修のうえ保存活用することが、現代における地域資産の継承方法として望ましいと考えます。小学校の建物は規則的な柱割と十分な階高があり再利用の自由度は高く、また運動場を建物用地として活用することも可能であり、再利用の選択肢の幅は広いと考えられます。昨今は既存建物の運用を含めた事業者によるコンペを催し実現した自治体もあります(伊賀市にぎわい忍者回廊整備PFI事業、市は事業者へのサウンディング調査をふまえ事業募集を行ない事業者を決定。新築と改修のふたつの事業がセットとされたのが特徴。)。後世にすぐれた建物を継承するために、ぜひ再検討をお願いいたします。 |
| 28 | ○ | | | ○ | | | | | | | ○ | | 安全面の懸念や、維持費の増加といった問題点も理解できますが、活用方法の具体的なプランのないまま解体ありきという方針には賛同いたしかねます。区内の国立劇場の建替も難航しており、関係資料の保全には慎重に取組んでいただくことを希望いたします。 | |
| 29 | ○ | | | ○ | | | 永田町幼稚園の卒園生で、弟は永田町小学校が麹町と統合されるまで在籍していました。 | | | | | | ○ | そもそも建て替えを決められたということですが、番町小学校の建て替え時の仮校舎は決まっているのでしょうか？永田町幼稚園で学び、千代田区にずっと暮らして現在3人の子供を10年以上番町小に通わせている(一人は卒業)親として、現在の古い番町小は大丈夫ですが、麹町小や九段小などは生徒数が増えすぎて教室が足りなくなっているのは千代田区としても把握されていると思います。少子高齢化・人口減少社会がよく言われますが、東京都や千代田区においてはまだまだ人口は増え続けることはご存知のはずです。小学校が足りなくなるとい状況がまだまだ続くと思えた方がよい(番町小も建て替えられたら九段や麹町のように人気が出るのでは?)と思われれますが、そうした流れに対応する策はしっかりと練られているのでしょうか？永田町小学校は新聞記事で見ましたが、「震災復興小学校」として大変貴重な建造物であるとのこと。このような校舎を保存して活用する方策を全く考えることなく、壊してしまうのは反対です。また、建築費が驚くほど高騰している中、既存の建物で活用できる場所を活用していかないと、お金がいくらあっても足りなくなってしまうと思います。 |

| 提出者番号 | 提出者の区分 | | | | | | 主要な意見のカテゴリ | | | | | | 意見の内容 |
|-------|--------|-------|------|------------------|-------------------|-----|------------|--------|-------------|------|-----------|-----|------------|
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | |
| | 区内在住者 | 区内在勤者 | 区内法人 | 卒業(園)永田町小学校・幼稚園の | 関係者(卒業(園)幼稚園の生以外) | その他 | 記念品・寄贈品の返却 | 校舎内部公開 | 作品や資料の保存・活用 | 跡地活用 | 解体反対・校舎保存 | その他 | |
| | | | | | | | | | | | | | 永田町小学校との関係 |
| 30 | ○ | ○ | | ○ | | | | | | | ○ | | 第85回 卒業生 |
| 31 | ○ | | | ○ | | | | | | | ○ | | 永田町幼稚園の卒業生 |
| 32 | ○ | ○ | | | | | | | | | ○ | | |

| 提出者番号 | 提出者の区分 | | | | | | 主要な意見のカテゴリ | | | | | | 意見の内容 |
|-------|--------|-------|------|------------------|-----------------|-----|------------|--------|-------------|------|-----------|-----|--|
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | |
| | 区内在住者 | 区内在勤者 | 区内法人 | 卒業(園)永田町小学校・幼稚園の | 関係者(卒業(園)幼稚園以外) | その他 | 記念品・寄贈品の返却 | 校舎内部公開 | 作品や資料の保存・活用 | 跡地活用 | 解体反対・校舎保存 | その他 | |
| | | | | | | | | | | | | | 永田町小学校との関係 |
| 33 | ○ | | | | | | | | | | ○ | | 永田小学校は千代田区民にとって大切な財産。むやみに建物を取り壊すことなく、復興小学校として建物を保存していただきたい。次の計画が明らかになっていないのに解体する必要はない。現存の建物を有効利用することを望む。 |
| 34 | | | | | | ○ | | | | | | ○ | 戦前から東京に遺る学校建築はそれ自体に文化的価値があり、再生・活用法によっては唯一無二な利用価値を生む貴重な観光資源でもある。解体ありきの結論を急ぐのではなく、全方位的に何が最善かを探っていただきたい |
| 35 | | | ○ | | | | | | | | | ○ | この意見募集は解体が前提ですが、当校舎の歴史的文化的価値を鑑みると、「解体」の前に区民や建築家、教育界の意見を聞く必要があると思います。解体後の利用も決まっていなくて、解体を急ぐ理由はありません。時間をかけて検討すべきです。耐震補強を行なって、文化的な施設に整備、保存出来ればベストだと考えます。 |
| 36 | ○ | | | | | | | | | | | ○ | 千代田区内に現存する復興小学校は、永田小学校のみとなりました。この校舎は、歴史的・文化的・建築史的観点からも極めて高い価値を有しており、地域の記憶とアイデンティティを象徴する貴重な建築物です。 しかしながら、行政の一存によってこの建物を解体する計画が進められていることは、極めて遺憾であり、区民の理解と合意を欠いた暴挙といえます。日比谷のステップ広場の無料賃貸に関する議会での議論においても、こうした行政手法の問題点が指摘されております。 現在、全国的に再開発からリノベーションによるまちづくりへと舵を切る流れが主流となっており、歴史的建築物の保存・活用は地域の魅力向上と持続可能な都市形成に寄与する重要な手段です。永田小学校校舎も、地域資源として再評価し、保存・活用する道を模索すべきです。 |
| 37 | ○ | | | | | ○ | | ○ | | | ○ | | 1) 復興・改築小学校等の研究者(帝都復興事業の研究) 2) 麹町小・番町小・永田町小の進学先たる麹町中学校の卒業生。日比谷高等学校の卒業生。 3) 上記を蔑ろにすれば、千代田区行政に対して、広範に、強い批判が殺到する懸念は小さいものとは言えず、軽率な行為は努められたい。むしろ、千代田区の先進的な学校教育史の記念館・記録館・一括記録(各項所存の体系的な複写の保存を含む)の確信とすべきであると考察する。もはや、つまらぬ、目先の利益をのみ追う再開発のありようを、区行政が率先・支援するが如きは望まじからず、区政百年の展望を以てことに当たられることを切望する。 |
| 38 | | | | ○ | | | | | | | | ○ | 復興小学校の貴重な事例と伺っています。今後増えていく文化財相当のRC建造物として、丁寧な記録保存および情報公開を望みます。 |
| 39 | | | | | | ○ | | | | | | ○ | 旧永田町小学校校舎は、関東大震災後に復興、改築された140近い小学校群の掉尾を飾る集大成とも言える小学校校舎です。当時の最新の知見が活かされ、実現された数少ない現存校舎のひとつとしてとても貴重な存在であり、文化財としての価値を有する重要な建物です。今後の土地の用途未定のまま、拙速に解体してしまうことなく、少なくとも将来の土地利用の方法が決まるまで、現状の校舎校庭の暫定利用方法を公募する(恒久利用も含め)など、保存活用をご検討ください。都心部にある特別な立地から見ても、世界に発信できる貴重な「建物再生」の事例となる可能性を有しています。まずは、旧永田町小学校校舎校庭の建築、都市計画的な資料の整備(各種資料の収集整理、実測調査など)を進めていただきますようお願いいたします。 |
| 40 | | | | | | ○ | | | | | | ○ | 関東大震災後の117校が建設された復興小学校の流れを汲み、当時の海外雑誌にも紹介されたインターナショナルスタイルの先進的な学校建築である。地域の方々からの多くの寄付も寄せられ建設されたもので、給食配膳用ダムウエーター、屋内操場の上階には映写室も備えた講堂、公立小学校では初の床暖房、なども兼ね備えている。外観は抑制されたデザインながら、わかりやすい平面計で使い勝手もよく、機能的、安全性、柔軟性、経済性なども兼ね備えている。モダンな建築でありながら、無機質にならないよう細かなデザインも随所に見られ、登録有形文化財登録基準を十分に満たしている。わずかな耐震補強を行うことで、セキュリティに配慮しつつ、多くの利用者が期待できる有機的な複合施設として有効活用が可能である。千代田区全体の公共施設グランドデザインを検討するに際しても、建設コストやその後の施設集約による長期的な維持管理コストの低減も期待できる。 |

| 提出者番号 | 提出者の区分 | | | | | | 主要な意見のカテゴリ | | | | | | 意見の内容 |
|-------|--------|-------|------|------------------|----------------|------------|-------------|--------|-------------|------|-----------|-----|---|
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | |
| | 区内在住者 | 区内在勤者 | 区内法人 | 卒業(園)永田町小学校・幼稚園の | 関係者(卒業校・幼稚園以外) | その他 | 記念品・寄贈品の返却 | 校舎内部公開 | 作品や資料の保存・活用 | 跡地活用 | 解体反対・校舎保存 | その他 | |
| | | | | | | 永田町小学校との関係 | | | | | | | |
| 41 | ○ | | | | | ○ | 建築関係団体等 | | | | | ○ | 関東大震災後に復興小学校として建てられ、東京大空襲では卒業生達の力で延焼を免れた。今も近隣の住む卒業生は関心がある。このような人々の気持ちを大事にしてまちづくりを行うべきだと思います。 |
| 42 | | | | | | ○ | 建築関係団体等 | | | | | ○ | 復興小学校として、貴重な歴史的資料であると思うと、次の使用が決まっていなければ解体すべきではないと思う |
| 43 | | | | | | ○ | | | | ○ | | ○ | 関係資料は丁寧に整理して保存すべきです。貴重な建築による歴史ある小学校です。是非遺してください。東京都ばかりでなく国の財産の一つです。非、【※原文まま】 |
| 44 | | | | | | ○ | 建築関係団体等 | | | | | ○ | 永田町小学校が建てられた時代を考えると、建物の頑丈さはもちろんの事、高い天井、明るい教室、体育館の他に講堂、床暖房設備や屋上での日光浴考慮など、その当時考えられるすべての先進的技術や配慮がなされている。現代において子供の義務教育の場をこれほど尊重している学校はない。戦前の社会が子供の教育にかけた期待を体現した場所として、性能を向上させたうえで使い続けて残してゆくべきだと考える。 |
| 45 | ○ | | | | | | | | | ○ | | | 永田小を文化財にして保管すると聞きました。私の周りにあれを残したいという人は誰もいません。当時在校した人ももういません。早く永田町らしい立派な施設を作ってください。無駄なことをしないよう希望します。 |
| 46 | ○ | | | | | | | | | ○ | | | 神田の学校はだいぶ前に壊されています。麹町の学校ばかりを大切にするのはなぜでしょうか。廃校になってもう何年も経つ建物をいつまで残しておくつもりでしょうか。 |
| 47 | ○ | ○ | ○ | | | | 同じ千代田区の区民です | | | | | ○ | せつかくのいい文化なので九段下高校の夜中たちで存続してほしいと思います |
| 48 | ○ | | | | | | | | | ○ | | | 小学校が番町でしたので、近くの小学校としてうかがうことがおこった歴史的建築物の校舎がなくなることは寂しいですが、千代田区の皆さんが癒される場所、共有できる施設などができるとをのぞみます。 |
| 49 | ○ | | | | | | | | | ○ | | | 麹町地区文化保存として山車、神輿蔵を建ててほしい その他にパラリンピック種目のボッチャ モルック競技場など |
| 50 | | | | ○ | | | 永田町小学校の卒業生 | | | ○ | | | 小中学生の教育のための場所にしたいと思っています 一部米や野菜収穫できるスペースがあるランド図書館や児童館的な高齢者の憩も共存しても良い |
| 51 | | | | ○ | | | 永田町小学校の卒業生 | | | ○ | | | 災害時の一次避難場所にもなる施設か、公園がいいかと思います |
| 52 | | | | ○ | | | 永田町小学校の卒業生 | | | | | ○ | 校舎をそのまま利用する策を考えましょう |
| 53 | ○ | | | | | | | | | ○ | ○ | | 永田町小学校は、子どもたちが自ら学び、育てきた大切な場所だと思います。その思い出を大切にしながら、千代田区より多くの子どもの学びと成長に役立つ活用こそ、未来への一番の贈りものになるのではないのでしょうか。 例えば、子ども向けの図書館や自習室などの学習スペース、カフェ、演劇や音楽ができる大ホール、球技や水泳ができる体育館や温水プールといった、複合的な教育・文化・スポーツ施設として区民が集まる場所として再整備する案が考えられます。 その中に、永田町小学校の歴史や遺構、写真、思い出の品などを展示し、訪れる人がいつでも触れられるようにすることで、過去と未来が自然につながり、地域の記憶も受け継がれていくと思います。 「懐かしさ」を残しつつ、「これからの子どもたちの価値」を最大化する使い方ができたら、とても素敵なことだと感じています。 |
| 54 | ○ | | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | 建物についてではなく、記録や資料の保存についてのアンケートの回答は難しいです。 ・建築物に歴史的な価値があると思われるので、できれば解体しないで建物を保存してほしい ・なるべく多くの区民が利用できる区民施設にしてほしい その中に永田町小学校記念館のような施設を設けて、記録や資料などを保存してほしい。 |

| 提出者番号 | 提出者の区分 | | | | | | 主要な意見のカテゴリ | | | | | | 意見の内容 |
|-------|--------|-------|------|------------------|---------------------|-----|------------|--------|-------------|------|-----------|-----|--|
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | |
| | 区内在住者 | 区内在勤者 | 区内法人 | 卒業(園)永田町小学校・幼稚園の | 関係者(卒業(園)幼稚園の(生園の外) | その他 | 記念品・寄贈品の返却 | 校舎内部公開 | 作品や資料の保存・活用 | 跡地活用 | 解体反対・校舎保存 | その他 | |
| 55 | | | ○ | | | | | | | | ○ | | 東京建築士会のヘリテージマネージャー講習にて、実習会場として調査をさせて頂きました。永田町という場所に、復興小学校から引き継がれた特徴や意匠も多く残り、その後の小学校建築の規範となるようにと計画されて建てられた小学校がそのまま残っているとはそれまで知りませんでした。また、戦争の経験したことにより、その記憶が建物にも多く残されていることも知りました。資料として残すことよりも、この建物を残すことの方が後世に震災のことも、戦争のことも、引き継いでいくことができると思います。耐震性は耐震補強等々いろいろ方法があります。閉校後も長年、形を変えずにいたということは残す道も考えていたのではないのでしょうか？壊すことは簡単ですが、その歴史まで壊してしまうことには反対です。壊してしまっただけには戻りません。建物を残すことの検討は十分に行われてたのでしょうか？建設費高騰が続く昨今で、建て替えをすることがベストなのか、今一度検討してもよいのではと思います。 |
| 56 | ○ | | | | | | | | | | ○ | | ヘリテージマネージャー養成講座の演習が、永田町小学校であり、実測や保存活用方法についてグループ単位で行いました。関東大震災後の復興事業の中でも鉄筋コンクリート造の小学校は、当時の東京市建築局が最先端の設備を入れるなどその後の学校建築のモデルになったと、東京に生まれ育った者として永田町小学校を見学実測をし、図面や資料を調べて実感いたしました。講座の演習では保存活用方法として、都会の小中学生が地方に農業体験に行くのと同じように、全国から永田町に来て国会や政治を学べる場として体験型研修施設として活用してはどうかとグループで考えました。講堂を子供国会議事堂とし、教室は子供議員宿舎にして、食堂や屋上、日光浴室をオープンカフェにして地域や議員の方々との勉強や交流の場に使用。永田町小学校はその立地からそのような活用に最適な施設と考えます。講座では他にも様々な保存活用が提案され、貴重な建物の保存活用を学ぶ者として永田町小学校の価値を認識し今後長く残し活用してほしいと願いました。また、永田町小学校は、建築的にも専門家がモダニズム建築代表作の一つで復興小、改築小と繋いできた流れの到達点の建物と高く評価しています。耐震診断でも補強は可能と出ています。スクラップ&ビルドの時代は終わっています。東京の中心に立つこの貴重な建物を解体ではなく保存活用して生かし後世に残すことを再考して頂きますようお願い致します。 |
| 57 | | | | ○ | | | | | | ○ | | | 防災倉庫を兼ねた避難所兼公園。 下水、井戸、食事が作れる公園。 |
| 58 | | | | ○ | | | | | ○ | | | | 永田町小学校の解体前の見学を希望します。 2015年3月に同期会を開催した際に、千代田区にお願いして校舎内を見学させていただいたことがあります。参加者からも機会があればまた見学したいとの希望もあり、今回を逃すと次は無さそうなので、是非とも見学の機会を設けて頂きたいと思いを。 |
| 59 | | | | | | | | | | | ○ | | コロナ前になりますが、東京建築士会のヘリテージマネージャー養成講座で、永田町小学校の実測演習・活用計画演習がありました。実測調査の際、当時の小学校建設・小学校教育方針等が伺えるプラン構成や、あちらこちらに見られるかわいらしい意匠、代々の卒業生の作品と、時代にあわせて改修を行いながら、大切に使われてきた痕跡がたくさん残っていて、とても素晴らしいと思いました。養成講座の永田町小学校の活用計画演習の中で、小学校の一部を当時の復興小学校の特徴を体験できる資料館として計画したのを思い出します。今回、解体される方針とのお話があり、今回の資料の保存と一緒に建物自体の保存活用の道も再考いただけないかと思い、意見させていただきます。復興小学校は関東大震災後の東京を建築史を語る上で、とても重要な位置付けにあると考えます。残されている数多くの資料とともに、現在の永田町小学校の建物自体も資料として活用の道を検討いただきたく、宜しくお願いいたします。 |
| 60 | | | | | | | | | | | ○ | | 旧永田町小学校は歴史ある小学校です。その歴史の積み重ねが現在と未来をつくります。大震災後の耐震性、耐火性はもちろん、先進性もある復興小学校としてつくられたことは首都にふさわしい施策だと思っています。建物を残してコンバージョンをして「公的な施設」として下さい。 |
| 61 | | | | ○ | | | | | ○ | | | | 閉校から30年以上も経ってまだ校舎が残っていたことに驚きました。よくこんなに長い間保存していたと感心します。学校は区のものなので区のことを一番よく知る役所に扱いは任せるべきと思いますが、最後に校舎を開放してくれると嬉しいです。 |
| 62 | ○ | | | | | | | | | | ○ | | 永田町小学校を解体、機能更新で新しい建物を立て替えて千代田区のランドマークにして欲しい |
| 63 | | ○ | | | | | | | | | | ○ | 歴史的な建造物なので歴史を残す工夫など検討頂ければと思います。 |

| 提出者番号 | 提出者の区分 | | | | | | 主要な意見のカテゴリ | | | | | | 意見の内容 |
|-------|--------|-------|------|------------------|-----------------|-----|------------|--------|-------------|------|-----------|-----|--|
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | |
| | 区内在住者 | 区内在勤者 | 区内法人 | 卒業(園)永田町小学校・幼稚園の | 関係者(卒業(園)幼稚園以外) | その他 | 記念品・寄贈品の返却 | 校舎内部公開 | 作品や資料の保存・活用 | 跡地活用 | 解体反対・校舎保存 | その他 | |
| 64 | ○ | | | | | | | | | ○ | | | 千代田区は土地が少ないため、なにかに活用したほうがよいのではないのでしょうか。老朽化したビルをメンテナンスし続けるのは費用も莫大であり、また、場所柄区民が気軽に利用できるわけでもないので、グラウンドや公園など運動会やお祭りなどに使える施設になればよいかと思ひます。 |
| 65 | ○ | | | | | | | | | ○ | ○ | | 施設の老朽化による危険な状況は、早急に改善すべき課題と考えます。 解体工事は早期の実施をお願いいたします。 永田町小学校時代の資料は、閉校になった他の小学校と同様に、近隣の区立施設(麹町中学校もしくは麹町小学校など)に資料室を確保し保管していただきたいです。必要な時期に必要な人が閲覧・参照するのに便利と考えます。 |
| 66 | ○ | | | | | | | | | ○ | | | いつまでも区有財産を放置しないで有効活用を希望します |
| 67 | ○ | | | | | | | | | ○ | | | いつまでも区有財産を放置しないで有効活用を希望します(意見番号:67と重複) |
| 68 | ○ | | ○ | | | | | | | ○ | | | 解体後に千代田区の福祉施設として活用するのであれば解体は大賛成です。 建物を維持するならば、擁壁の上に校庭があるので耐震強度の問題や設備の老朽化による漏水、浸水等修繕費が高むばかりで、幼少期の思い出の為に校舎を残したいという気持ちだけで建物を残すというのは区民の為に思ひません。 一刻も早く取り壊して千代田区独自の地区開発のアイデアを出していくのが賢明かと思ひます |
| 69 | ○ | | ○ | | | | | | | ○ | ○ | | 区民の憩いの場になると良いですね。 建物は(一部でも)遺産として残して欲しいです。 コミュニティ活動ができるイベント会場になると良いと思ひます。 |
| 70 | | | | | | ○ | | | | | ○ | | 意見募集期間を延長していただき誠にありがとうございます。 1) 旧永田町小学校関係資料の取扱いについての意見募集ですが、そもそも解体を前提として資料の取扱いについて意見を募集することに疑問があります。実物こそ最高の資料です。それを解体することについて議会で十分議論がされていません。これでは区民から不満の声が上がって当然です。 2) 永田町小学校の敷地をどのように利用するかは、まだ決まっていなくて解体ありきでは、区民の合意形成は得られないでしょう。どのように利用するか決まって、それが十分区民に共有され、そのために解体するのか、残せるのか、判断すべきで、順序が逆です。敷地を何に使うかわからないけれど、とりあえず壊す、という見解は、区民の財産を預かる行政、ましてや天下の千代田区がすることではありません。このような非合理的な進め方は今の時代に合いません。改めてください。 3) 永田町小学校の維持管理費が年間500万円かかるというのが解体の理由とされていますが、仮に解体費が10億円とすると、維持管理費の200年分です。もし解体しなければ維持管理費の200年分が節約できるのです。維持管理しながら、ゆっくり永田町小学校の使い道を考えませんか。 4) 一般に、建物を改修して使い続けたり、リノベーション(改修して用途を変更すること)した場合、同じ大きさのものを新築するのに比べて、3割安いとされています。また、オーストラリア・シドニーのキー・クォーター・タワーの事例では、新築に比べ、44%のCO2削減ができた報告されています。 5) 費用対効果を真剣に考え、環境先端地をめざす千代田区にとって、壊さず使うという選択肢は魅力的ではありませんか。3331では、千代田区の先進的な取り組みが話題になりました。今度は永田町小学校で環境先進地として話題になる番です。全国から大勢の視察者を集めることになるでしょう。 |
| 71 | ○ | | | | | | | | | ○ | | | 早くはっきり綺麗に解体して、区民に役立つもの建ててほしいです。 区内小中学校合同の音楽会できる大きな区民ホールとか、障害者施設とか要保護児童施設とか。広い土地もったいないです。 |
| 72 | ○ | | ○ | | | | | | | ○ | | | 永田町小は残していても今の子ども達が支える場ではないと思ひ、地域の方が使えるようにしていただきたいです。 |
| 73 | ○ | | | | | | | | | ○ | | | 永田町小を中心とした地域の在りし日の姿をイマーシブ・シアターという形で追体験できる施設を作って欲しい。 イマーシブ・シアター 領土・主権展示館 https://share.google/xEh5ve7CzZHVruUYg |

(別紙) 提出された意見

旧永田町小学校関係資料の取扱いに対する意見照会の結果概要について

| 提出者番号 | 提出者の区分 | | | | | | 主要な意見のカテゴリ | | | | | | 意見の内容 |
|-------|--------|-------|------|------------------|-----------------|-----|------------|--------|-------------|------|-----------|-----|--|
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | |
| | 区内在住者 | 区内在勤者 | 区内法人 | 卒業(園)永田町小学校・幼稚園の | 関係者(卒業(園)幼稚園以外) | その他 | 記念品・寄贈品の返却 | 校舎内部公開 | 作品や資料の保存・活用 | 跡地活用 | 解体反対・校舎保存 | その他 | |
| | | | | | | | | | | | | | 永田町小学校との関係 |
| 74 | ○ | | | | | | | | ○ | | | | 私は居住エリアが異なるため、詳細にかかる意見までは申し上げられないのですが… 当該資料や記録等は是非とも保存していただきたいと思ひます。 その上で、解体を全て業者の方がやってしまうのではなく、地域住民や学生、地域企業の方々も解体に関わり、意見交換等を行う。 セレモニーの際には、その様子や、その時に出た案等を披露する場を設けると、解体ではございますが、その先を皆で共に過ごしていくための 未来思考的なセレモニーになるのかなと思ひました。 |
| 75 | ○ | | ○ | | | | | | ○ | | | | 千代田区には、公適配、所謂統廃合で廃校になった小学校が多く存在します。特に、私たち千代田区立小学校校歌保存研究会は、廃校になった 小学校の校歌にスポットを当て、当時の先人たちが子どもたちへ寄せる想いを研究し残していくことで、時代を考察する活動をしています。歴史 ある永田小も、多くの文字に残すものは多くあると思ひますが、是非とも、音として残せるものもあると思ひます。当時の人間しか知り得ない 音、イントネーション、テンポ等(例えば、鏝節と書いてカツオブシ。しかしながら江戸っ子はそれをカツオブシと読むような、ねおのい人間 にしかわからない残さないもの)を丁寧に残していっていただきたいと思ひます。 |
| 76 | ○ | | | | | | | | | | | ○ | 永田町小学校については何も存じませんでした。勉強させていただきます。 |
| 77 | ○ | ○ | | | | | | | ○ | | | | 1.テーマ別ルームの命名とデザイン: 新しい施設の部屋やエリアに、学校の教室名や部活動名を付け(例:「旧1年A組会議室」)、壁に学校の歴史年表や生徒の絵画を飾る。カフェや図書室が ある場合、学校の蔵書を一部移設して「思い出の図書コーナー」に。 2. デジタル・インタラクティブな組み込み(現代的な体験を提供) AR/VR体験ゾーンの導入: 新しい施設にタブレットやVRヘッドセットを設置し、ARアプリで旧校舎の3Dモデルを重ねて「仮想ツアー」を可能に。利用者が施設 内を歩きながら、過去の学校生活を再現(例: 教室で授業の音声が聞こえる)。思い出の写真や動画をアップロードできる機能も追加。 3. 資料 インタラクティブディスプレイ: タッチスクリーン式のキオスクを置き、学校の年表や卒業アルバムを閲覧可能に。QRコードを施設の各所に配置し、スマ ホでスキャンすると関連する思い出話や資料が表示される。スキャンとデジタル化: 写真や文書を高解像度スキャナーでデジタル化。動画はMP4形式に 変換。無料ツール(Google DriveやDropbox)や専門ソフト(Adobe Scan)を使い、バックアップを複数(クラウド+ハードディスク)作成。 メタデータの付与: 各ファイルに日付、説明、キーワードをタグ付け。長期保存のため、PDF/AやTIFFなどのアーカイブ形式を使用。 クラウドストレージの活用: Google CloudやAWSにアップロード。セキュリティを強化し、定期的にバックアップを確認。 保存のポイント: 著作権や個人情報保護(GDPRや日本の個人情報保護法)を守る。5年ごとのレビューで資料の状態を確認。 資料の閲覧方法 保存した資料を誰でもアクセスしやすくし、思い出を共有できるようにする。オンラインとオフラインの両方を組み合わせる。 オンライン閲覧 ・専用ウェブサイトやポータル構築: WordPressやGoogle Sitesでサイトを作成し、資料をカテゴリ別に公開。検索機能付きで、卒業生がログインして追 加投稿可能。例:「学校アーカイブサイト」として無料ホスティング。 ・モバイルアプリの開発: シンプルなアプリ(MIT App Inventorで作成可能)で、資料閲覧や通知機能を実装。プッシュ通知で新着思い出を共有。 ・ソーシャルメディア統合: FacebookグループやInstagramアカウントで一部公開。ハッシュタグ(#旧校名思い出)でユーザー生成コンテンツを集める。 オフライン閲覧 ・施設内閲覧室: 新しい施設に閲覧コーナーを設け、タブレットやプリントアウトで資料を提供。予約制でプライバシーを確保。 ・イベント時公開: 同窓会や地域祭で資料を展示。ボランティアがガイド役を務める。 ・貸出システム: デジタルコピーをUSBで提供、または図書館連携で物理資料を貸出。 閲覧のポイント: アクセス制限を設定(例: 卒業生限定エリア)。利用ログを記録して人気資料を分析し、更新を続ける。無料で基本公開し、有料オプ ション(高解像度ダウンロード)で維持費を賄う。 |
| 78 | ○ | | | | | | | | ○ | | | | 旧永田小学校は関東大震災後の復興のモダニズム建設のさきがけの学校で、歴史ある学校なので、資料等は公文書館に保存されてもいいのでは ないでしょうか。 |
| 79 | ○ | | | | | | | | ○ | | | | 千代田区在住・在学・勤務者向けのスポーツセンター。 |
| 80 | ○ | | | | | | | | ○ | | | | 旧永田町小学校跡地については、区が引き続き土地を所有することを踏まえ、将来の行政需要に対応できる柔軟性を確保しつつ、安定した収益 も見込める活用が良いと思ひます。 立地特性を活かし、行政機能と民間収益事業を組み合わせた複合施設とする事ができれば、区の土地所有の財政負担を抑えながら、継続的な地 代収入や施設使用料収入が得られる。 例えば、区民利用や防災拠点、会議室等の公共用途にし、オフィスや政策関連事業者向けの施設などとして活用する。 また、国会や官庁街に近いので、政策・公共分野に関わる外国関係者の利用を想定した施設とすることで、収益性が期待できると考えます。 一時的な活用や短期的な収益にとどまらず、将来の行政課題の変化にも対応可能な土地利用とし、区民にとって長期的なメリットがある形での 活用方針を検討していただければと思ひます。 |

| 提出者番号 | 提出者の区分 | | | | | | 主要な意見のカテゴリ | | | | | | 意見の内容 |
|-------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-------------------|------------|------------|--------|-------------|-----------------------|-----------------------|-----|---|
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | |
| | 区内在住者 | 区内在勤者 | 区内法人 | 卒業(園)生 永田町小学校・幼稚園の | 関係者(卒業(園)生・幼稚園以外) | その他 | 記念品・寄贈品の返却 | 校舎内部公開 | 作品や資料の保存・活用 | 跡地活用 | 解体反対・校舎保存 | その他 | |
| | | | | | | 永田町小学校との関係 | | | | | | | |
| 81 | <input type="radio"/> | | <input type="radio"/> | | | | | | | <input type="radio"/> | | | 残していても無駄なので、とっとと壊して土地を有効活用してください |
| 82 | <input type="radio"/> | | | | | | | | | <input type="radio"/> | | | 卒業された方々には残念とおもいますが、時代の流れであると思います。土地の有効活用をとしたいと思います。 |
| 83 | <input type="radio"/> | | | | | | | | | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | | 校舎解体ははしていいと思います。 解体したくない方には記念品のようにして木の一部差し上げる。 解体した木材などについては地球温暖化防止のため何かに再利用する。 その後跡地には近隣在職者たちの憩いの場となれる場所を作るといい思いました。 |
| 84 | <input type="radio"/> | | | | | | | | | <input type="radio"/> | | | 永田町小学校は私が富士見小学校を卒業した1993年3月に閉校している。既に33年が経とうとしている建物である。この間、千代田区は暫定利用を続けてきたが、さすがに限界を迎えていると言わざるを得ないため、解体はやむを得ない考える。しかし、旧富士見小ではできなかったが、現代の映像記録技術を用いて、現存の校舎や資料のデジタル保存は可能であるとする。つまり、統廃合によって残すことができなかった、校歌や、教室の内部の記録写真等をかかって現在の技術を用いて残すことができるので、そのことを千代田区として、努力してほしい。私の先輩も永田町小卒であるが、さすがに保存活動は無理だと心得ているため、最低限の保存でもいいので実行してほしい。解体後の建物については、建築費高騰の折、時間を十分にかけ検討してほしい。 |
| 85 | <input type="radio"/> | | | | | | | | | <input type="radio"/> | | | 子どもたちの遊び場。 |
| 86 | <input type="radio"/> | | <input type="radio"/> | | | | | | | <input type="radio"/> | | | 日本、千代田区、の良い文化伝統を次世代に繋いでより良い千代田区、日本を創り目指す為には、千代田区として出来ることを行うことが大切だと考えます。 日本にとって大切なことは、自給率を上げることだと考えます。 特に、食料自給率、エネルギー自給率、防衛自給率は、大切だと考えます。 大きな意味で、日本をより良い国にするためには、千代田区に出来ることは、エネルギー又は食料自給率のアップだと考えます。 そこで私は、アメリカニューヨークで日本人が成り立っているいちご工場を作るとは、いかがでしょうか！経済と自給率のアップ、両方がうまく行き、ウインウインになれるといいと思います。 |
| 87 | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | | | | | | | | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | | 貴重な資料は映像や写真、デジタル保管して定期的に公表するといふ。 跡地はあそび場や広場、区民が憩える公園にすればみんなのためになる。 校舎の保存を求めている人がいるらしいが区民のためにならない。そんなに大切なら自分の費用と責任で買って移築するといふ。 |
| 88 | <input type="radio"/> | | | | | | | | | <input type="radio"/> | | | 永田町小学校の歴史も長いようで、近隣に長くお住まいの方や、その仔まいからも、地域の方々に愛される小学校だったのではないかと思われます。その歴史や理念、精神を麹町小学校や番町小学校が引き継いできたのではないのでしょうか。番町小学校愛育会の地域活動部でお仕事をしていますと、そうした経緯を感じることがあります。そして、その流れが地域と小学校を繋ぐ貴重な文化に繋がっております。その歴史を知らない世代も増えておりますので、ぜひ、この機会にその歴史を継ぎ、これからの地域と教育現場を繋ぐコミュニティの成就に繋いで頂きたいと思っております。どうか宜しくお願い致します。 |
| 89 | <input type="radio"/> | | | | | | | | | <input type="radio"/> | | | 子供が運動できる施設のご検討をお願いします。 |

| 提出者番号 | 提出者の区分 | | | | | | 主要な意見のカテゴリ | | | | | | 意見の内容 |
|-------|--------|-------|------|------------------|------------------|-----|------------|--------|-------------|------|-----------|-----|---|
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | |
| | 区内在住者 | 区内在勤者 | 区内法人 | 卒業(園)永田町小学校・幼稚園の | 関係者(卒業(園)幼稚園の以外) | その他 | 記念品・寄贈品の返却 | 校舎内部公開 | 作品や資料の保存・活用 | 跡地活用 | 解体反対・校舎保存 | その他 | |
| 90 | ○ | | | ○ | | | | | | | ○ | | <p>歴史的にも文化的にも価値のある永田町小学校旧校舎は解体しないで下さい。 資料や記録などは解体しないでそのまま保存して下さい。 保存した場合の活用の希望を以下に述べます。</p> <p>○避難場所として 戦前より祖父母の代から平河町に住んでおり私は生まれた時から祖父母と暮らしています。毎年、5月25日になると昭和20年のこの日の大空襲の悲惨な様子を小さい頃から聞かされてきました。地下鉄に逃げた人々は火が地下まで襲ってきてまる焼けになり、お堀に逃げた人は熱くなっていたお堀で亡くなったそうです。祖父母は鉄筋コンクリートの永田町小学校に命からがら逃げこみ救われました。永田町小学校は頑丈で空襲に遭っても壊れませんでした。 日本大学理工学部建築学会空間構造デザイン教室の見解によれば旧永田町小学校は補強を要する建物との判定ではあるが材料は健全で壊すしか手立てがない状況ではないとのこと。大規模修繕及び耐震補強をすれば今後も使用できます。 今後は災害時の避難場所として活用して下さい。</p> <p>○小学校の施設として 千代田区の人口が増加し、麴町小学校の教室が足りなくなり図書館を潰して教室にして本は廊下に並べているそうですが旧永田町小学校をまた復活させるのが良いと思います。 ○一般区民でも使える施設として 麴町大通りから日比谷公園まで千代田区の公共施設は麴町中学校、保育園、日比谷図書館の3施設のみです。(麴町仮住宅は未だに住民の希望するアンケートをしてもらっていません。)近隣には就学年齢ではない一般区民への公共施設が全くありません。 旧永田町小学校を大規模修繕及び耐震補強をして一般の区民でも使える施設、図書館や温水プールにリニューアルして開放して下さい。 ○歴史的文化的価値のある旧永田町小学校 関東大震災により建て替えた永田町小学校は復興小学校と呼ばれ当時としては珍しい床暖房、温熱暖房のコンベクター設備が敷設されていたとのこと。また竣工時から給食室があり校内でパンも焼けて、体育館と講堂が別々に設けられている、2階席ギャラリーや映写室を備えているなど永田町小学校が初めて実施したことや都内でも珍しい敷設が多くあります。修繕や補強すればまだ使える価値のある建造物を解体しないで下さい</p> |
| 91 | | | ○ | | | | | | | | ○ | | <p>卒業生多し。</p> <p>区民の憩える建物を期待す。</p> |
| 92 | ○ | | | | | | | | | | ○ | | <p>解体を前提に議論すべきと考えます。</p> |
| 93 | ○ | | ○ | | | | | | | | ○ | | <p>エリア外の区民としてご意見申し上げます。平河町に友人がいたので永田町小学校08と交流をしております。その平河町も開発のための立ち退き、元々越境入学や官舎からの通学が多く、現在ほとんどの方が千代田区民ではなく、永田町に行くことも無いようです。また、エリア外の多くの区民は校舎を見たこともありません。永田町小学校は千代田区の学校の中では特異な存在でした。仮に保存した場合は、場所的にも馴染みがなく利用が制限され、旧鎌倉中学の様な有効活用が出来ないと思われます。確かに歴史的建造物としての価値はあります。千代田区民として申し上げますと、私の父は淡路小学校卒、私は神田小学校卒です。町会の先輩は神龍小学校卒です。何れも旧校舎はなくなり新たな小学校や再開発ビル、または体育館に生まれ変わっております。永田町小学校だけが特別なのでしょうか？多額の税金(区税)で大規模修繕をして、維持管理保存する意味があるのでしょうか？税金を投入しない方策や区民が納得する様な画期的なビジョンがあれば別ですが、現状では一旦更地にして新たな活用方法を検討した方が良いかと存じます。例えば土地を売却(国など)して新スポーツセンターの建設の財源にするとかは如何でしょうか？誠に勝手ながら区民として思うところを述べました。何卒よろしく願い申し上げます。</p> |
| 94 | ○ | | | | | | | | | | ○ | | <p>神田に住んでおりますので麴町に関しては部外者となるのかもしれませんが一言申し上げます。私の両親も兄も今はもうない神田の小学校に通っていました。学友ももちろん同様です。永田町小学校は歴史も古く著名人を輩出する有名校で文化財に値する価値はあるのかもしれませんが、しかしながら、それは神田も含めたすべての千代田区民に関係があるのでしょうか。永田町小学校の卒業生だけが思い出に残すために、あるいは建築家の先生方が満足するためだけに貴重な土地を使うことを良しとするのでしょうか。神田の小学校は、神田の住民は、何十年も前に区のために母校を失ったことを、今さまざまな訴えを区にしている方々はどのように思われているのでしょうか。千代田区に存在する以上は区民の共有の財産です。卒業生や建築家の先生方の私物ではありません。保存するのも修復するのも私達全区民の税金を使います。そうした点をぜひご高配のうえご判断いただきたいと思います。私の関係者、友人、知人、それほど多くはありませんが、皆身勝手な保存を望んでいません。 ただ、それでも永田町小学校の関係者の方々の気持ちは大切にさせていただきたいと思います。私ですら、当時の思いも光景も今も心の中にあり、友人と話す度に昨日の事のように思い出されます。私の小学校も資料室を作っていたら、思い出や資料は保管していただいていると聞いています。もはやそれを見る機会も無いかもしれませんが、それでもありがたい気持ちです。そうした思いを大切にするような関係資料の保存を区役所の方には切に願う次第です。</p> |

| 提出者番号 | 提出者の区分 | | | | | | 主要な意見のカテゴリ | | | | | | 意見の内容 |
|-------|--------|-------|------|------------------|------------------|-----|------------|--------|-------------|------|-----------|-----|---|
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | |
| | 区内在住者 | 区内在勤者 | 区内法人 | 卒業(園)永田町小学校・幼稚園の | 関係者(卒業(園)幼稚園の(外) | その他 | 記念品・寄贈品の返却 | 校舎内部公開 | 作品や資料の保存・活用 | 跡地活用 | 解体反対・校舎保存 | その他 | |
| 95 | ○ | | | | | | | | | ○ | | | 千代田区役所の施設なのでいろんな機能の入った建物になるのでしょうか。そんな建物を増築で建てるなんて無理だし、増築できないから機能を入れないなんて本末転倒。早くきれいな施設を作ってください。 |
| 96 | | ○ | | | | | | | | | | ○ | 坂を下る途中の建物の一部が崩落しています。道に壁の破片が落ちています。資料の前に危険な建物を何とかしてください。通行人に当たったら怪我をします。危ないです。怖いです。 |
| 97 | ○ | | | ○ | | | | | | | | ○ | <p>旧永田町小学校・幼稚園について、十分な調査や検討が行われなまま、解体を前提とした「記録保存」の意見募集が実施されていることに、強い違和感を覚えています。建物の安全性や耐震性に関して、専門家による詳細な調査結果や判断根拠が区民に示されておらず、なぜ保存や再利用の可能性が検討対象から除外されているのかが明確ではありません。一部では「土地のため」と説明されていますが、具体的な用途や必要性は示されておらず、歴史的に貴重な建物を解体する合理的な理由が区民に共有されているとは言えません。</p> <p>全国には、旧校舎を耐震補強の上で保存・再生し、教育・文化・地域活動の拠点として活用している事例が数多く存在します。旧永田町小学校・幼稚園も、長年にわたり地域の教育と暮らしを支えてきた建物であり、耐震・耐火性能に加え、構造や採光、空間構成などがよく考え抜かれた、教育環境として極めて質の高い建築です。単なる老朽施設ではなく、千代田区の歴史と記憶を体現する重要な公共資産であると考えます。解体を前提に記録保存のみを検討する姿勢は、こうした価値を十分に評価しているとは言えません。</p> <p>まずは第三者の専門家による客観的な建物調査を実施し、保存・再利用・部分保存など複数の選択肢を公平に比較検討した上で、その結果および判断過程を区民に丁寧に開示すべきです。拙速な解体ではなく、調査と熟議に基づく慎重な意思決定を求めます。未来を担う子どもたちのため、そして区民全体、ひいては日本の財産として、リノベーションによって残すという選択を真剣に検討すべきであると考えます。</p> <p>旧永田町小学校・幼稚園のように、歴史的・文化的背景を有する公共建築については、解体ありきで方針を決定するのではなく、保存・再利用・用途変更など多様な可能性を検討することが不可欠です。全国の自治体では、旧校舎を地域の学びや文化、交流の拠点として再生させている事例も多く、歴史的価値と現代的機能を両立させた活用が進められています。こうした先行事例や知見を踏まえた検討は、日本の中心に位置する千代田区においてこそ、率先して行われるべきものと考えます。</p> |
| 98 | ○ | | | ○ | | | | | | | | ○ | <p>私は長年千代田区永田町に居住し、現在も千代田区に在住しております。永田町小学校には子どもたちが通い、当時の区の方針であった国際理解教育のもと、子どもの人格形成を大切にす質の高い教育を受けさせていただきました。永田町小学校は、地域住民にとって単なる学校施設ではなく、千代田区教育理念を体現してきた象徴的な存在であったと考えております。</p> <p>一方で、近年の区有施設の扱いについては、強い危惧を抱かざるを得ません。私は箱根の千代田荘を長年利用し、千代田区の歌の会などの活動にも参加していましたが、十分な説明や区民への丁寧な周知がないまま、事実上なし崩し的に閉鎖されました。区の大切な財産が、区民の理解や検証の機会を欠いたまま失われていく過程を目の当たりにし、区政に対する不信感を抱くに至りました。</p> <p>永田町小学校についても同様に、解体を前提とした方針の報告と意見募集が行われており、意思決定の手続きとして大きな疑問を感じております。区民の共有財産である公共施設について、十分な資料の提示や情報提供がないまま、結論ありきで意見を求めることは、区民参加や説明責任の観点から適切とは言えません。</p> <p>千代田区には子どもの遊び場が少ないとの指摘もあり、実際に孫の球技練習においても、場所が確保できず中止を余儀なくされることがあります。永田町小学校の校庭や体育館が開放・活用されれば、その歴史的・文化的背景と相まって、未来を担う子どもたちにとって極めて意義深い場となるはずです。</p> <p>一度解体してしまえば、二度と元に戻すことはできません。目先の効率や都合だけでなく、行政だからこそ守るべき区民の財産、ひいては国の財産であるという視点を持っていただきたいと思います。</p> <p>千代田区が掲げる「教育と文化の街」という理念が形骸化することのないよう、永田町小学校がなぜあの場所に存在し、どのような歴史的・文化的役割を担ってきたのかを改めて検証し、保存や活用を含めた複数の選択肢を区民に示した上で、開かれた議論を行うことを強く求めます。</p> |

| 提出者番号 | 提出者の区分 | | | | | | 主要な意見のカテゴリ | | | | | | 意見の内容 |
|-------|--------|-------|------|-------------------|-------------------------|-----|------------|--------|-------------|------|-----------|-----|--|
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | |
| | 区内在住者 | 区内在勤者 | 区内法人 | 永田町小学校・幼稚園の卒業(園)生 | 永田町小学校・幼稚園(園)生(園)以外の関係者 | その他 | 記念品・寄贈品の返却 | 校舎内部公開 | 作品や資料の保存・活用 | 跡地活用 | 解体反対・校舎保存 | その他 | |
| 99 | ○ | | | | ○ | | | | | | ○ | | <p>私は両親の代から長年永田町に居住し、永田町小学校とともに地域で暮らしてきました。永田町小学校は、「日本を先駆けたモデル校」として建築され、当時の政府関係者の教育に対する高い理念と志を体現した学校であり、日本の教育の誇りとも言える存在でした。日本の中心とも言えるこの地に、あえて教育施設を建設したことからは、教育を重視する当時の日本の強い意志と在り方がうかがえます。永田町小学校は、地域の子どもの学びの場であると同時に、地域住民にとって精神的な拠り所でもありました。</p> <p>関東大震災後に建設された小学校として、耐震・耐火性を強く意識した構造であり、区の指定避難所としても機能するなど、非常時においても多くの命を守ることを前提に造られた建物であったと聞いております。</p> <p>1945年の東京大空襲の際には、私の母が、炎が荒れ狂う中を匍匐前進で永田町小学校までたどり着き、避難してきた住民の方々と力を合わせ、命がけでプールの水を使った消火活動にあたりました。永田町小学校は、そうした区民一丸となった必死の努力によって激しい戦火に耐え、焼失を免れ、多くの住民の命を守りました。その後も戦後の教育を支え続けてきた建物です。</p> <p>さらに1982年には、レーガン米大統領夫人をはじめとする世界的な著名人が訪問され、国際的にも注目を集めました。</p> <p>戦災を乗り越えて今なお残る永田町小学校は、地域の歴史と記憶を今に伝える、千代田区にとって、そして日本にとっても極めて貴重な公共財であると考えます。</p> <p>解体を前提とするのではなく、これまでの歴史的経緯と公共的価値を正当に評価した上で、保存や活用の可能性について丁寧かつ慎重な検討がなされることを強く望みます。</p> |
| 100 | | | | | | ○ | | | | | ○ | | <p>永田町小学校校舎は戦前期につくられた東京市の小学校の1つで、モダンな意匠、体育館と講堂の両方をもつこと、当初の意匠がよく残されていることが特徴の、非常に優れた建築である。東京市が戦前期に建築した校舎は復興小学校・改築小学校と呼ばれるが、それらは近隣住民が使うことも想定されていた。小学校が閉校になっても、近隣住民をはじめ多くの人々が訪れる施設となるよう、校舎自体を活かし利用すること、また、校舎内部に資料室を設けて永田町関係資料を公開展示することを希望する。京都芸術センター(旧明倫小学校)、神戸市立海外移住と文化の交流センター、KIITO デザイン・クリエイティブセンター神戸(旧生糸検査所)など、歴史的建造物の中に歴史展示室を設けた先行事例が参考になる。建物を再生・転用したことで、建物自体が歴史を語り、それらは非常に魅力的な人気の施設となっている。歴史的な優れた建物が現存し、活用されていることは、都市の魅力を高め、地域の重要な資産となる。そのような施設となる可能性をもつ現校舎を解体してしまうとしたら、非常にもったいない。</p> |
| 101 | ○ | | | | | | | | | ○ | | | <p>私たちは、自分がかかわった地域、学校などに愛着を持ちますが、それらのすべてが、時代とともに状況を変えていきます。その中で、何かを変えなければならないとき、私たちが考えなくてはいけないのは、未来への視点だと考えます。永田小も、未来の区民のよりどころとなる場所に生まれ変わる、という展望のもと、新しい視点で、今後のあり方を考えてほしいです。</p> |
| 102 | ○ | | | | | | | | | ○ | | | <p>永田小の関係者、卒業生などのためには、思いを大切にできる最良の場所、方策を考えてほしいです。</p> |

| 提出者番号 | 提出者の区分 | | | | | | 主要な意見のカテゴリ | | | | | | 意見の内容 |
|-------|--------|-------|------|------------------|------------------|-----|------------|--------|-------------|------|-----------|-----|---|
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | |
| | 区内在住者 | 区内在勤者 | 区内法人 | 卒業(園)永田町小学校・幼稚園の | 関係者(卒業(園)幼稚園の以外) | その他 | 記念品・寄贈品の返却 | 校舎内部公開 | 作品や資料の保存・活用 | 跡地活用 | 解体反対・校舎保存 | その他 | |
| | | | | | | | | | | | | | 永田町小学校との関係 |
| 103 | ○ | ○ | | ○ | | | | | | | ○ | | 永田町小学校の卒業生 |
| | | | | | | | | | | | | | 永田町小学校校舎は、モダニズムに立脚したデザイン性のある校舎であり、校舎そのものに芸術的価値があるといえます。その斬新性から、昭和31年8月には、造形教育センター夏の研究会が行われております。造形教育センターは、昭和30年6月、当時の絵画表現を主とする表現主義的な教育に対して、バウハウスの造形理論と組織の影響を受けてデザイン、工作領域を取り込んだ総合的な造形教育の研究団体として産声を上げ、我が国の戦後造形美術教育の歴史とともに半世紀の歩みを続けている造形教育の団体です。永田町小学校では、全国図画工作教育振興総決起大会も開催され、戦後の造形教育やデザイン教育の中心地的実践を世の中に広めていくための研究会場にもなりました。我が国における図画工作教育の中心的役割りを果たしてきた永田町小学校の資料には、校舎の一部となっている卒業制作を含め、造形教育にかかわる資料が多くあります。それらを散佚させることなく、現物のまま保存保管することは、日本の子どもを取り巻く昭和史研究の一翼でもあります。昭和50年代以降本格化した帰国子女教育の資料とともに、どうぞ適切に保存保管し、その文化的価値をご認識いただきますようお願い申し上げます。千代田区文化遺産への登録をお願い申し上げます。永田町小学校の校舎が老朽化しているならば、どのように補強すべきか、首脳会議で一時的に決定された解体ではなく、校舎保存にむけ方針転換をいただきますよう切にお願ひ申し上げます。校舎の文化的価値を、今一度、建築学会はじめ、新宿区や中央区等の復興及び改築小学校保存例より研究いただきますようお願い申し上げます。特に、体育館と講堂は、そのまま使用できるものです。同規模のものを作るよりききに、そのまま保存、ストック利用されることを区民として、卒業生として強く要望致します。教育と文化については、人数による多数決や区長の独断で決定されるべきではありません。公共施設の適正配置は、コミュニティを壊すものではなく、コミュニティを作る、継続させるための構想ではないのでしょうか。どうか、ボール遊び場や公園ではなく、永田町小学校の地を人生における教育と文化の場となるようリノベーションをお願い申し上げます。 |
| 104 | | | | | | ○ | | | | | ○ | | 建築関係団体等 |
| | | | | | | | | | | | | | 東京ヘリテージマネージャー■期養成講座で永田町小を実測調査演習し、区有財産としての重要性を認識しました。今回、永田町小学校校舎の解体方針を知り、また、『解体後の土地は引き続き区が所有し、売却の予定はありません。今後の活用方法については、行政課題や地域の状況を踏まえながら検討を進めていく予定』であれば、一度解体して全く消失してしまう前に、この区有一等地の価値を、そこに現存する歴史的建築を活用することにより最大化する可能性を、検討するプロセスを設けていただきたいと切望するものです。永田町小学校校舎は、関東大震災後の復興小学校の集大成とも言えるモダニズム学校建築の名作だと考えます。特に、東南角部の屋上実習園跡のデザインは素晴らしい、多くの青少年たちがここから、国会議事堂を間近に望み、日本の国の未来に夢を描いたと思われます。北東角部には、体育館に講堂を重ねた集会の場が、街に開かれるように設けられています。歴史的建造物を財産として学ぶヘリテージマネージャー演習で、永田町小を実測調査に続く活用提案作成では、私たちのグループは「永田町まつりごと スクール」と名付けた活用計画を発表しました。校庭部分に新しく高層棟を建て、足元は永田町小学校校舎を補強して保全し、その既存低層部分を「まつりごと スクール」として、全国から若者が、政治や制度設計、まちづくりなどを学びに来られる、キッザニア政治家(ポリティシャン)版というような宿泊型学習施設にリノベーションする内容でした。周辺にある国会議事堂や博物館などの関連施設のツアーや、既存講堂では模擬議会や海外との子どもオンライン国連会議などを体験する等々の使い方は、周辺の学校で、子ども国会が行われているyoutube画像に触発されたものでした。私たち以外にも、1期に付き7~8グループからの、多様な活用計画には眼を見張る発表があり、この千代田区のヘリテージが持つ、SDGsの時代にサステナブルな既有資源の活用のあり方を、国内外に示す潜在力の大きさを実感したものでした。 |

(別紙) 提出された意見

| 提出者番号 | 提出者の区分 | | | | | | 主要な意見のカテゴリ | | | | | | 意見の内容 |
|-------|--------|-------|------|-----------------------|-------------------|--------------|------------|--------|-------------|------|-----------|-----|---|
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | |
| | 区内在住者 | 区内在勤者 | 区内法人 | 卒業(園)生 永田町小学校・幼稚園の | 関係者(卒業(園)生・幼稚園以外) | その他 | 記念品・寄贈品の返却 | 校舎内部公開 | 作品や資料の保存・活用 | 跡地活用 | 解体反対・校舎保存 | その他 | |
| 105 | ○ | ○ | | | | | | | | | ○ | | <p>旧永田町小学校について今までよく知りませんでしたが、大変良い立地にあるんですね！ 区内の貸し出し施設は足りていないため、拡充していただくと嬉しいです。 特に中高生が過ごせる場所として、音楽スタジオ(複数)、ダンススタジオ、体育館(スポーツ全般)、中高生向けの図書館、茶室、調理室、 これらは、小学校の施設を手入れすれば全て叶いそうです。 できれば一階は給食Cafeとして営業してもらいたい。</p> <p>立地が良すぎるので売却案の方が根強いかと思いますが、できれば区民や在勤者が利用できる施設のままで有効活用してほしい。 売却してしまっは、次に購入することは不可能だと思います。</p> |
| 106 | ○ | | | | ○ | 永田町小学校の卒業生の親 | | | | | | ○ | <p>先ずは卒業生に伝えるべきである。建物は耐震を含め劣化しているとの話であったがウソだったのか。国がほしいと昔話があり九段下の土地との交換依頼があったが当時の区議が反対した貴重な資産である。未だ使える様なのでリノベーションをし卒業生の品物を展示したり小学校の所有する歴史的品物を保管展示するのが良いと思う。国への賃貸も可能。不動産会社に委託せず区が運営すべき。</p> |
| 107 | ○ | | | | ○ | 永田町幼稚園の卒園生の親 | | | | | | ○ | <p>歴史的価値のある永田町小学校は解体しないで下さい。そのまま使える様に大規模修繕をしてください。</p> |

重要備品の下限額の引上げについて

1 見直しの経緯

本区の重要備品の下限額の基準（50万円以上）は、千代田区物品名鑑で定められており、昭和39年から適用されている。昨今の物価上昇や事務効率化の観点から、その下限額の引上げを行う。

※重要備品の下限額の基準は、総務省の「統一的な基準による地方公会計マニュアル（令和7年3月改訂）」において、「物品は、自治法第239条第1項目に規定するもので、原則として取得価額または見積価額が一定金額基準以上の場合に資産として計上します。この金額基準については、原則として各地方公共団体の判断に基づき、各地方公共団体における重要な物品等の基準に係る規定等に準じたものを設定の上、注記するものとします。一例として、取得価額または見積価額が50万円（重要備品）以上といった金額基準が考えられます。」とされている。

2 引上げの内容

| 下限額の基準 備品の種類 | 現行 | 改正後 |
|-----------------|----------------|-------|
| 重要備品 | 50万円（昭和39年度適用） | 100万円 |
| 一般備品 | 10万円（平成20年度適用） | 現行通り |

【参考】① 本区の重要備品の金額内訳（令和7年3月31日時点）

| 金額区分 | 数量 |
|---------|--------|
| 100万円以上 | 1,107件 |
| 100万円未満 | 771件 |

② 23区の基準状況

| 重要備品 | 下限額 | 自治体数 |
|------|-------|------|
| | 50万円 | 9 |
| | 100万円 | 14 |

※「令和7年度版 23区会計事務の概況」より

3 今後のスケジュール

令和8年1月 庁内周知
令和8年4月1日 千代田区物品名鑑の改定、運用開始